

本章のポイント

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

- 国会議員に占める女性の割合は、平成30年2月現在、衆議院10.1%、参議院20.7%。
- 国家公務員の地方機関課長・本省課長補佐相当職、本省課室長相当職及び指定職相当に占める女性の割合は、平成29年では10.1%、4.4%及び3.8%。30年4月1日時点での国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は、全体で33.9%、うち総合職試験からの採用者は32.5%。
- 国の審議会等における女性委員の割合は、平成29年9月現在、37.4%。女性の専門委員等の割合は26.8%。

第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

- 平成29年12月末現在の地方議会における議員に占める女性の割合は、特別区議会が最も高く27.1%、政令指定都市の市議会は17.2%、市議会全体は14.4%。全ての都道府県議会に女性議員がいる一方、3割以上の町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。
- 地方公務員に占める女性の割合について、役職段階別に見ると、平成29年における本庁課長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は、都道府県で18.4%、9.8%、5.9%、市区町村で28.1%、16.2%、8.0%（うち、政令指定都市で21.1%、15.0%、9.3%）。28年度の採用者に占める女性の割合は、都道府県全体で35.3%、うち大学卒業程度試験は30.6%。

第3節 様々な分野における女性の参画

- 司法分野における女性の割合は着実に増加。平成28年12月現在、裁判官21.3%、29年現在、検察官（検事）23.5%、弁護士18.4%。
- 2017（平成29）年の我が国のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は144か国中114位。2015（平成27）年のジェンダー不平等指数（GII）は159か国中21位。

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

（国会議員に占める女性の割合）

内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」により、国会議員に占める女性の割合について、その推移を見ると、衆議院議員総選挙当選者においては、戦後の一時期を除いて、1～2%台で推移していた。その後、平成8

年（第41回選挙）に小選挙区比例代表並立制が導入されて以降上昇傾向にあり、29年10月執行の衆議院議員総選挙後、衆議院議員に占める女性の割合は10.1%（47人）となり、国際比較すると、193か国中159位（30年3月現在）となっている。

また、参議院においては、昭和22年4月（第1回選挙）の4.0%（10人）からおおむね上昇傾向にあり、平成28年7月執行の参議院

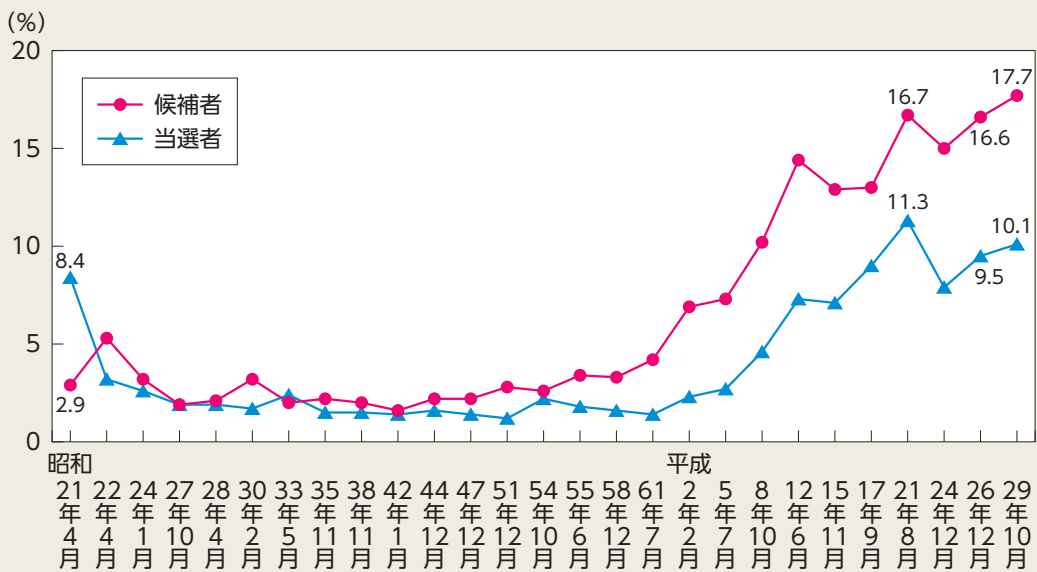
議員通常選挙後、参議院議員に占める女性の割合は5%ポイント増加し、30年2月現在で20.7%（50人）となっている。

（候補者、当選者に占める女性の割合）

衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合の推移を見ると、昭和61年以降上昇傾向にある。平成29年10月執行の総選挙では、候補者に占める女性の割合は過去最高となり、当選者に占める女性の割合は、21年8月執行の総選挙に次いで過去2番目に高い割合となった（I-1-1図）。

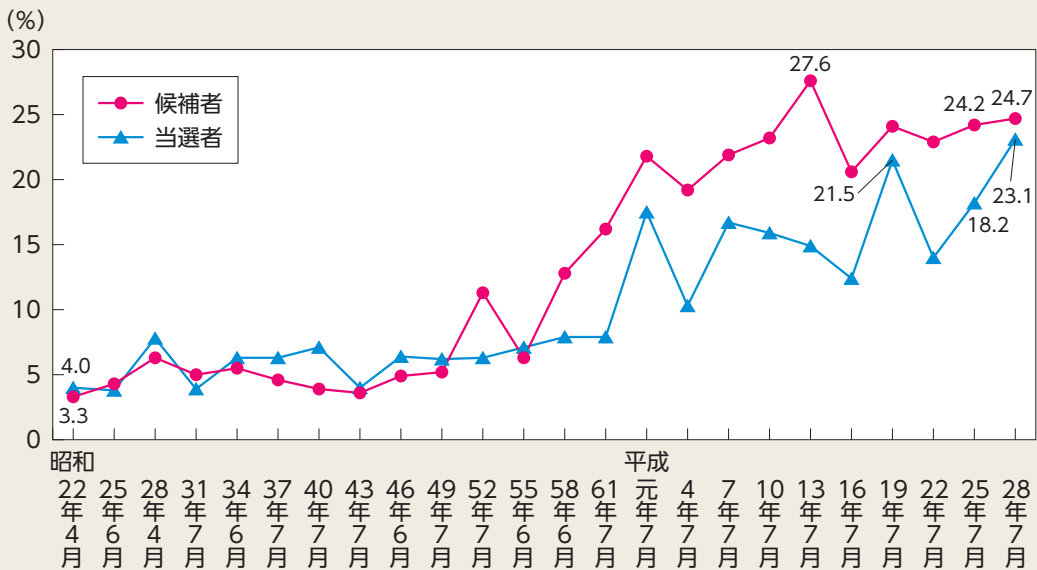
また、参議院議員通常選挙においても、候補者及び当選者に占める女性の割合は、昭和50年代後半以降上昇傾向にある。平成28年7月執行の通常選挙では、候補者に占める女性の割合は13年7月執行の通常選挙に次いで過去2番目に高く、当選者に占める女性の割合は過去最高となった（I-1-2図）。

I-1-1 図 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



（備考）総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

I-1-2 図 参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



（備考）総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

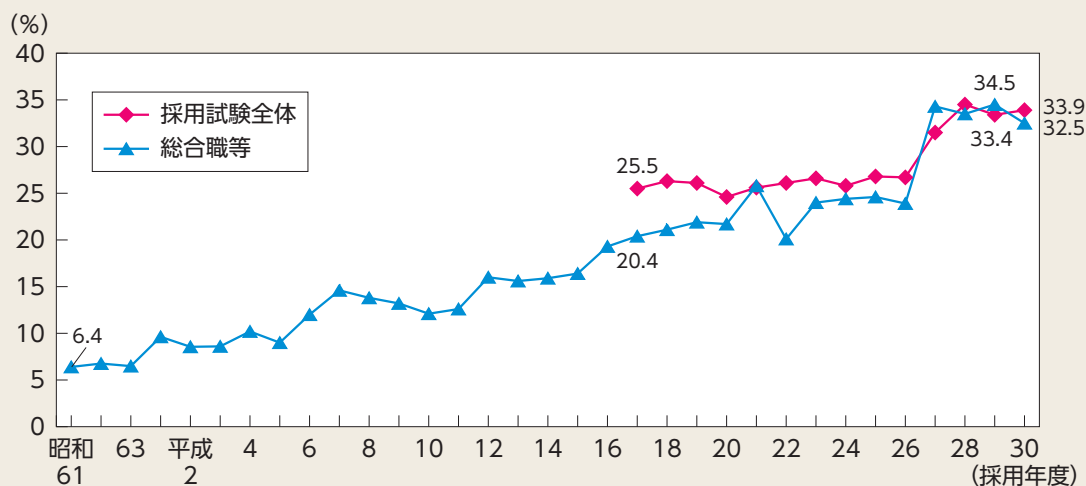
(国家公務員採用者に占める女性の割合)

国家公務員においては、女性の採用を積極的に進めた結果、平成30年4月1日時点での国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は33.9%、総合職試験からの採用者に占める女性の割合は32.5%となり、「第4次男女共同参画基本計画」に定める目標（毎年度30%以上）を達成している（I-1-3図）。

(女性国家公務員の登用状況)

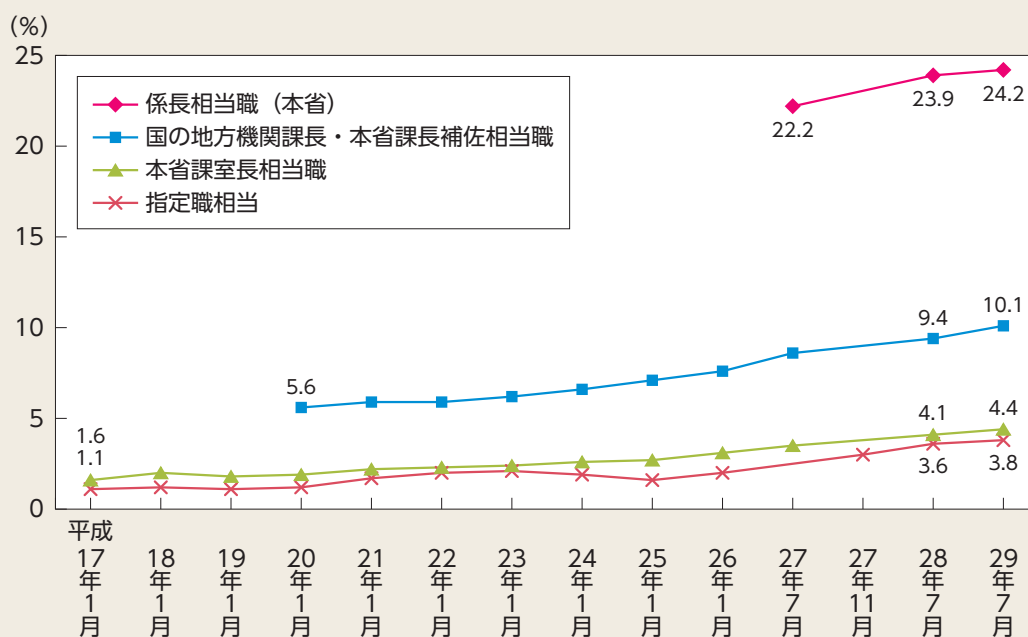
国家公務員の女性の割合を役職段階別に見ると、平成29年は、係長相当職（本省）24.2%、地方機関課長・本省課長補佐相当職10.1%、本省課室長相当職4.4%及び指定職相当3.8%となっている（I-1-4図）。

I-1-3図 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移



(備考) 1. 平成16年度以前は人事院資料より作成。17年度及び18年度は総務省、19年度から24年度は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、25年度は総務省・人事院、26年度は内閣官房内閣人事局・人事院、27年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」より作成。
2. 「総合職等」とは国家公務員採用総合職試験（院卒者試験，大卒程度試験）及び国家公務員採用I種試験並びに防衛省職員採用I種試験をいう。ただし、平成15年度以前は、国家公務員採用I種試験に合格して採用された者（独立行政法人に採用された者を含む。）のうち、防衛省又は国会に採用された者を除く。

I-1-4図 役職段階別国家公務員の女性の割合の推移



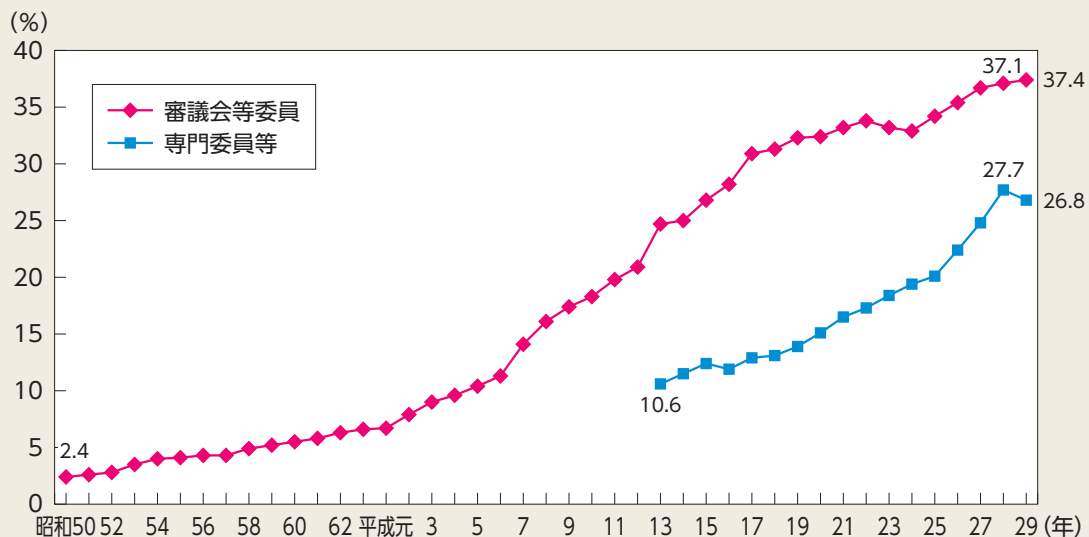
(備考) 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。

(国の審議会等における女性委員の割合)

国の審議会等における女性委員の割合は、平成29年9月30日現在37.4%と、調査開始以来最高値となった。また、専門委員等（委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議

するため必要があるとき、専門委員、特別委員又は臨時委員の名称で置くことができるもの）に占める女性の割合は26.8%となっている（I-1-5図）。

I-1-5図 国の審議会等における女性委員の割合の推移



(備考) 1. 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。
2. 昭和63年から平成6年は、各年3月31日現在。7年以降は、各年9月30日現在。昭和62年以前は、年により異なる。

第2節

地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

(都市部で高い地方議会における女性議員の割合)

都道府県議会、市議会、町村議会及び特別区議会の議員に占める女性の割合を見ると、平成29年12月末現在、女性の割合が最も高い特別区議会が27.1%、政令指定都市の市議会は17.2%、市議会全体は14.4%、都道府県議会は10.1%、町村議会は9.9%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある（I-1-6図）。

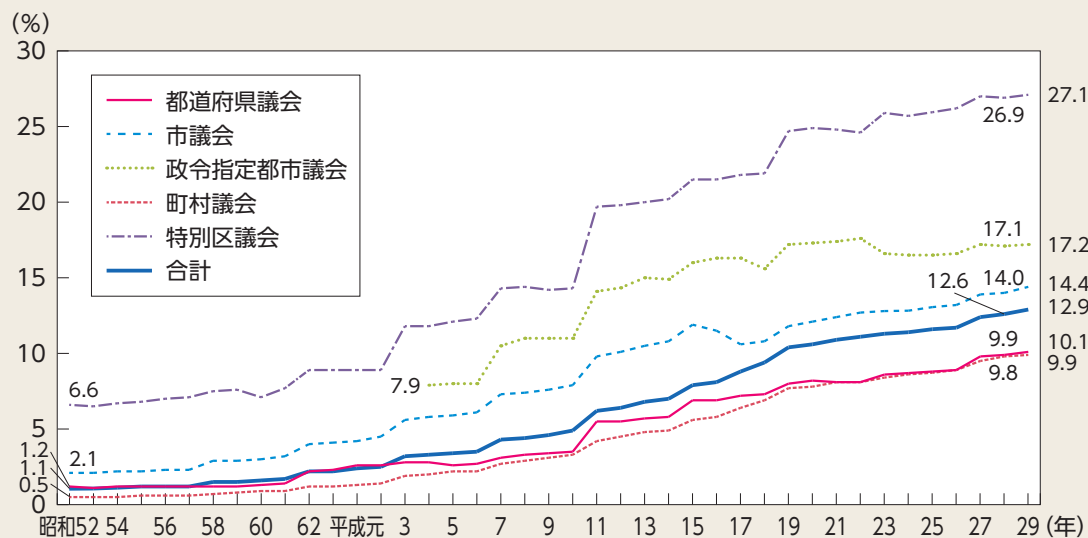
また、平成29年12月末現在、全ての都道府

県議会に女性議員がいる一方、3割以上の町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。

(地方公務員採用者に占める女性の割合)

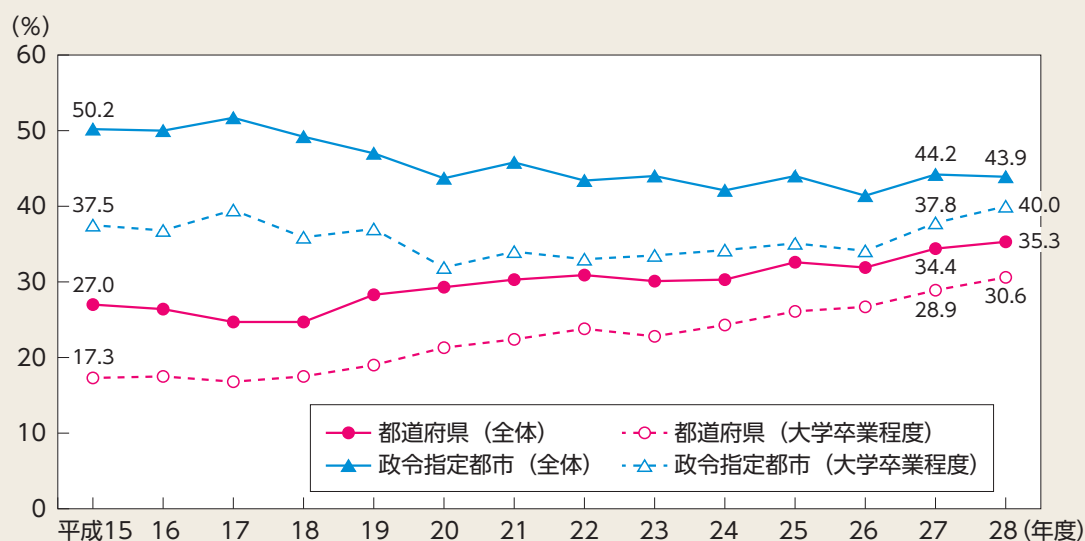
平成28年度の地方公務員採用試験採用者に占める女性の割合は、都道府県では、全体で35.3%、うち大学卒業程度で30.6%、政令指定都市では、全体で43.9%、うち大学卒業程度で40.0%であり、都道府県より政令指定都市で高い水準となっている。長期的な推移を見ると、都道府県全体ではおおむね3割程度、政令指定都市全体では4割以上で推移している（I-1-7図）。

I-1-6 図 地方議会における女性議員の割合の推移



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」をもとに内閣府において作成。
 2. 各年12月末現在。
 3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

I-1-7 図 地方公務員採用者に占める女性の割合の推移



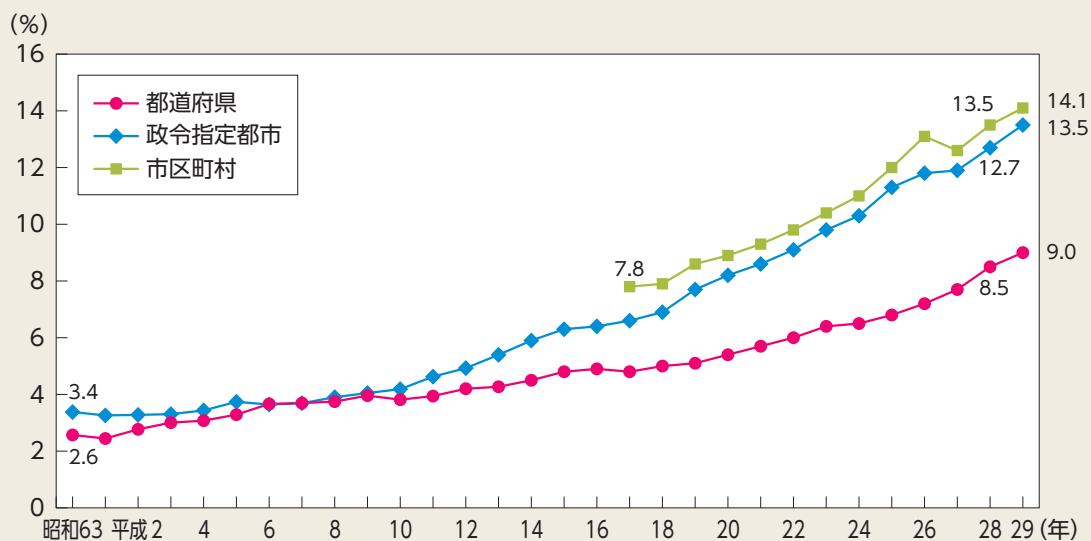
(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
 2. 採用期間は、各年4月1日から翌年3月31日。

(女性地方公務員の登用状況)

本庁課長相当職以上に占める女性地方公務員の割合は、平成29年において、都道府県で9.0%、市区町村で14.1%（うち、政令指定都市では13.5%）となっている（I-1-8図）。役職段階別に見ると、29年の本庁係長

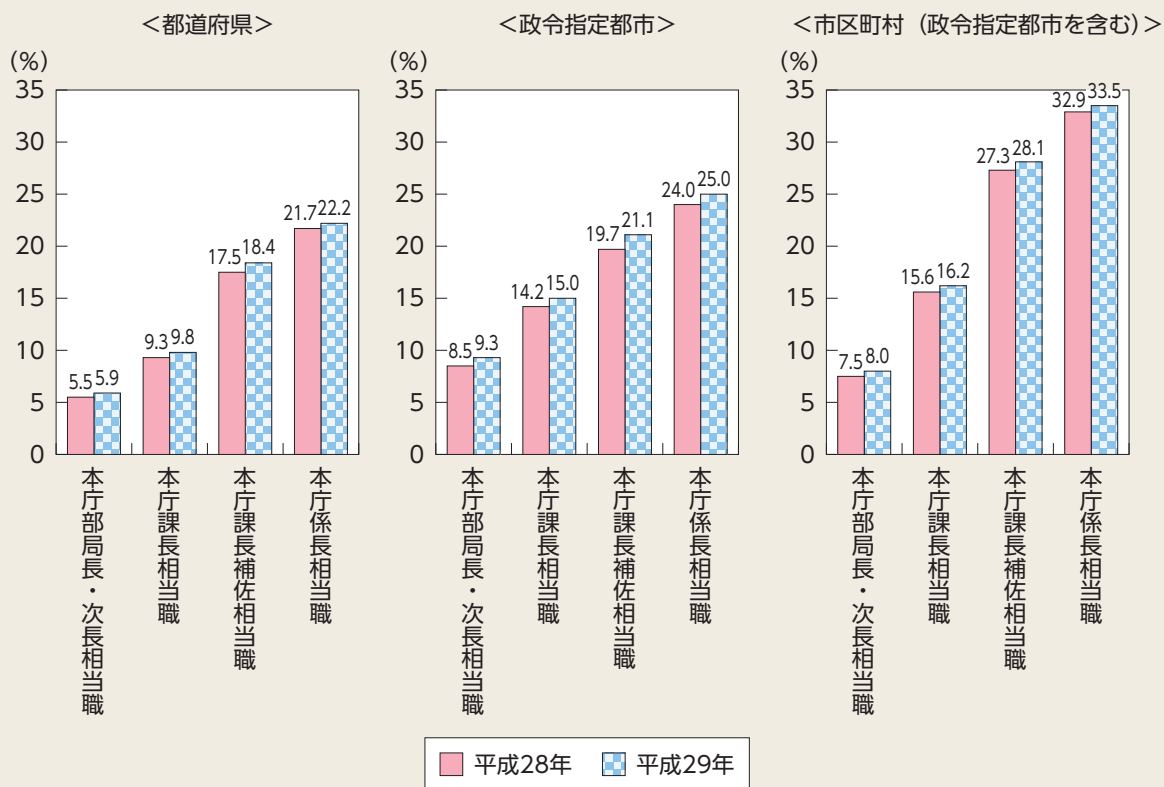
相当職、本庁課長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は、都道府県で22.2%、18.4%、9.8%、5.9%、市区町村で33.5%、28.1%、16.2%、8.0%（うち、政令指定都市では25.0%、21.1%、15.0%、9.3%）となっている（I-1-9図）。

I-1-8 図 地方公務員課長相当職以上に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料，6年からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。5年までは各年6月1日現在，6年から15年までは各年3月31日現在，16年以降は原則として各年4月1日現在。
2. 市区町村の値には，政令指定都市を含む。
3. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。
4. 東日本大震災の影響により，平成23年の値には岩手県の一部（花巻市，陸前高田市，釜石市，大槌町），宮城県の一部（女川町，南三陸町），福島県の一部（南相馬市，下郷町，広野町，楢葉町，富岡町，大熊町，双葉町，浪江町，飯館村）が，24年の値には福島県の一部（川内村，葛尾村，飯館村）がそれぞれ含まれていない。
5. 平成27年以降は，役職段階別に女性数及び総数を把握した結果を基に，課長相当職及び部局長・次長相当職に占める女性の割合を算出。

I-1-9 図 役職段階別地方公務員の女性の割合



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 各年4月1日現在。

第3節 様々な分野における女性の参画

(着実に増加する司法分野における女性の割合)

裁判官，検察官（検事），弁護士に占める女性の割合は，いずれも着実に増加しており，裁判官が21.3%（平成28年12月現在），検察官（検事）が23.5%（29年3月末現在），弁護士が18.4%（同年9月末現在）となっている。なお，28年12月現在，女性3人が最高裁判所の裁判官に任命されている。

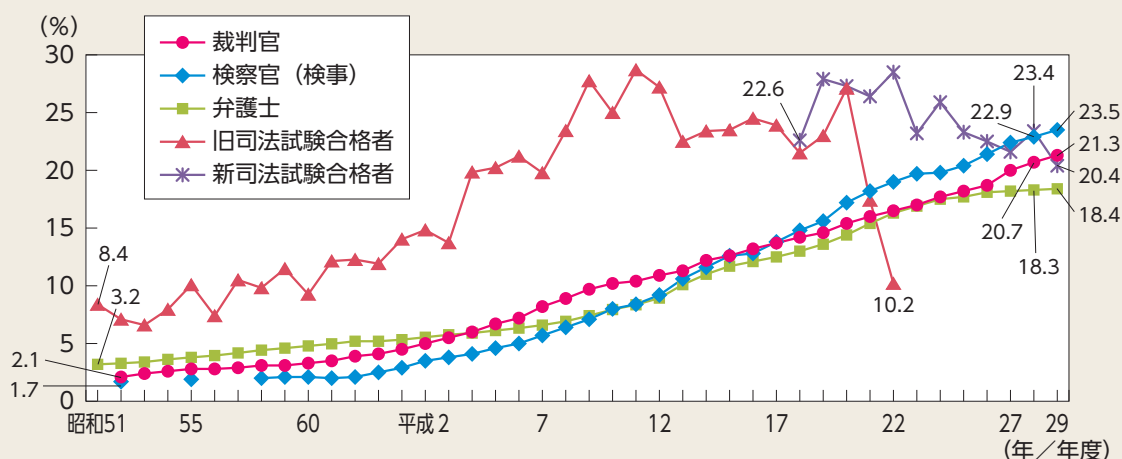
司法試験合格者に占める女性の割合は，平成4年以降はおおむね2～3割で推移しており，29年は20.4%であった（I-1-10図）。

なお，法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院である法科大学院では，女子学生が3割以上を占めていることから（第5章第1節参照），今後の司法分野での女性の参画拡大が期待される。

(医療分野における女性の割合)

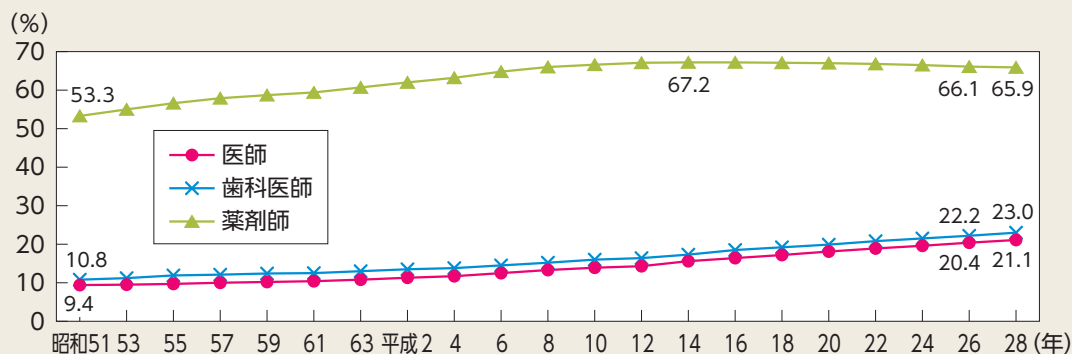
医療施設で働いている医師，歯科医師に占める女性の割合は上昇傾向にある。医師のうち女性の割合は昭和51年の9.4%から平成28年の21.1%まで上昇を続けている。薬剤師に占める女性の割合は，14年まで上昇したが，それ以降はほぼ横ばいとなっている（I-1-11図）。

I-1-10図 司法分野における女性の割合の推移



- (備考) 1. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
 2. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。
 3. 検察官（検事），司法試験合格者については法務省資料より作成。
 4. 裁判官は平成26年までは各年4月現在，27年以降は前年12月現在，検察官（検事）は各年3月31日現在。弁護士は年により異なる。司法試験合格者は各年度の値。

I-1-11図 医療施設従事医師，同歯科医師，薬局・医療施設従事薬剤師に占める女性の割合の推移



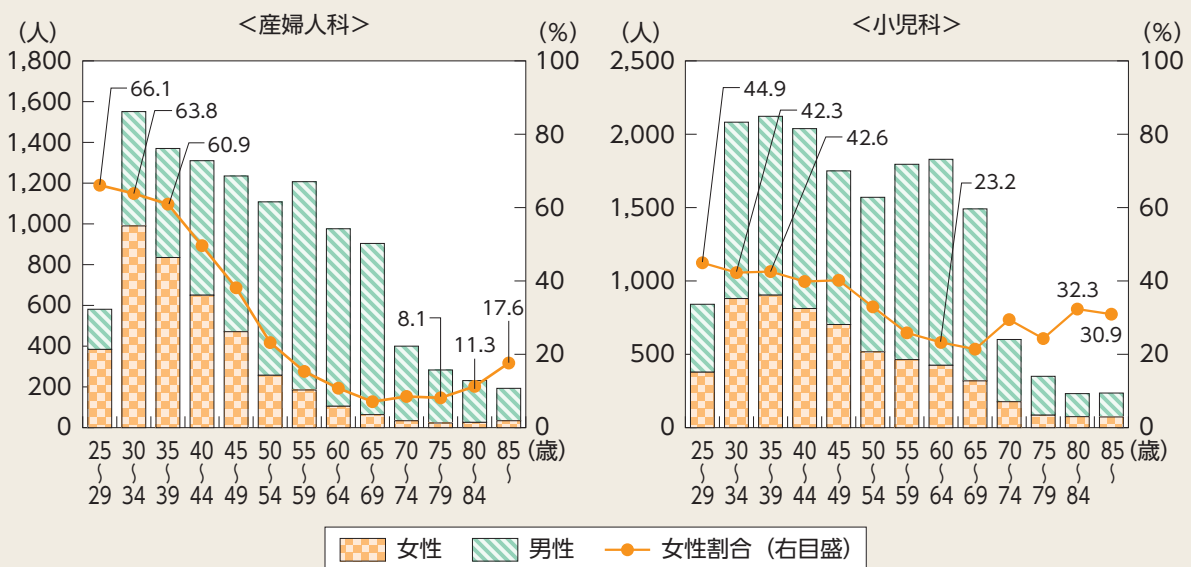
- (備考) 1. 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より作成。
 2. 各年12月31日現在。

医師を取り巻く状況を見ると、慢性的な長時間労働、夜勤や当直等不規則な勤務形態等の指摘があり、女性医師の中には、育児、介護等と仕事との両立が難しい者もいると考えられる。特に、産婦人科医及び小児科医については、新規に医師になる者の多い25～29歳の医師に占める女性の割合がそれぞれ66.1%、44.9%となっているが、年齢が上がるにしたがって低くなる傾向がある（I-1-12図）。

（メディアにおける女性の参画）

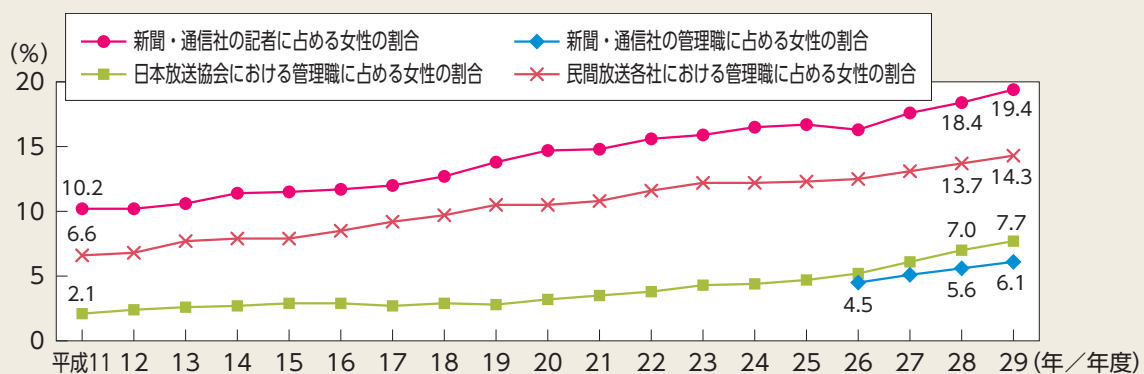
新聞や放送等のメディア分野における女性の参画は、提供する情報の内容が偏ることの防止や、性・暴力表現に関する有効な対策等、メディアが自主的に女性等の人権に配慮した取組を進めていく上で重要な役割を果たすものと期待されている。

I-1-12図 年齢階級別産婦人科及び小児科の医療施設従事医師数（男女別、平成28年）



（備考） 1. 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成28年）より作成。
 2. 平成28年12月31日現在。
 3. 産婦人科は、主たる診療科が「産婦人科」及び「産科」の合計。

I-1-13図 各種メディアにおける女性の割合の推移



（備考） 1. 一般社団法人日本新聞協会資料、日本放送協会資料及び一般社団法人日本民間放送連盟資料より作成。
 2. 新聞社・通信社等は毎年4月1日現在、日本放送協会は各年度の値、民間放送各社は毎年7月31日現在。
 3. 日本放送協会における管理職は、組織単位の長及び必要に応じて置く職位（チーフプロデューサー、エグゼクティブディレクター等）。なお、日本放送協会では平成28年度から関連団体への出向者を含む数値で公表（28年度は7.3%、29年度は8.0%）。また、25年までは専門職を含む値（専門職は25年で廃止）。
 4. 民間放送各社における管理職は、課長級以上の職で、現業役員を含む。

新聞及び放送業界における女性の参画状況について見ると、平成29年における新聞・通信社の管理職に占める女性の割合は6.1%、新聞・通信社の記者に占める女性の割合は19.4%、民間放送及び日本放送協会の管理職に占める女性の割合はそれぞれ14.3%、7.7%となっており、上昇傾向にある（I-1-13図）。

（国際的に見て低い水準にある我が国の状況）

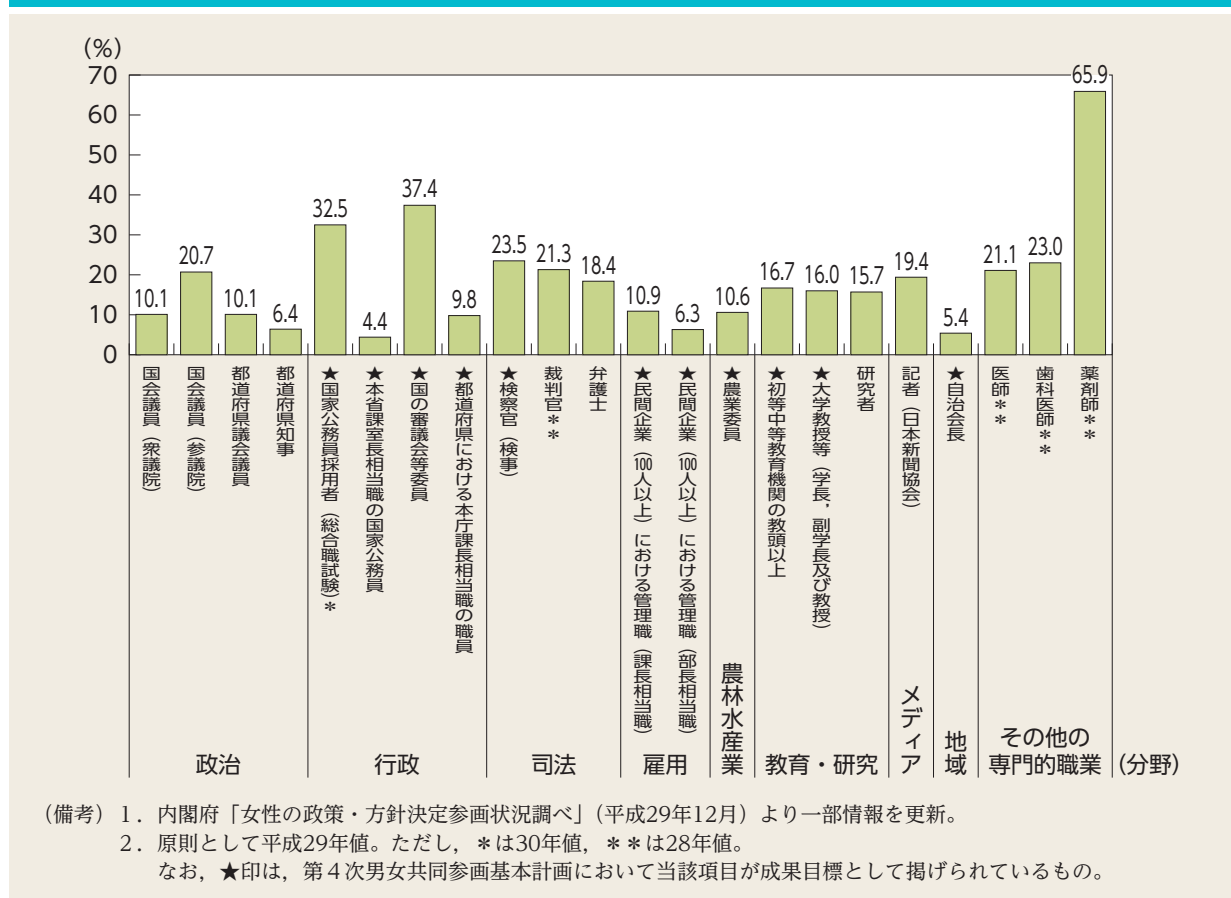
政策・方針決定過程において「指導的地位¹³⁰」に占める女性の割合は緩やかに上昇しており、その水準は依然として低いものの、政府が定める「2020年30%の目標」を達成している分野も出てきている（I-1-14図）。

国際的には、2017（平成29）年に国連開

発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書2016」によると、我が国は、人間開発指数（HDI）が測定可能な188の国と地域中17位、ジェンダー不平等指数（GII）は測定可能な159か国中21位となっている。一方、世界経済フォーラムが2017（平成29）年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、測定可能な144か国中114位となっている。

GGIの順位はHDIやGIIの順位と比べて著しく低くなっており、我が国は、寿命や妊産婦死亡率といった健康分野や教育等、人間開発の達成度では実績を上げているが、政治・経済活動や意思決定に参加する機会においては、諸外国と比べて男女間の格差が大きいと考えられる（I-1-15表）。

I-1-14図 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合



（備考）1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成29年12月）より一部情報を更新。

2. 原則として平成29年値。ただし、*は30年値、**は28年値。

なお、★印は、第4次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。

¹³⁰ 「指導的地位」の定義：男女共同参画会議決定（平成19年2月14日）において、「①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当」とされている。

なお、当該決定において「指導的地位」の定義に該当する者として掲げられた分野・項目は、代表例・例示という位置づけであって、それに含まれないことをもって指導的地位ではないということの意味するものではないとされている。

I-1-15表 HDI, GII, GGIにおける日本の順位

① HDI 2015 (平成27) 年
(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.949
2	オーストラリア	0.939
2	スイス	0.939
4	ドイツ	0.926
5	デンマーク	0.925
5	シンガポール	0.925
7	オランダ	0.924
8	アイルランド	0.923
9	アイスランド	0.921
10	カナダ	0.920
10	米国	0.920
12	香港	0.917
13	ニュージーランド	0.915
14	スウェーデン	0.913
15	リヒテンシュタイン	0.912
16	英国	0.909
17	日本	0.903
18	韓国	0.901
19	イスラエル	0.899
20	ルクセンブルグ	0.898
21	フランス	0.897
22	ベルギー	0.896
23	フィンランド	0.895
24	オーストリア	0.893
25	スロベニア	0.890
26	イタリア	0.887
27	スペイン	0.884
28	チェコ	0.878
29	ギリシャ	0.866
30	ブルネイ	0.865
30	エストニア	0.865
36	ポーランド	0.855
38	チリ	0.847
40	スロバキア	0.845
41	ポルトガル	0.843
43	ハンガリー	0.836
44	ラトビア	0.830
71	トルコ	0.767
77	メキシコ	0.762

② GII 2015 (平成27) 年
(ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GI値
1	スイス	0.040
2	デンマーク	0.041
3	オランダ	0.044
4	スウェーデン	0.048
5	アイスランド	0.051
6	ノルウェー	0.053
6	スロヴェニア	0.053
8	フィンランド	0.056
9	ドイツ	0.066
10	韓国	0.067
11	シンガポール	0.068
12	ベルギー	0.073
13	ルクセンブルグ	0.075
14	オーストリア	0.078
15	スペイン	0.081
16	イタリア	0.085
17	ポルトガル	0.091
18	カナダ	0.098
19	フランス	0.102
20	イスラエル	0.103
21	日本	0.116
23	ギリシャ	0.119
24	オーストラリア	0.120
26	アイルランド	0.127
27	チェコ	0.129
28	英国	0.131
28	エストニア	0.131
30	ポーランド	0.137
34	ニュージーランド	0.158
39	スロバキア	0.179
41	ラトビア	0.191
43	米国	0.203
49	ハンガリー	0.252
65	チリ	0.322
69	トルコ	0.328
73	メキシコ	0.345

③ GGI 2017 (平成29) 年
(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
6	ニカラグア	0.814
7	スロベニア	0.805
8	アイルランド	0.794
9	ニュージーランド	0.791
10	フィリピン	0.790
11	フランス	0.778
12	ドイツ	0.778
13	ナミビア	0.777
14	デンマーク	0.776
15	英国	0.770
16	カナダ	0.769
17	ボリビア	0.758
18	ブルガリア	0.756
19	南アフリカ	0.756
20	ラトビア	0.756
21	スイス	0.755
24	スペイン	0.746
31	ベルギー	0.739
32	オランダ	0.737
33	ポルトガル	0.734
35	オーストラリア	0.731
37	エストニア	0.731
39	ポーランド	0.728
44	イスラエル	0.721
49	米国	0.718
57	オーストリア	0.709
59	ルクセンブルグ	0.706
63	チリ	0.704
74	スロバキア	0.694
78	ギリシャ	0.692
81	メキシコ	0.692
82	イタリア	0.692
88	チェコ	0.688
103	ハンガリー	0.670
114	日本	0.657
118	韓国	0.650
131	トルコ	0.625

(備考) 1. HDI及びGIIは国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2016」、GGIは世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2017」より作成。

2. 測定可能な国数は、HDIは188の国と地域、GIIは159か国、GGIは144か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国(35か国)を抽出。

(注)

HD I 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識 (平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得 (GNI) を用いて算出している。

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】・妊産婦死亡率 ・15~19歳の女性1,000人当たりの出生数

【エンパワーメント】・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合 (男女別)

【労働市場】・労働力率 (男女別)

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値

・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各在学率

【保健分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命

【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の国家元首の在任年数

本章のポイント

第1節 就業をめぐる状況

- 生産年齢人口（15～64歳）の就業率は、特に女性の上昇が著しい。
- M字カーブは以前に比べて浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇している。
- 平成29年の女性の非正規雇用労働者の割合は55.5%で、前年に比べてやや低下。
- 平成29年の女性の就業希望者は262万人であり、求職していない理由で最も多いのは「出産・育児のため」で35.6%。
- 平成29年の給与の男女間格差は、男性一般労働者の給与水準を100とすると、女性一般労働者の給与水準は73.4。

第2節 企業における女性の参画

- 平成29年における役職者に占める女性の割合は、係長級18.4%、課長級10.9%、部長級6.3%と、上位の役職ほど女性の割合が低い。
- 平成29年の上場企業の役員に占める女性の割合は3.7%で、前年比0.3%ポイント上昇。
- 平成29年における管理的職業従事者に占める女性の割合は13.2%であり、諸外国と比べて低い水準となっている。

第1節 就業をめぐる状況

(男女の就業者数及び就業率)

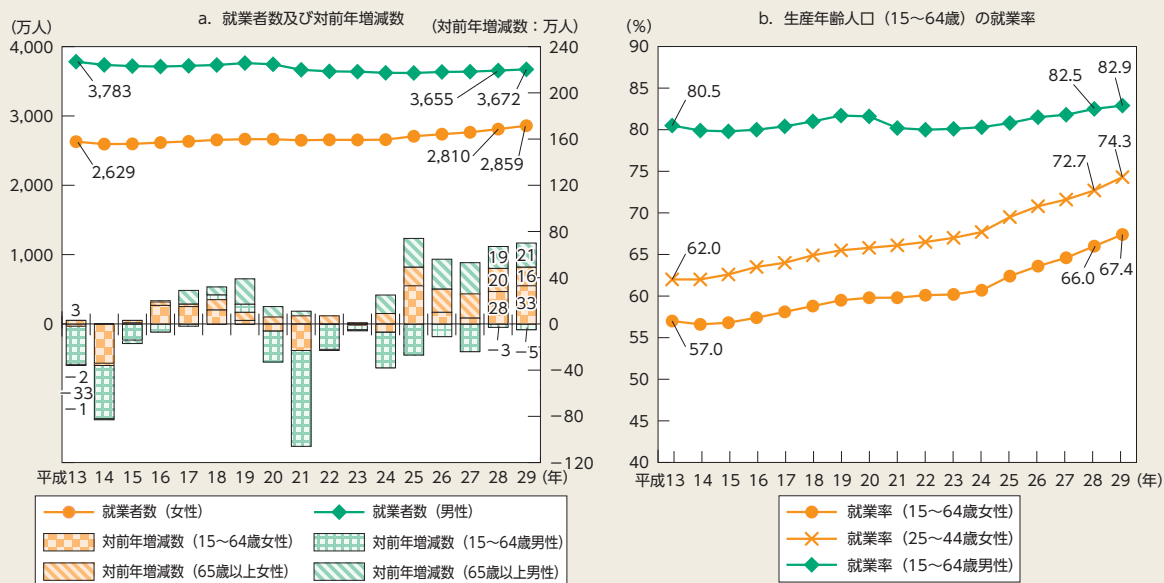
我が国の就業者数は、平成29年には女性2,859万人、男性3,672万人となっている。男女別に就業者数の増減を見ると、生産年齢人口（15～64歳）の男性は20年以降減少が続いているが、生産年齢人口の女性は25年以降増加している。また、65歳以上については、女性は15年以降、男性は24年以降増

加している。

生産年齢人口の就業率は、近年男女とも上昇しているが、特に女性の上昇が著しく、平成29年には15～64歳で67.4%、25～44歳で74.3%となった（I-2-1図）。

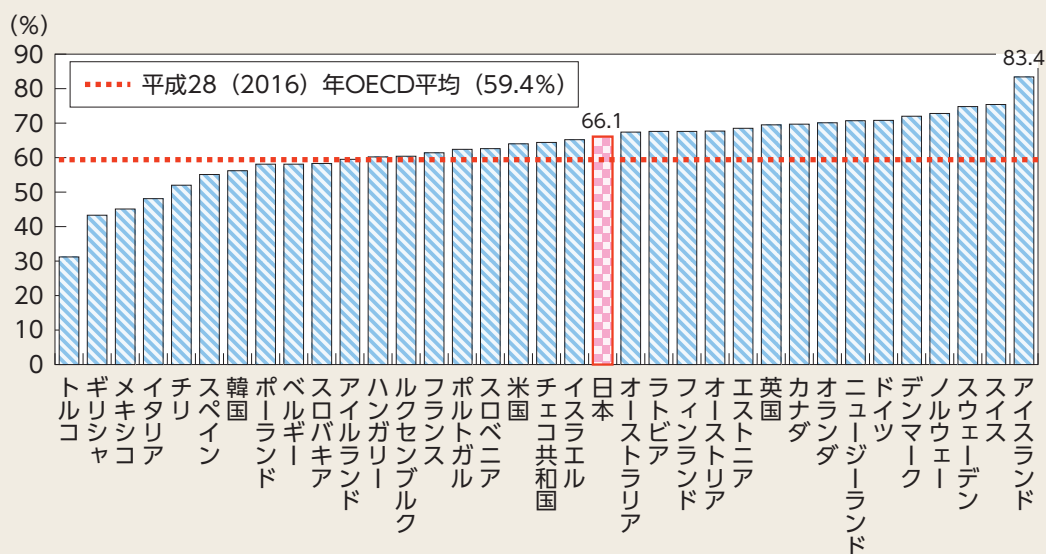
我が国の男女の生産年齢人口の就業率を他のOECD諸国と比較すると、35か国中、男性は82.5%でアイスランド及びスイスに次いで3位であるが、女性は66.1%で16位となっている（I-2-2図）。

I-2-1 図 就業者数及び就業率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」より作成。
 2. 平成17年から28年までの値は、時系列接続用数値を用いている (比率を除く)。
 3. 就業者数及び就業率の平成23年値は、総務省が補完的に推計した値。

I-2-2 図 OECD諸国の女性 (15~64歳) の就業率 (平成28年)



(備考) 1. OECD “Employment Outlook 2017”より作成。
 2. 就業率は、「15~64歳就業者数」 / 「15~64歳人口」 × 100。

(女性の年齢階級別労働力率 (M字カーブ) の状況)

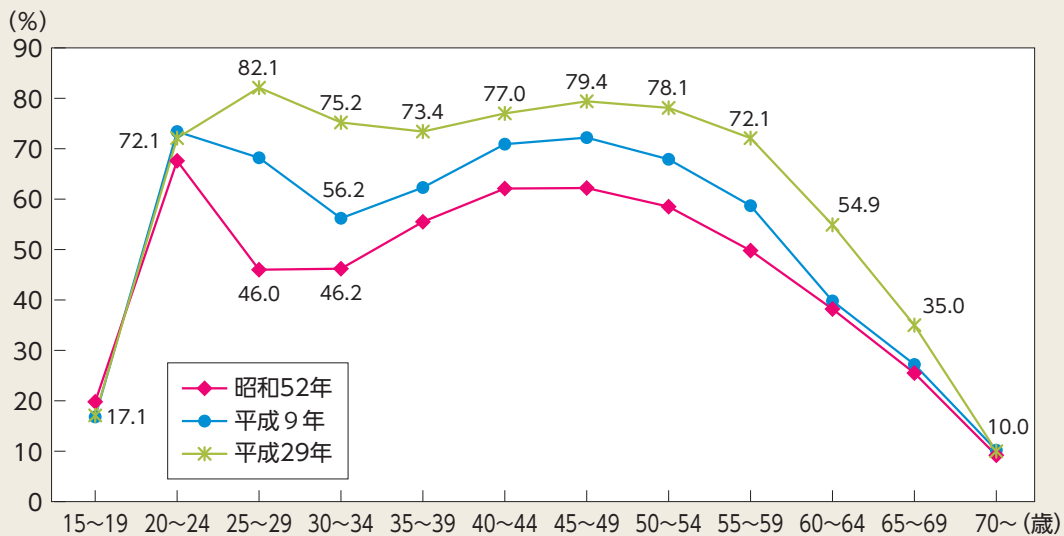
女性の年齢階級別労働力率について昭和52年からの変化を見ると、現在も「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっている。

M字の底となる年齢階級も上昇している。昭和52年は25~29歳 (46.0%) がM字の底

となっていたが、25~29歳の労働力率は次第に上がり、平成29年では82.1%と、年齢階級別で最も高くなっている。29年には35~39歳 (73.4%) がM字の底となっている (I-2-3図)。

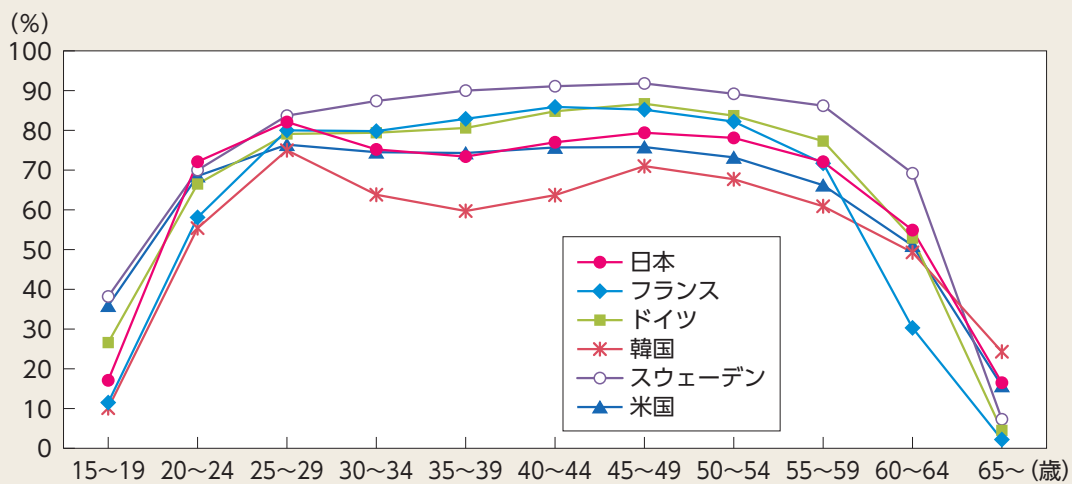
諸外国を見ると、韓国では我が国と同様に、「M字カーブ」を描いているが、他の欧米諸国では見られない (I-2-4図)。

I-2-3図 女性の年齢階級別労働力率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」より作成。
2. 労働力率は、「労働力人口 (就業者+完全失業者)」 / 「15歳以上人口」 × 100。

I-2-4図 主要国における女性の年齢階級別労働力率



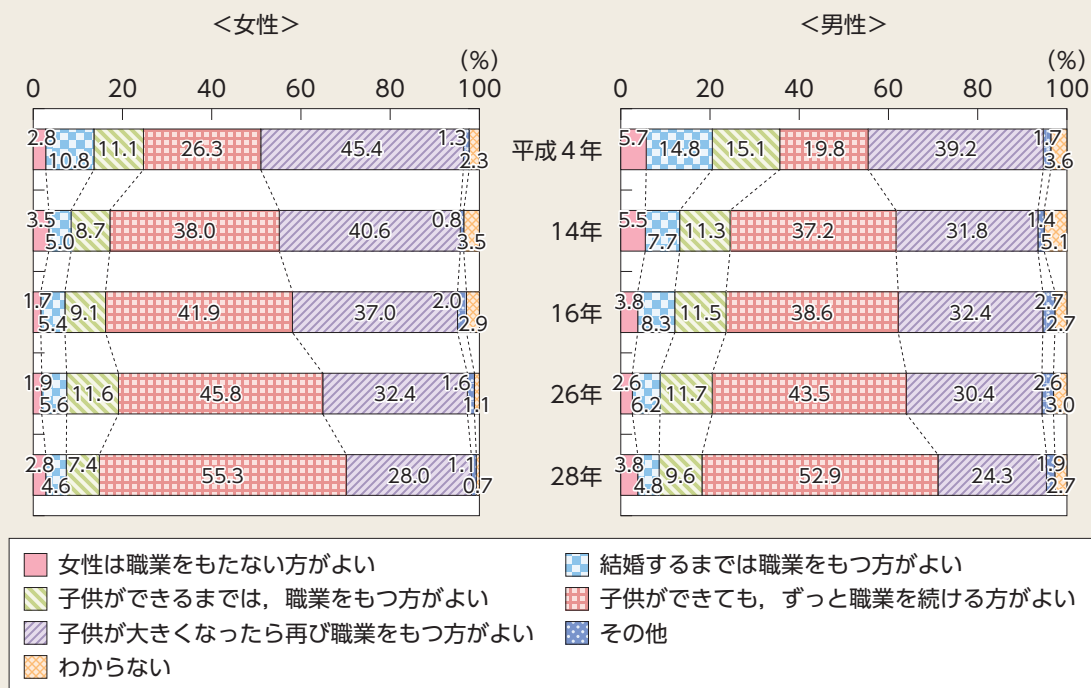
(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査 (基本集計)」 (平成29年), その他の国はILO “ILOSTAT”より作成。韓国, スウェーデン, 米国は2017 (平成29) 年値, フランス, ドイツは2016 (平成28) 年値。
2. 労働力率は、「労働力人口 (就業者+完全失業者)」 / 「15歳以上人口」 × 100。
3. 米国の15~19歳の値は、16~19歳の値。

(女性が職業を持つことに対する意識の変化)

女性が職業を持つことに対する意識について、平成4年からの変化を男女別に見ると、「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が男女ともに減少する一方で、

「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が増加している。最新の調査となる28年の調査では、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が男女ともに初めて5割を上回った（I-2-5図）。

I-2-5図 女性が職業を持つことに対する意識の変化



(備考) 1. 内閣府「男女平等に関する世論調査」(平成4年)、「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年、16年、28年)及び「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年)より作成。
 2. 平成26年以前の調査は20歳以上の者が対象。28年の調査は、18歳以上の者が対象。

(女性の非正規雇用労働者の割合はやや低下)

平成29年における非正規雇用労働者の割合を見ると、女性は55.5%、男性は21.9%であり、いずれも前年に比べてやや低下した。

年齢階級別に長期的な傾向を見ると、平成2年から28年にかけて最も割合が大きく上昇したのは、男女とも65歳以上の層となっている。15～24歳の若年層（在学中の者を除く）は、近年、横ばいないしやや低下傾向で推移している（I-2-6図）。

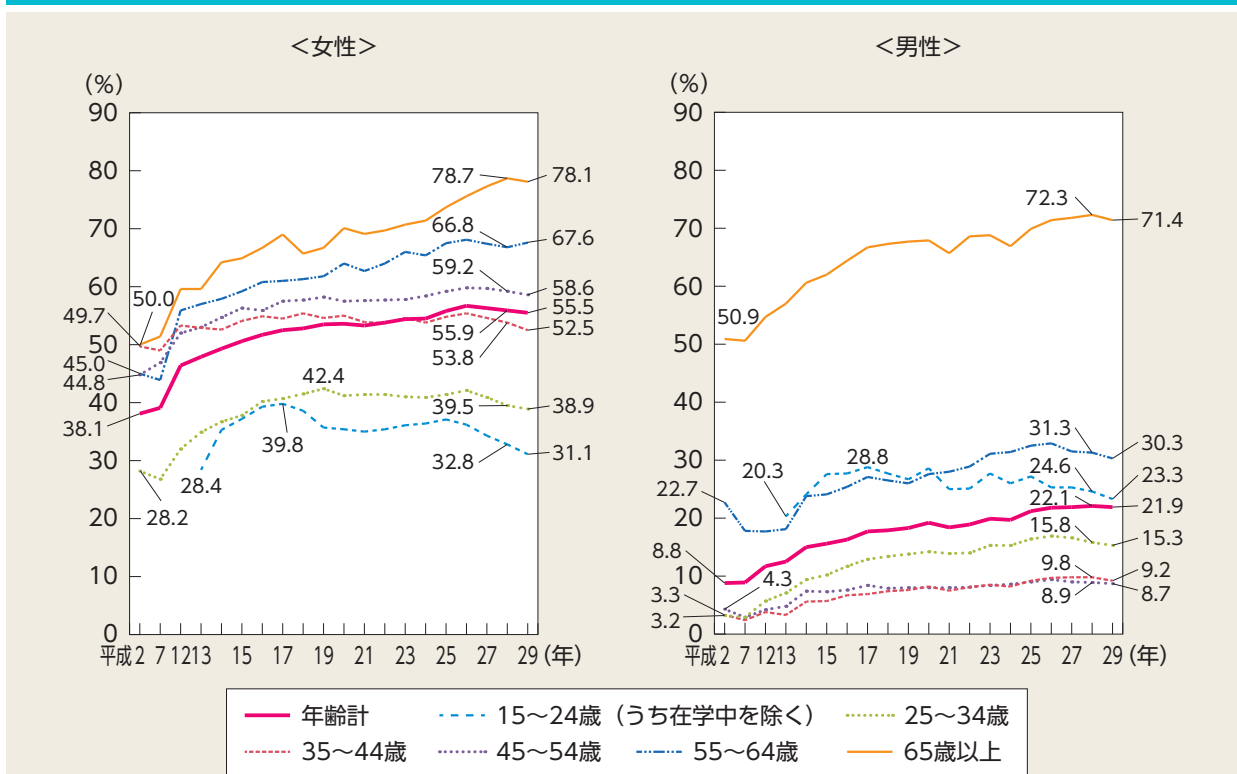
非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態に就いている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」として不本意に非正規の雇用形態に就いている者の人数（年齢計）は、平成29年には、女性139万人、男性134

万人で、女性の方がやや多い。不本意に非正規の雇用形態に就いている者の割合を男女別、年齢階級別に見ると、女性は、15～24歳の若年層（うち卒業）で最も高くなっており、男性は45～54歳で最も高くなっている（I-2-7図）。

(女性の就業希望者)

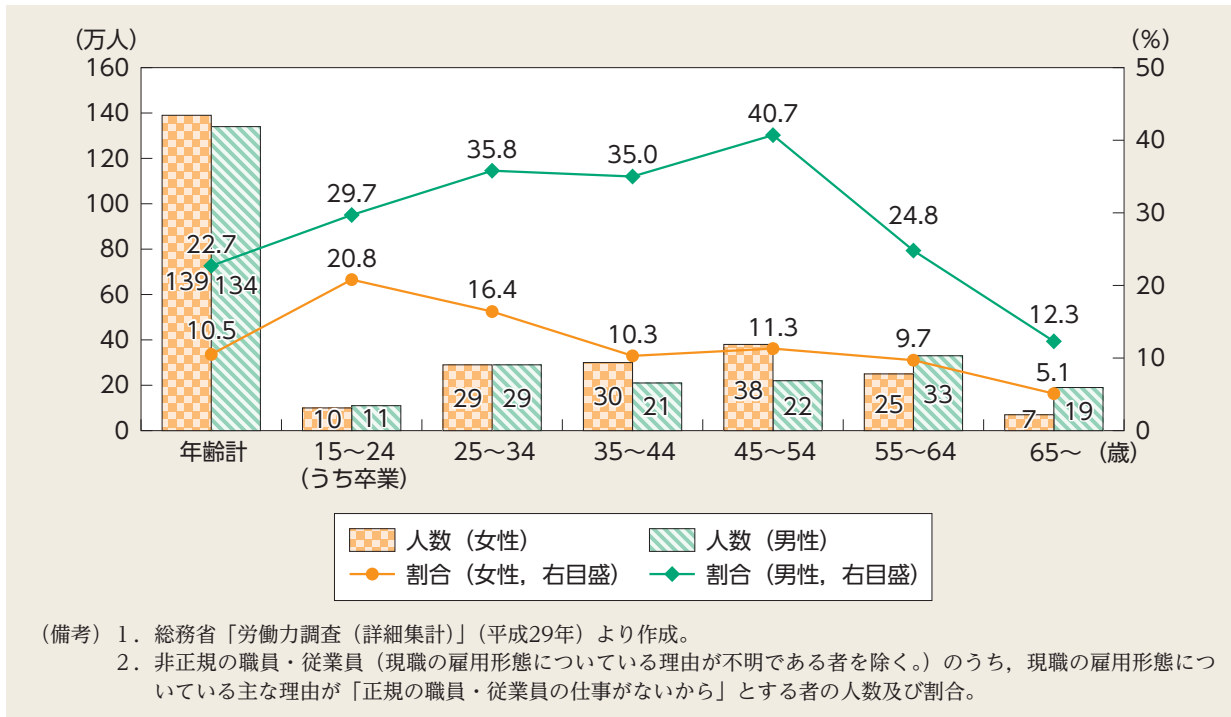
総務省「労働力調査（詳細集計）」によると、平成29年における女性の非労働力人口2,803万人のうち、262万人が就業を希望している。就業を希望しているにも関わらず、現在求職していない理由としては、「出産・育児のため」が最も多く、35.6%となっている（I-2-8図）。

I-2-6図 年齢階級別非正規雇用労働者の割合の推移

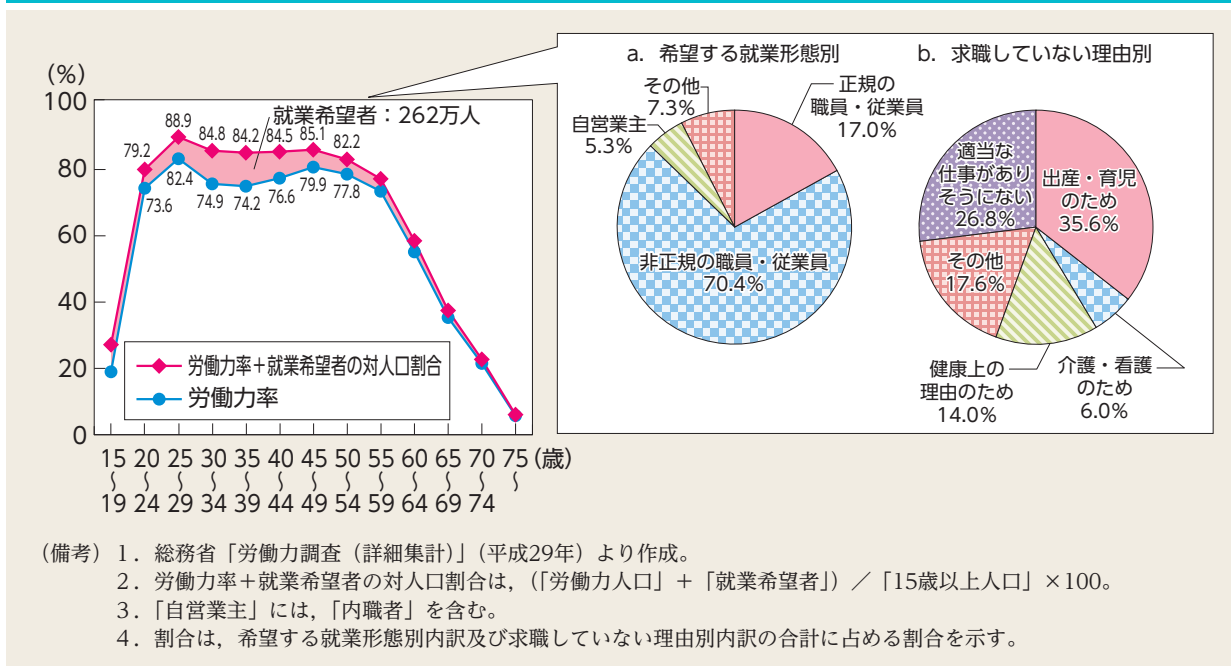


- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）より、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「非正規の職員・従業員」は、平成20年までは「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、21年以降は、新たにこの項目を設けて集計した値。
3. 非正規雇用労働者の割合は、「非正規の職員・従業員」／（「正規の職員・従業員」＋「非正規の職員・従業員」）×100。
4. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値。

I-2-7 図 非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態についている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」とする者の人数及び割合（男女別、平成29年）



I-2-8 図 女性の就業希望者の内訳（平成29年）



(所定内給与における男女間格差等の推移)

一般労働者における男女の所定内給与額の格差は、長期的に見ると縮小傾向にある。平成29年に、男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は73.4と、前年に比べ0.4ポイント縮小した。

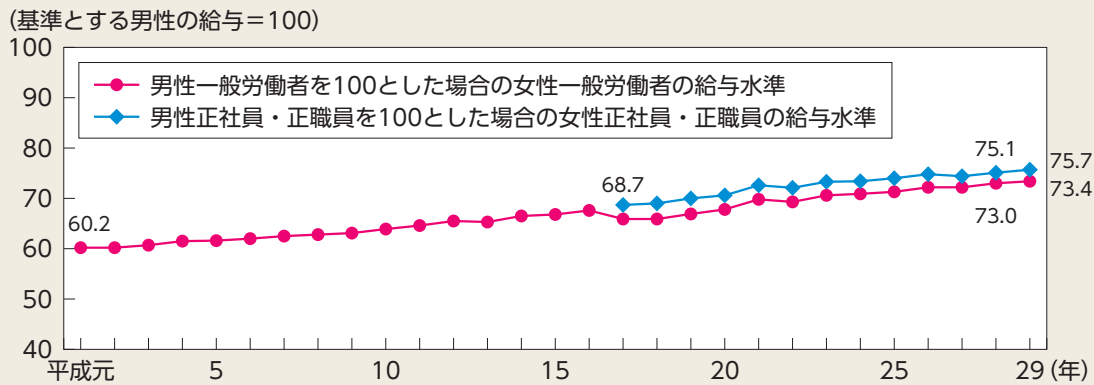
また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額を見ると、男性の給与水準を100としたときの女性の給与水準は75.7となった (I-2-9 図)。

(男女雇用機会均等法に関する相談件数)

平成28年度に都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数は2万1,050件である。

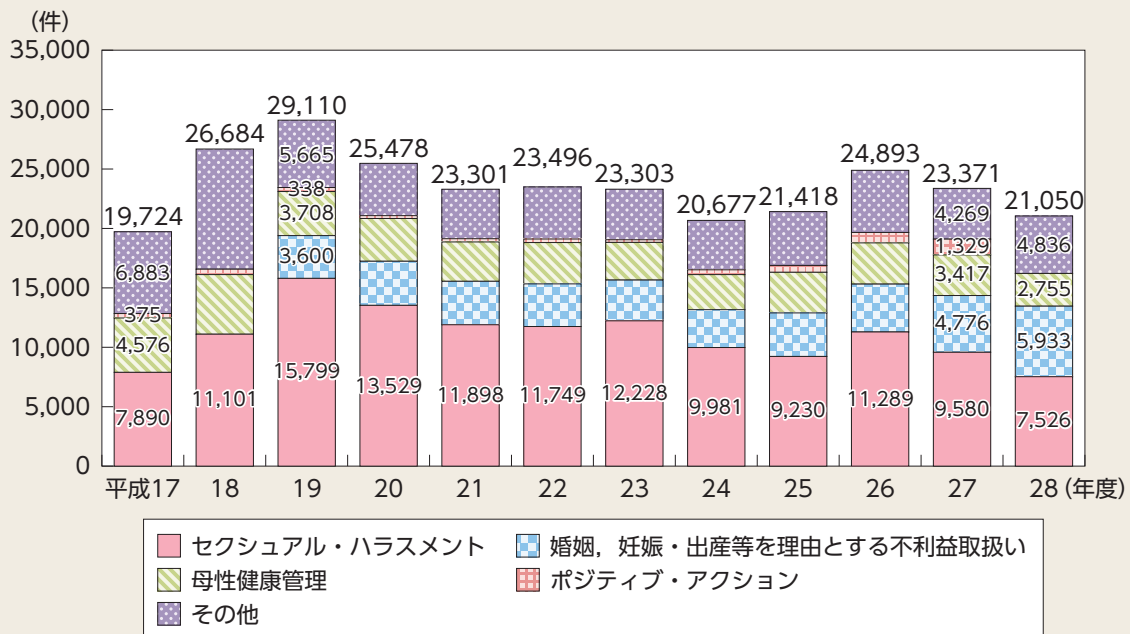
相談内容別に見ると、「セクシュアル・ハラスメント」が最も多く7,526件、次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」が5,933件となっている（I-2-10図）。

I-2-9図 男女間所定内給与格差の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
 3. 給与水準は各年6月分の所定内給与額から算出。
 4. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
 5. 正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。
 6. 雇用形態（正社員・正職員、正社員・正職員以外）別の調査は平成17年以降行っている。

I-2-10図 男女雇用機会均等法に関する相談件数の推移（相談内容別）



- (備考) 1. 厚生労働省資料より作成。
 2. 男女雇用機会均等法は、平成18年及び28年に改正され、それぞれ19年4月1日及び29年1月1日に施行されている。時系列比較の際には留意を要する。
 3. 平成17年度及び18年度については、「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」に関する規定がない。また、当該年度の「その他」には、福利厚生及び定年・退職・解雇に関する相談件数を含む。
 4. 相談件数について、平成28年度よりポジティブ・アクションに関する相談を「その他」に含む等、27年度以前と28年度で算定方法が異なるため、単純比較はできない。

第2節 企業における女性の参画

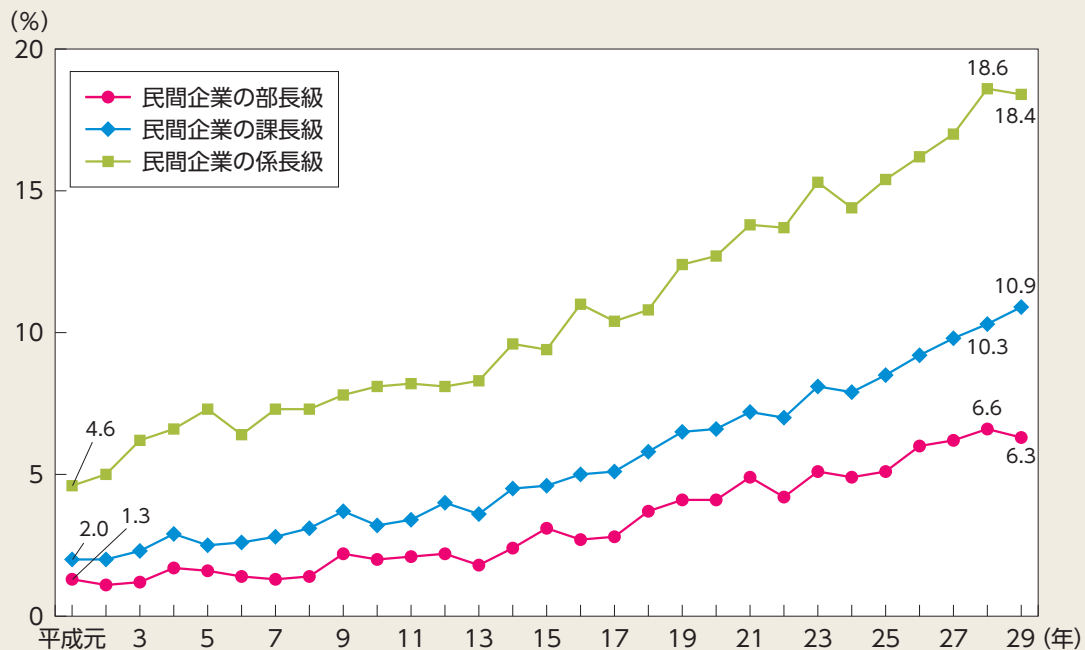
(役員・管理職に占める女性の割合)

常用労働者100人以上を雇用する企業の労働者のうち役職者に占める女性の割合を役職別に見ると、長期的には上昇傾向にあるが、

上位の役職ほど女性の割合が低く、平成29年は、係長級18.4%、課長級10.9%、部長級6.3%となっている（I-2-11図）。

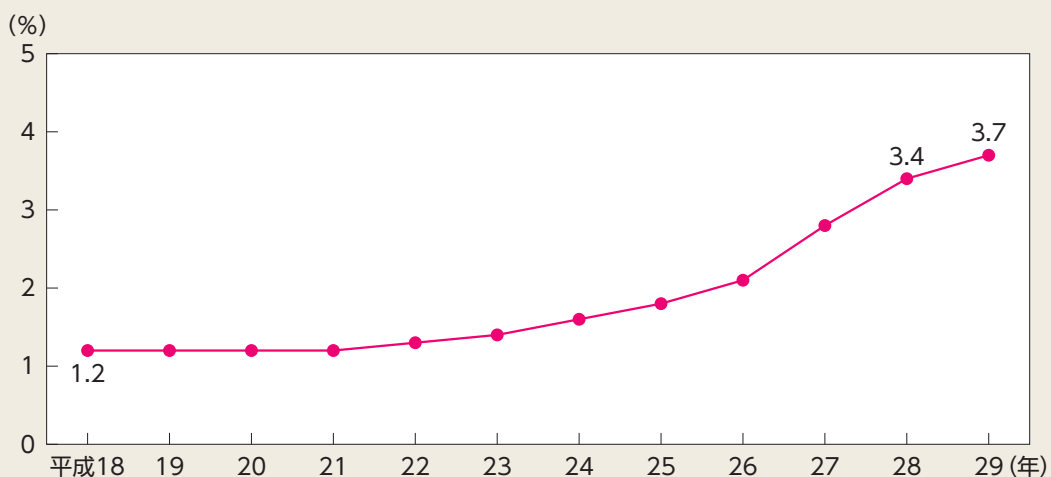
また、上場企業の役員に占める女性の割合を見ると、長期的に上昇傾向にあり、平成29年は3.7%と前年に比べて0.3%ポイント上昇した（I-2-12図）。

I-2-11図 階級別役職者に占める女性の割合の推移



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
2. 100人以上の常用労働者を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者について集計。

I-2-12図 上場企業の役員に占める女性の割合の推移



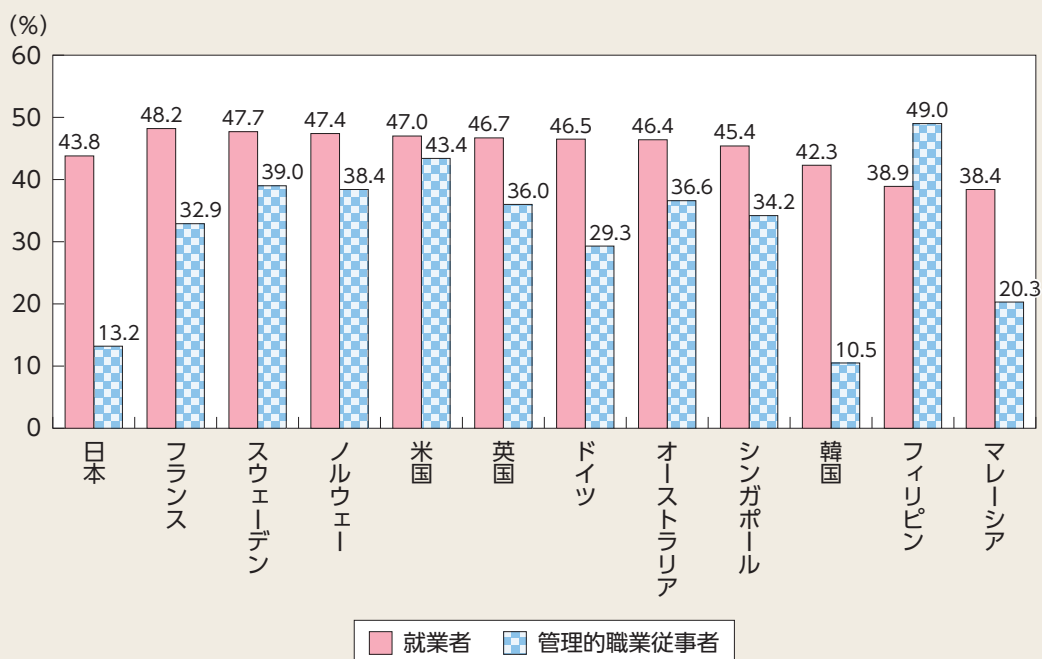
(備考) 1. 東洋経済新報社「役員四季報」より作成。
2. 調査対象は、全上場企業（ジャスダック上場会社を含む）。
3. 調査時点は原則として各年7月31日現在。
4. 「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役。

管理的職業従事者に占める女性の割合について見ると、我が国では平成29年において13.2%であり、諸外国と比べて低い水準となっている（I-2-13図）。

（起業家に占める女性の割合の推移）

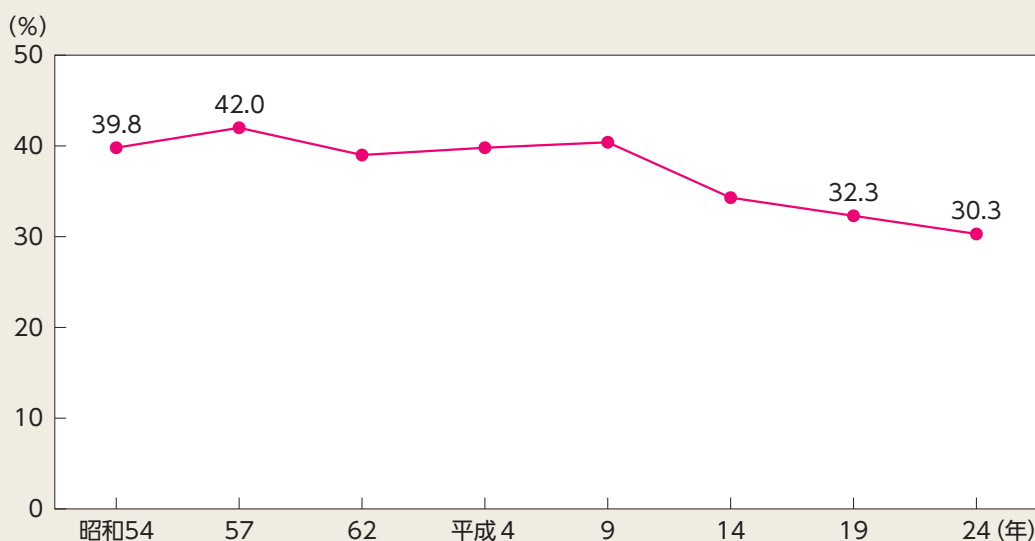
起業家に占める女性の割合を見ると、平成9年までは40%前後で推移していたが、近年は低下傾向にあり、24年は30.3%となっている（I-2-14図）。

I-2-13図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



- （備考）1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（平成29年），その他の国はILO “ILOSTAT”より作成。
 2. 日本，スウェーデン及びノルウェーは2017（平成29）年，韓国及びシンガポールは2015（平成27年），米国は2013（平成25）年，その他の国は2016（平成28）年の値。
 3. 総務省「労働力調査」では，「管理的職業従事者」とは，就業者のうち，会社役員，企業の課長相当職以上，管理的公務員等。また，「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

I-2-14図 起業家に占める女性の割合の推移



- （備考）1. 総務省「就業構造基本調査」（中小企業庁特別集計結果）より作成。
 2. 起業家とは，過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち，現在は「自営業主（内職者を除く）」となっている者。

本章のポイント

第1節 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況

- 子育て期にある30歳代及び40歳代の男性においては、週間就業時間60時間以上の雇用者の割合が、女性や他の年代の男性と比べて高くなっている。
- 年次有給休暇の取得率は、女性より男性の方が低い。
- 性別役割分担意識に反対する者の割合が男女ともに賛成の割合を上回った(平成28年調査)。

第2節 仕事と子育て・介護の両立の状況

- 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連に費やす時間(1日当たり)は83分。他の先進国と比較して低水準にとどまっている。
- 男性の育児休業取得率は、上昇傾向にあるものの、依然として低水準。
- 平成29年の保育所待機児童数は、前年に比べて増加し、放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、前年に比べてやや減少した。

第1節

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況

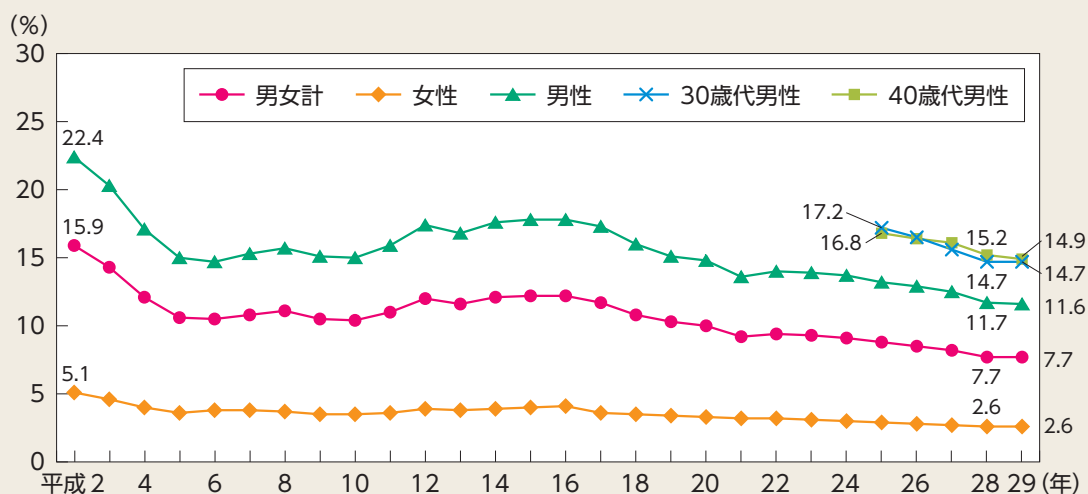
(労働時間及び休暇取得の状況)

週間就業時間60時間以上の雇用者の割合を男女別に見ると、特に、子育て期にある

30歳代及び40歳代の男性において、女性や他の年代の男性と比べて高い水準となっている(Ⅰ-3-1図)。

正規の職員・非正規の職員・自営業主別に見ると、男女ともに正規の職員が非正規の職員に比べて、週間就業時間が60時間以上の割合が高い傾向にある(Ⅰ-3-2図)。

Ⅰ-3-1図 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移(男女計, 男女別)



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 非農林業雇用者数(休業者を除く)に占める割合。
3. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

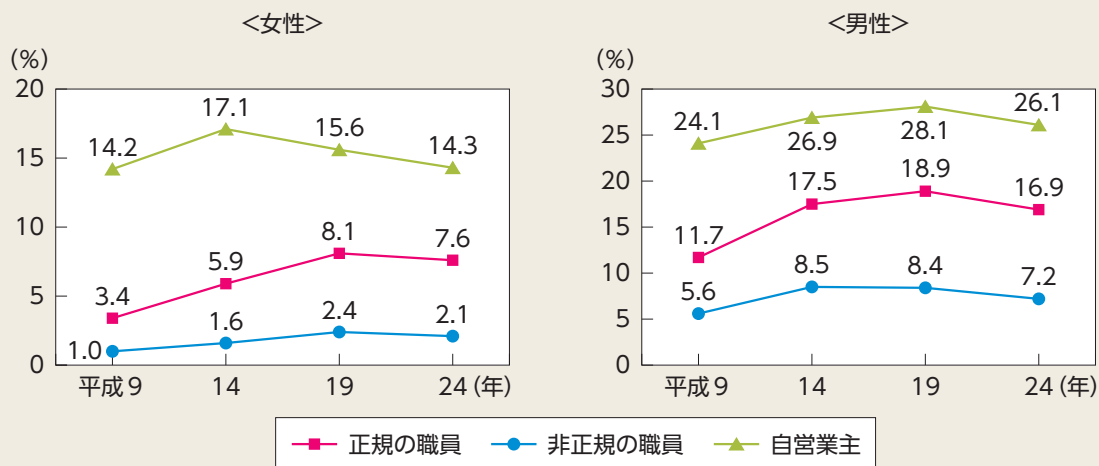
パートタイム労働者を除く常用労働者の年次有給休暇の取得率を見ると、男性は女性より低く、平成28年の取得率は、女性55.4%、男性46.8%となっている（I-3-3図）。

世帯は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っている。29年には、雇用者の共働き世帯が1,188万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が641万世帯となっている（I-3-4図）。

(共働き世帯の増加)

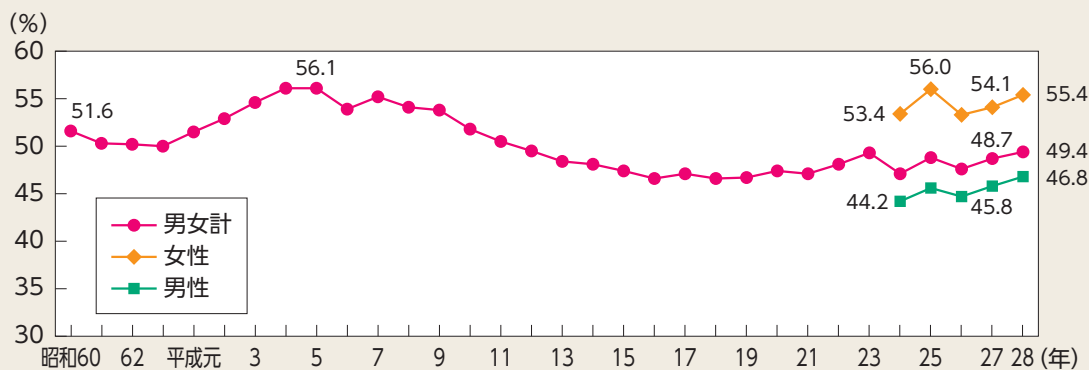
昭和55年以降、夫婦共に雇用者の共働き

I-3-2図 年間就業日数200日以上かつ週間就業時間60時間以上の就業者の割合の推移



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
2. 割合は、就業時間が不詳の者を除いて算出している。

I-3-3図 年次有給休暇取得率の推移 (男女計, 男女別)



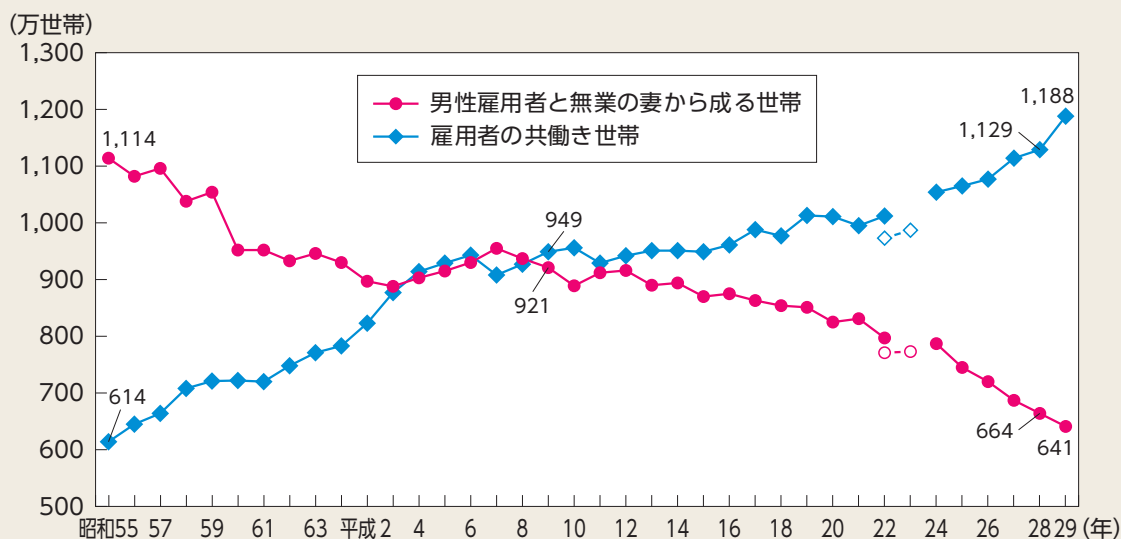
(備考) 1. 平成11年までは労働省「賃金労働時間制度等総合調査」、12年以降は厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
2. 取得率は、「取得日数計」/「付与日数計」×100。
3. 平成19年及び26年で、調査対象が変更になっているため、時系列比較には注意を要する。
平成18年まで：本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民营企业
19年から25年まで：常用労働者が30人以上の会社組織の民营企业
26年以降：常用労働者が30人以上の民营企业（複合サービス事業、会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）を含む。）
4. 平成23年から25年は、東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替。
5. 平成26年は26年4月、27年は27年9月、28年は28年7月にそれぞれ設定されている避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）を含む市町村に所在する企業を調査対象から除外。

（性別役割分担意識の変化）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（性別役割分担意識）に反対する者の割合（「反対」＋「どちらかといえば反対」）

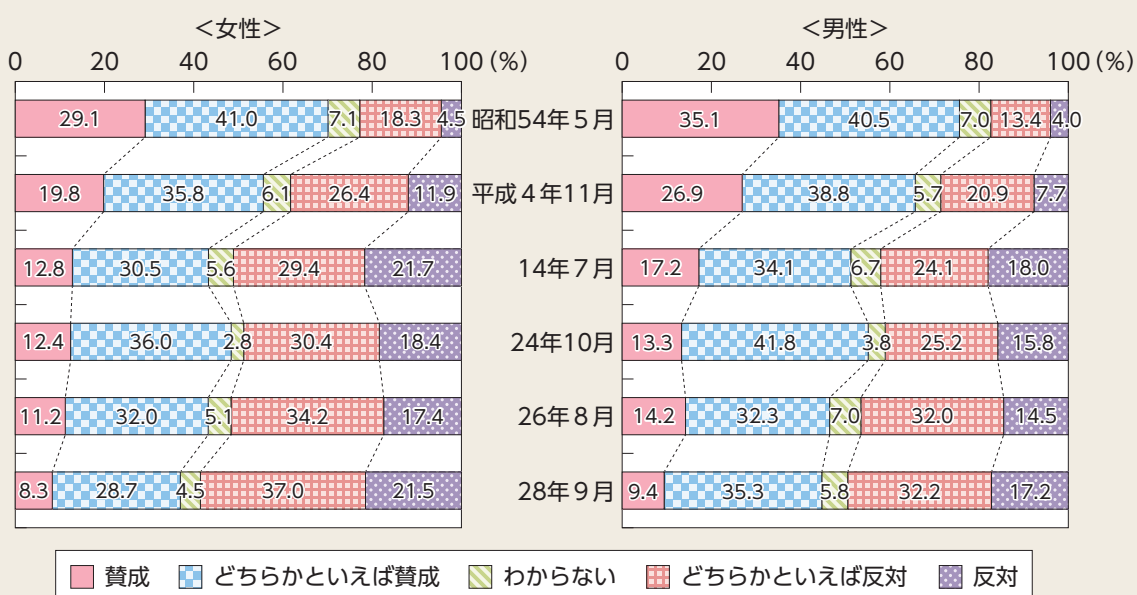
対）は、男女とも長期的に増加傾向にあり、かつ、平成28年の調査では、男女ともに反対の割合が賛成の割合（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）を上回っている（I-3-5図）。

I-3-4図 共働き等世帯数の推移



- （備考） 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。
 4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

I-3-5図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化



- （備考） 1. 内閣府「婦人に関する世論調査」（昭和54年）、「男女平等に関する世論調査」（平成4年）、「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成14年、24年、28年）及び「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成26年）より作成。
 2. 平成26年以前の調査は20歳以上の者が対象。28年の調査は、18歳以上の者が対象。

第2節

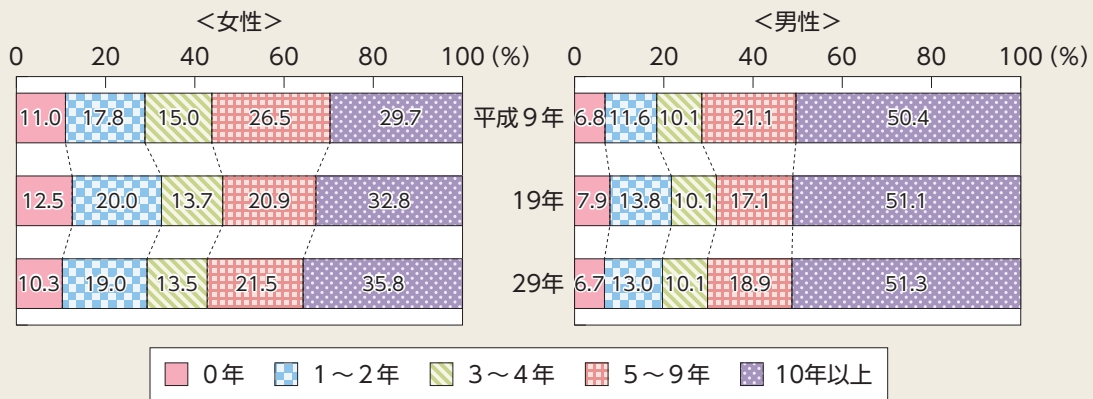
仕事と子育て・介護の両立の状況

(女性の就業継続)

一般労働者の勤続年数の推移を男女別に見ると、10年以上勤続している者の割合は、男性が5割程度で推移しているのに対して、女性は平成9年は29.7%であったが、29年は35.8%まで増加している（I-3-6図）。

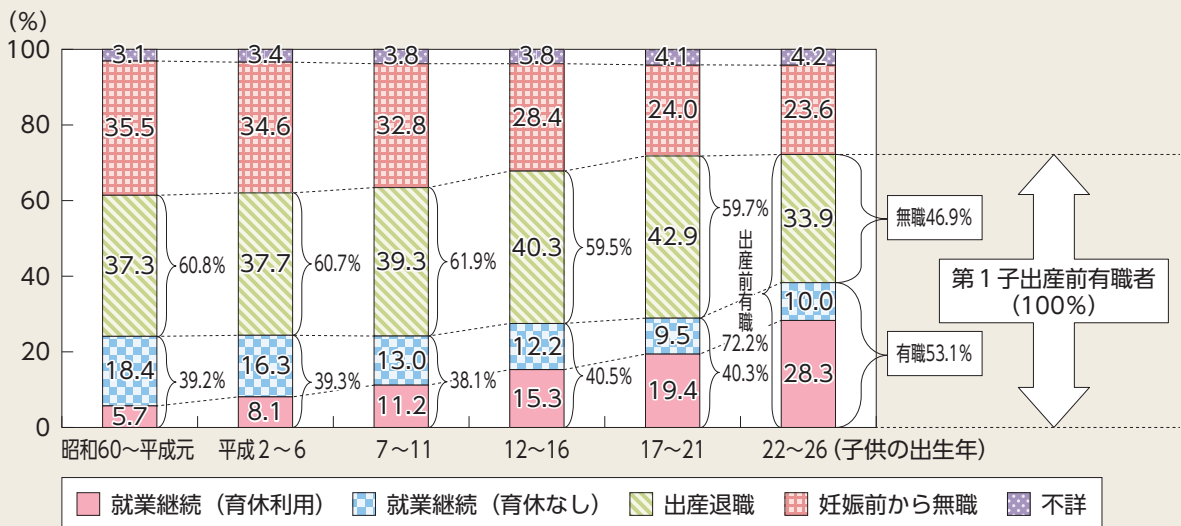
第1子出産前後に女性が就業を継続する割合も上昇している。これまでは、4割前後で推移してきたが、最新の調査では約5割へと上昇した。特に、育児休業を取得して就業継続した女性の割合は、昭和60～平成元年の5.7%（第1子出産前有職者に占める割合は9.2%）から28.3%（同39.2%）へと大きく上昇した（I-3-7図）。

I-3-6図 勤続年数階級別一般労働者の構成割合の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
 3. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
 4. 勤続年数とは、労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数をいう。

I-3-7図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続(育休利用) - 妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業
 就業継続(育休なし) - 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子供1歳時就業
 出産退職 - 妊娠判明時就業～子供1歳時無職
 妊娠前から無職 - 妊娠判明時無職～子供1歳時無職

「正規の職員」と「パート・派遣」に分けて見ると、平成22年から26年に第1子を出産後に就業を継続した者の割合は、「正規の職員」では69.1%であるのに対し、「パート・派遣」では25.2%にとどまっている。

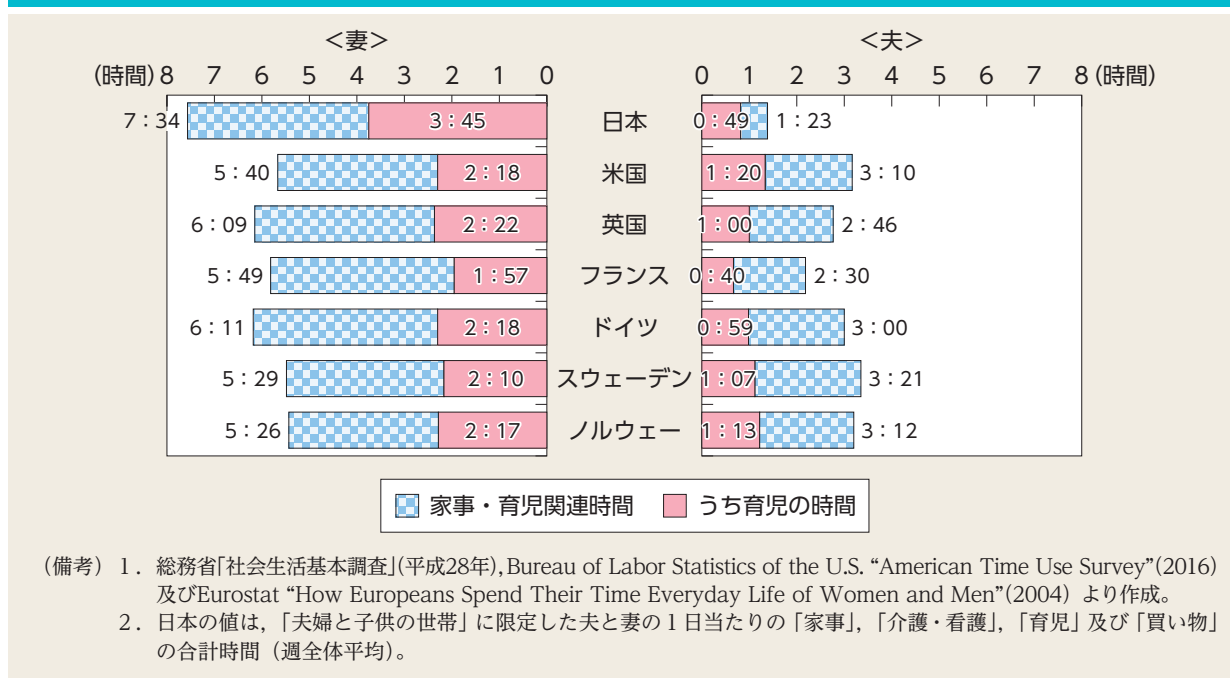
（男性の家事・育児の実施状況）

我が国では、平成28年における6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連に費やす時

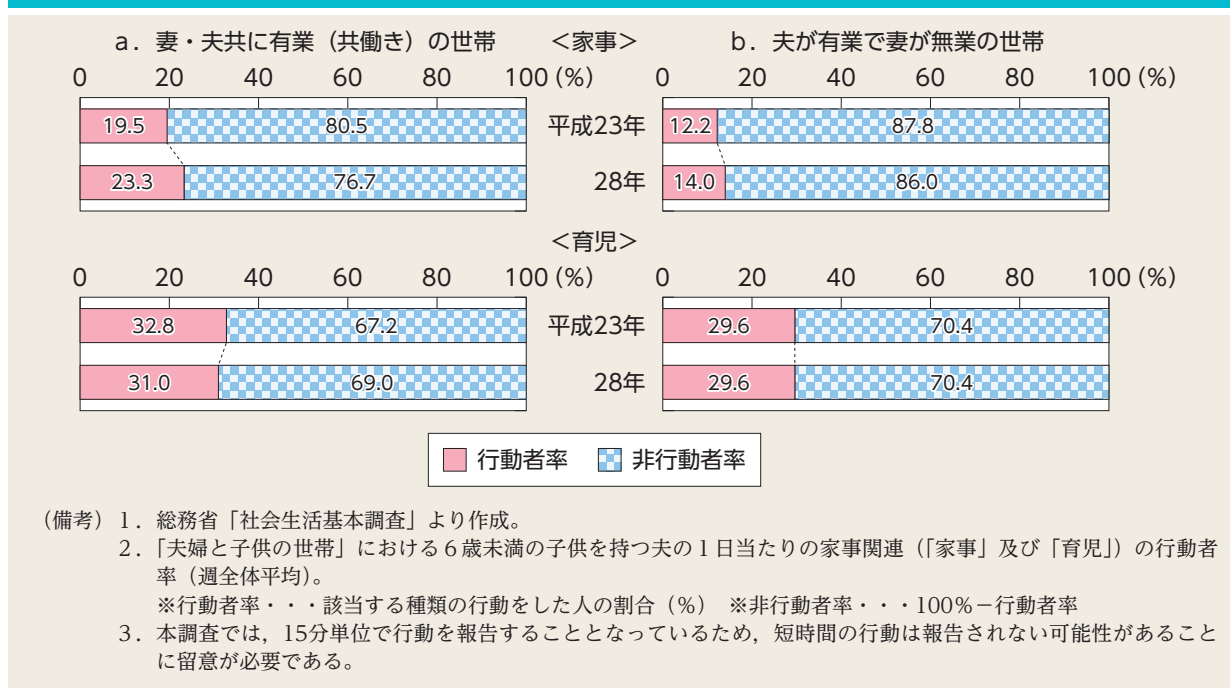
間（1日あたり）は83分であり、他の先進国と比較して低水準にとどまっている（I-3-8図）。

1日当たりの行動者率で見ると、「家事」については、妻・夫共に有業（共働き）の世帯で約8割、夫が有業で妻が無業の世帯で約9割の夫が行っておらず、「育児」については、妻の就業状態にかかわらず、約7割の夫が行っていない（I-3-9図）。

I-3-8図 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間（1日あたり、国際比較）



I-3-9図 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連行動者率



(男性の育児休業取得率等)

平成28年度における男性の育児休業取得率は、民間企業が3.16%、国家公務員が8.2%、地方公務員が3.6%で、上昇傾向にある（I-3-10図）。しかし、いずれも女性（民間企業81.8%、国家公務員99.9%、地方公務員99.1%）と比較すると、依然として低水準にあり、男女間で大きな差がある。

配偶者出産休暇取得率は、国家公務員が77.5%（平成28年度、前年度は73.1%）、地方公務員が71.6%（28年度、26年度は64.3%）であり、男性の育児参加のための休暇取得率は、国家公務員が56.9%（28年度、前年度は43.5%）、地方公務員が32.9%（28年度、26年度は21.7%）である。国家公務員及び地方公務員のいずれも前回調査時点より上昇した。

(待機児童数等の推移)

男女とも仕事と育児を両立でき、多様な選択が可能となるよう、政府は育児の支援基盤の整備を積極的に進めている。厚生労働省によると、平成29年4月1日現在の保育所等

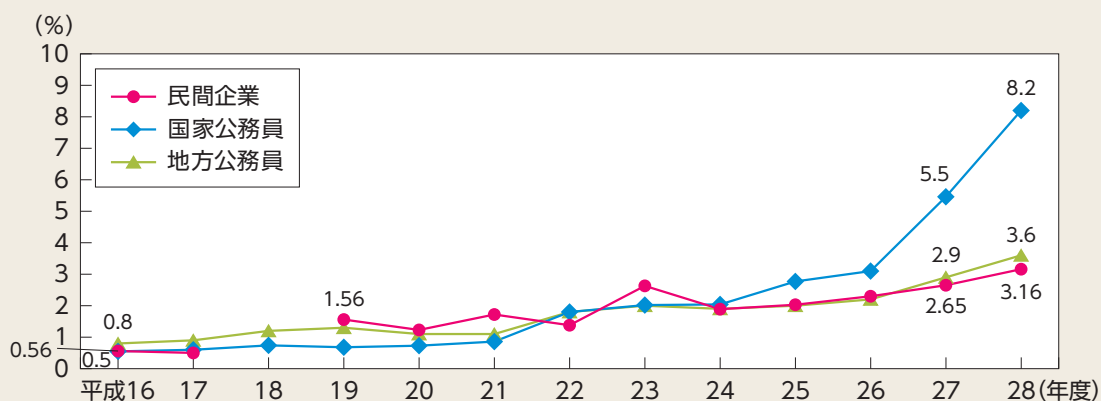
定員（保育所及び幼保連携型認定こども園等の定員）は約274万人で、前年比10万人の増加となった。また、同年5月1日現在の放課後児童クラブの登録児童数は約117万人で、前年比約7万8千人の増加となった。

他方、保育所等や放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数の推移を見ると、年により増減はあるが、平成29年は前年に比べ、保育所等の待機児童数が約2,500人増加し、放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数はやや減少した（I-3-11図）。

(介護離職の状況)

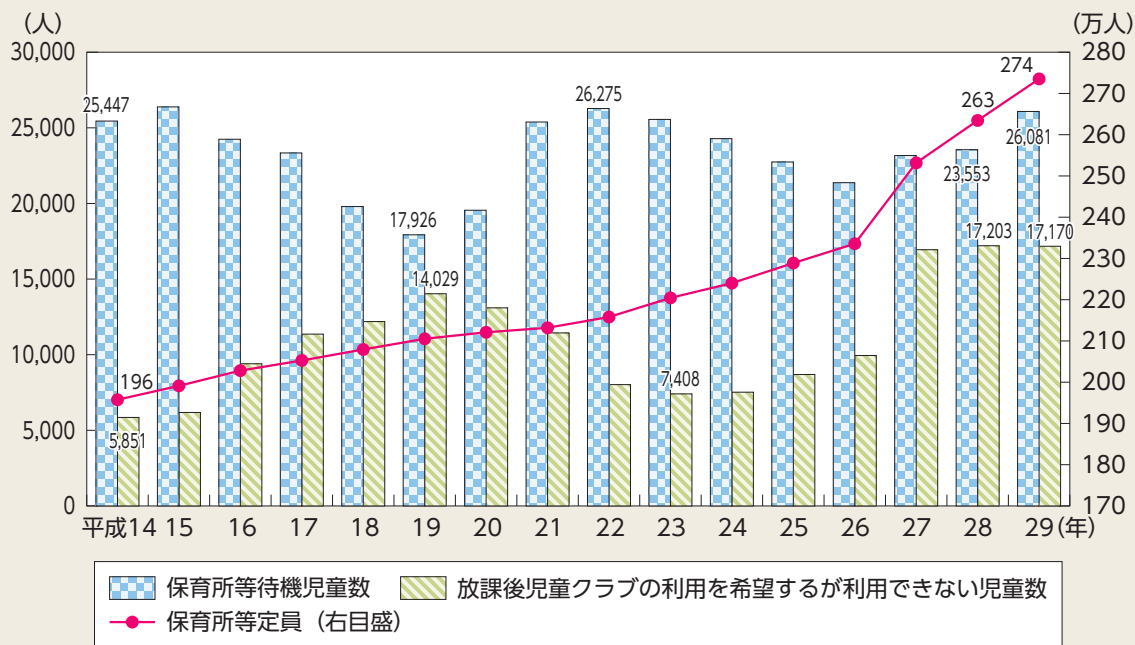
介護・看護を理由として過去1年以内に離職した者の状況を、総務省「労働力調査（詳細集計）」により見ると、平成29年には10万人となっており、その内訳は、女性7万人、男性3万人であり、女性が7割を占める（I-3-12図）。介護をしながら働き続けられるよう、政府は、介護の受け皿拡大や、介護人材の確保・育成を進めている。

I-3-10図 男性の育児休業取得率の推移



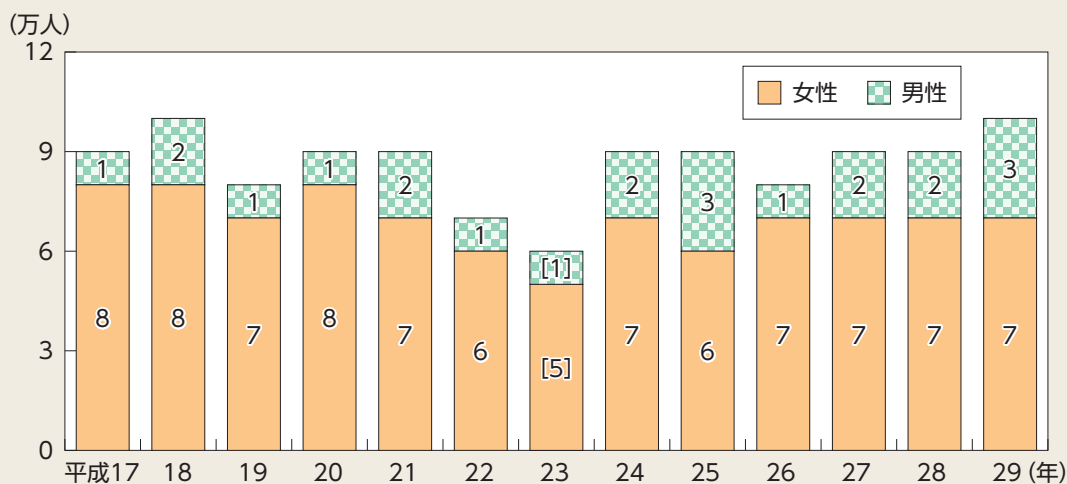
- (備考) 1. 国家公務員は、平成17年度までは総務省、18年度から23年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、24年度は総務省・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、25年度は内閣官房内閣人事局・人事院、26年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
2. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
3. 民間企業は、厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。
4. 育児休業取得率の算出方法は、当該年度中に子が出生した者の数に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（再度の育児休業者を除く）の数の割合。
5. 東日本大震災のため、国家公務員の平成22年度値は、調査の実施が困難な官署に在勤する職員（850人）を除く。地方公務員の22年度値は、岩手県の1市1町、宮城県の1町を除く。

I-3-11 図 保育所等待機児童数と保育所等定員及び放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数の推移



- (備考) 1. 保育所等待機児童数, 保育所等定員は, 平成26年までは厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」, 27年以降は「保育所等関連状況取りまとめ」より作成。放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は, 厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」より作成。
2. 保育所等待機児童数, 保育所等定員は, 各年4月1日現在。放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は, 各年5月1日現在。
3. 平成27年以降の保育所等待機児童数, 保育所等定員は, 27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業(うち2号・3号認定)を含む。
4. 東日本大震災の影響により, 平成23年値は, 保育所等待機児童数は岩手県陸前高田市・大槌町, 宮城県山元町・女川町・南三陸町, 福島県浪江町・広野町・富岡町を除く。また, 同年の放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は, 岩手県宮古市・久慈市・陸前高田市・大槌町, 福島県広野町, 檜葉町, 富岡町, 大熊町, 双葉町, 浪江町, 川内村, 葛尾村を除く。

I-3-12 図 介護・看護を理由とした離職者数の推移(男女別)



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。
2. 前職が非農林業雇用者で過去1年間の離職者。
3. 平成23年の数値([]表示)は, 岩手県, 宮城県及び福島県を除く全国の結果。

本章のポイント

第1節 地域・農山漁村における男女共同参画

- 平成29年の市区町村における男女共同参画計画の策定率は75.2%。市区の策定率は96.4%である一方、町村の策定率は56.6%で約半数が未策定。
- 平成30年3月現在，全ての都道府県で都道府県推進計画を策定済み。市区町村推進計画の策定率は40.6%。
- 農山漁村においては，農業就業人口の約半数を女性が占める。
- 平成29年度における農業委員に占める女性の割合は10.6%，農業協同組合の役員に占める女性の割合は7.7%と，年々上昇している。

第2節 防災・復興における男女共同参画

- 都道府県防災会議の委員における女性の割合は増加傾向にあり，平成29年4月現在14.9%。
- 市区町村防災会議の委員に占める女性の割合は，平成29年4月現在8.1%。女性委員のいない防災会議は全体の約3割。そのうちの約9割が町村の防災会議。
- 消防吏員に占める女性の割合は平成29年4月現在で2.6%。約3割の消防本部で女性の消防吏員がいない。
- 消防団員に占める女性の割合は年々上昇し，平成29年4月現在で2.9%。また，女性消防団員がいない消防団数は年々減少しており，同月現在で682（消防団数の30.9%）。

第1節 地域・農山漁村における男女共同参画

(地方公共団体における男女共同参画計画の策定状況)

男女共同参画社会基本法第14条では，地方公共団体に対し，男女共同参画計画を策定することを求めている（都道府県は義務，市区町村は努力義務）。市区町村計の計画策定率は，平成14年以降一貫して上昇しており，29年4月1日現在75.2%（前年比1.4%ポイント増）となっている。しかし，市区の策定率が96.4%である一方，町村の策定率は56.6%にとどまっており，いまだ半数近くが策定していない（I-4-1図）。

(女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況)

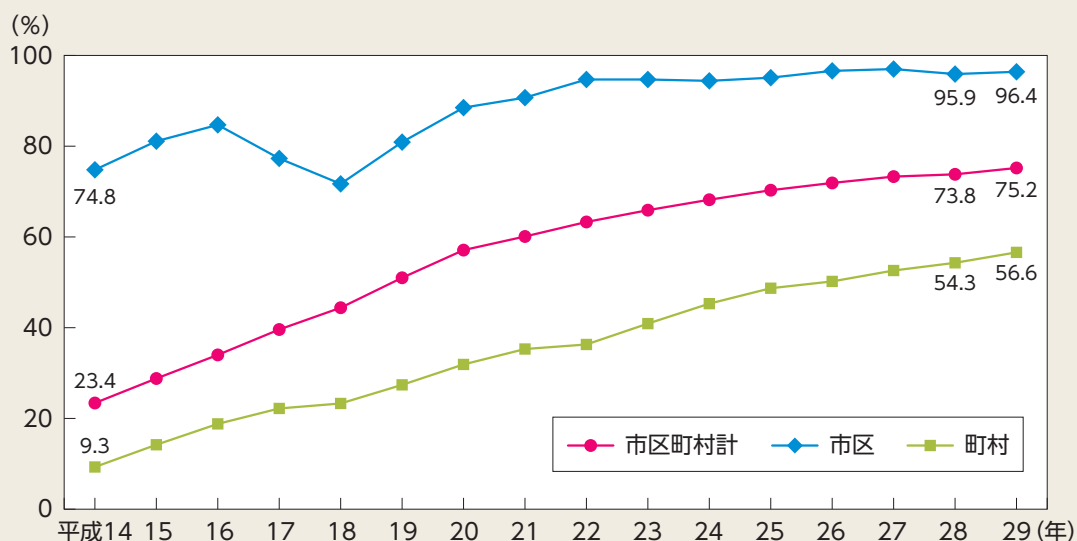
女性活躍推進法では，地方公共団体が女性の活躍に向けての取組を計画的かつ効果的に進めるため，都道府県推進計画，市町村推進計画を策定することが望ましいとされている。都道府県別では，全ての団体で策定済みとなっており，市区町村別では，全市区町村の40.6%で策定済みとなっている（平成30年3月31日現在）。

(自治会長及びPTA会長に占める女性の割合)

自治会長に占める女性の割合は，平成29年4月1日現在で5.4%（前年比0.2%ポイント増）となっている。また，PTA会長（小中学校）に占める女性の割合は，29年12月現

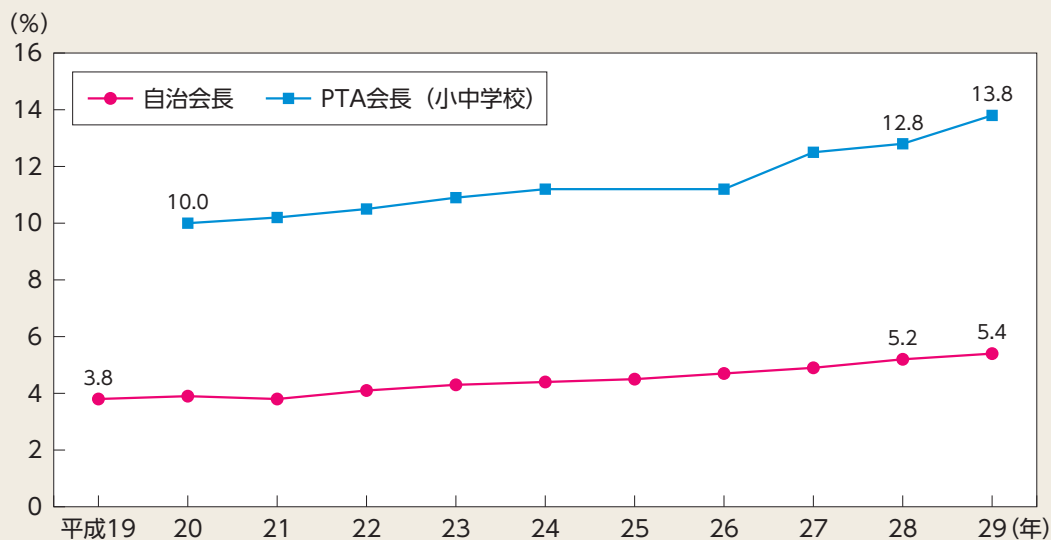
在で13.8%（同1.0%ポイント増）となって
おり、いずれも上昇傾向にある（I-4-2図）。

I-4-1図 市区町村における男女共同参画計画策定割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。平成15年までは各年3月31日現在、16年以降は原則として各年4月1日現在。
2. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村）がそれぞれ含まれていない。
3. 市区には、政令指定都市を含む。

I-4-2図 自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 自治会長は、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、PTA会長（小中学校）は内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成。
2. 自治会長は、原則各年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。PTA会長（小中学校）は、平成28年までは各年9月現在、29年は12月現在。
3. 自治会長については、回答のあった地方公共団体のうち、男女別の人数を把握できた団体のみを集計。
4. 自治会長については、東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。

(農山漁村における女性の参画)

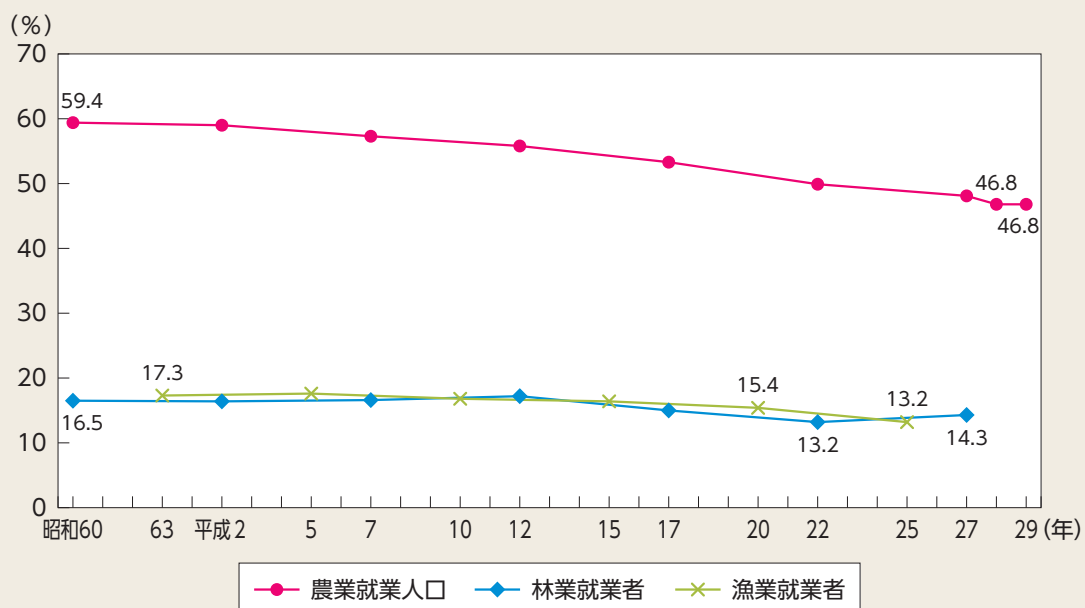
農業就業人口は平成29年2月1日現在¹³¹で約182万人である。そのうち女性の割合は46.8%で約半数を占めており、農業の担い手として、女性は重要な役割を果たしている（I-4-3図）。

平成29年度における農業委員会に占める女性の割合は10.6%（前年比2.5%ポイント増）であり、新制度に移行した農業委員会に

占める女性の割合は11.8%となっている。また、農業協同組合の役員に占める女性の割合は7.7%（同0.2%ポイント増）となっており、年々上昇している。

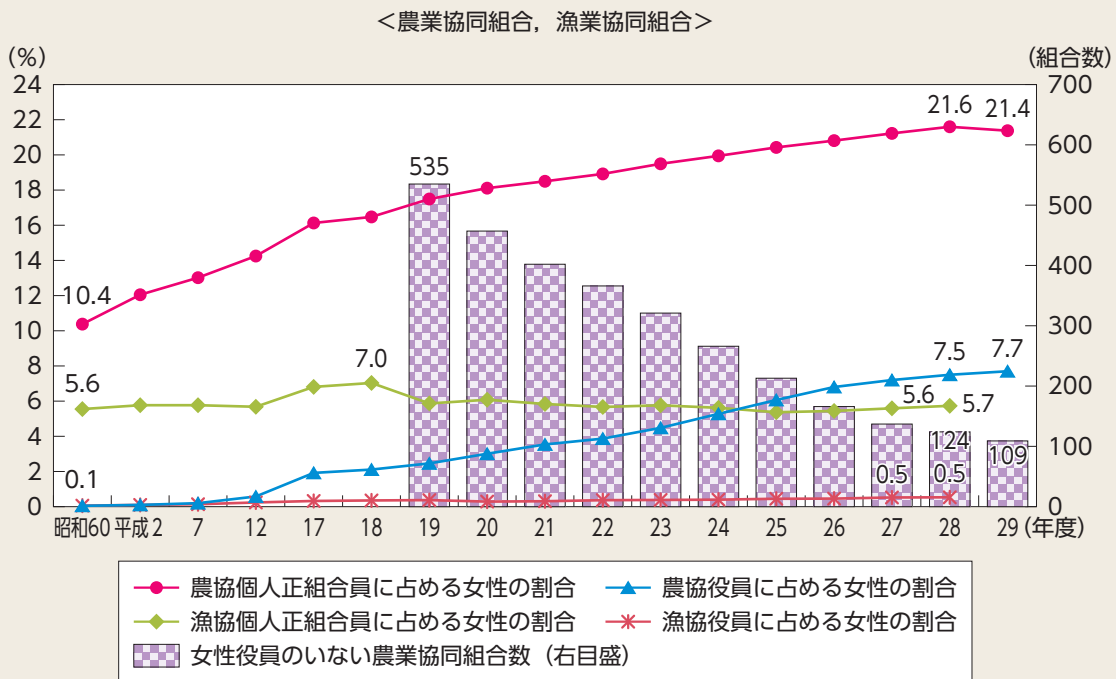
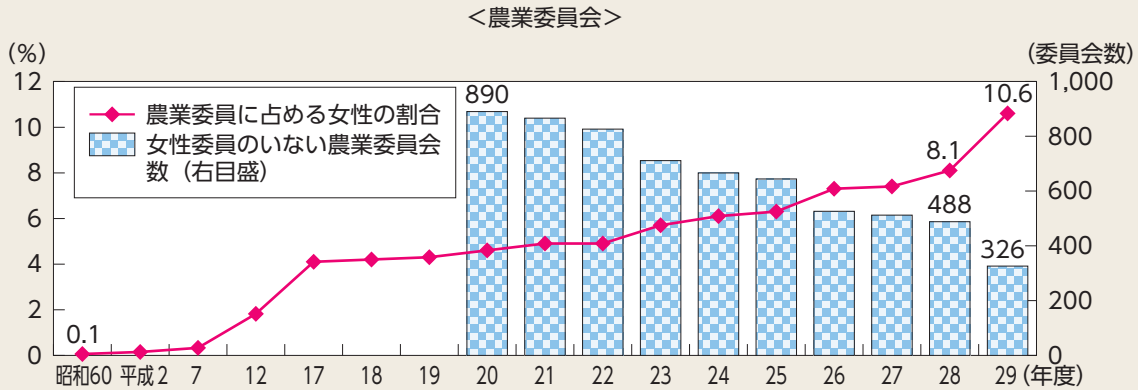
一方で、平成28年度における漁業協同組合の個人正組合員に占める女性の割合は5.7%、漁業協同組合の役員に占める女性の割合は0.5%であり、農業協同組合よりも低い水準にある（I-4-4図）。

I-4-3図 農林漁業就業者に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 「農業就業人口」は平成27年以前は農林水産省「農林業センサス」、28年及び29年は「農業構造動態調査」より作成。「林業就業者」は総務省「国勢調査」及び「漁業就業者」は農林水産省「漁業センサス」より作成。
2. 「農業就業人口」とは、15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い者（昭和60年及び平成2年は16歳以上）。また、「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者。
3. 「農業就業人口」の平成27～29年値は、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（26年4月1日時点の避難指示区域である、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域。）を除く。
4. 「漁業就業者数」は、平成15年までは沿海市町村に居住する者のみ。20年以降は、雇われ先が沿海市町村の漁業経営体であれば、非沿海市町村に居住していても「漁業就業者」に含む。
5. 平成19年の「日本標準産業分類」の改訂により、22年及び27年の「林業就業者」は、17年以前の値と必ずしも連続していない。

¹³¹ 東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域である、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域。）を除く。



- (備考) 1. 農林水産省資料より作成。ただし、「女性役員のいない農業協同組合数」、「農協個人正組合員に占める女性の割合」及び「農協役員に占める女性の割合」の平成29年度値は、全国農業協同組合中央会調べによる。
2. 農業委員とは、市町村の独立行政委員会である農業委員会の委員であり、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地等の利用の最適化の推進に係る業務を行っている。
3. 農業委員会については、各年10月1日現在。ただし、昭和60年度は8月1日現在、平成27年度は9月1日現在。
4. 女性委員のいない農業委員会数は平成20年度からの調査。
5. 農業協同組合については、各事業年度末（農業協同組合により4月末～3月末）現在。
6. 漁業協同組合については、各事業年度末（漁業協同組合により4月末～3月末）現在。
7. 漁業協同組合は、沿海地区出資漁業協同組合の値。

第2節 防災・復興における男女共同参画

(防災会議の委員に占める女性の割合)

地方公共団体の防災会議の委員に占める女性の割合は、平成29年4月1日現在、都道府県防災会議が14.9%（前年比0.9%ポイント増）、市区町村防災会議が8.1%（同0.1%

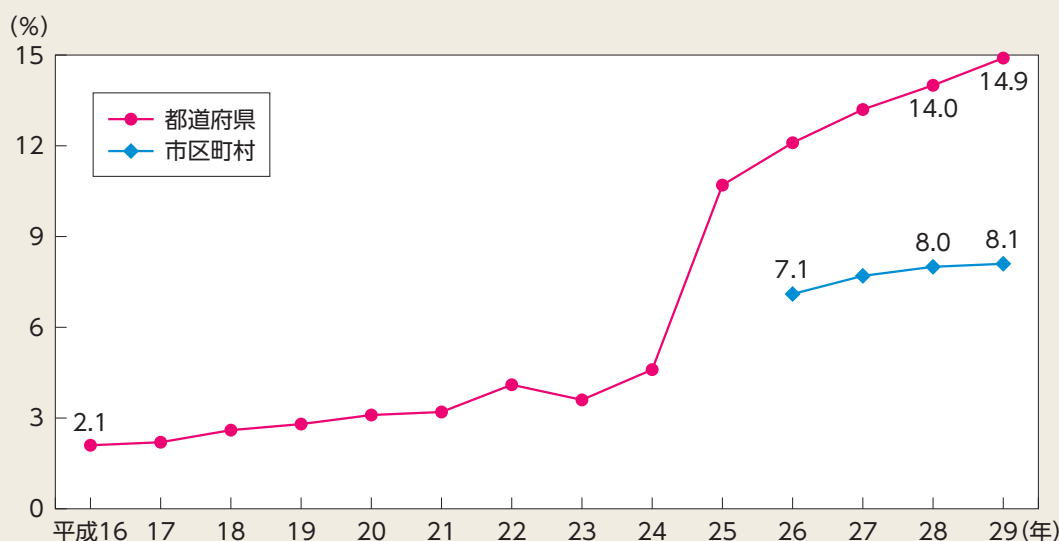
ポイント増）といずれも上昇傾向にある。

都道府県防災会議では、女性委員のいない会議数が平成25年に初めてゼロとなった。一方、市区町村防災会議のうち女性委員のいない会議数は、29年は420（同会議総数の25.6%）となっており、そのうち町村の防災会議が370と約9割を占めている（I-4-5図、6表）。

都道府県防災会議では、平成24年6月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」（同法第15条第5項第8号）を委員に任命することが可能となったため、この規定を活用し、女性委員の割合

を高めた都道府県が多い。都道府県によっては、知事が庁内の職員から委員を任命する際に女性を積極的に登用したり、指定公共機関や指定地方公共機関に対し役職を問わず女性の推薦を依頼するなど、女性委員の割合を高める工夫を行っている。

I-4-5 図 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



<参考：委員に占める女性の割合階級別防災会議の数及び割合（平成29年）>

	防災会議 合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合 の平均 (%)
		0% (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上	
都道府県	(会議数) 47	0	3	12	26	3	0	3	14.9
	(%) 100.0	0.0	6.4	25.5	55.3	6.4	0.0	6.4	
市区町村	(会議数) 1,641	420	242	484	418	58	13	6	8.1
	(%) 100.0	25.6	14.7	29.5	25.5	3.5	0.8	0.4	
市 区	(会議数) 789	50	112	289	279	42	12	5	-
	(%) 100.0	6.3	14.2	36.6	35.4	5.3	1.5	0.6	
町 村	(会議数) 852	370	130	195	139	16	1	1	-
	(%) 100.0	43.4	15.3	22.9	16.3	1.9	0.1	0.1	

- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。
 2. 原則として各年4月1日現在。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。
 4. 「市区」には特別区を含む。

I-4-6表 地方防災会議の委員に占める女性の割合及び女性委員がいない市区町村防災会議数（都道府県別、平成29年）

都道府県名	都道府県防災会議		市区町村防災会議			
	委員に占める女性の割合（％）		平成29年		（参考）平成28年	
	平成29年	（参考）平成28年	委員に占める女性の割合（％）	女性委員がいない防災会議数 / 総防災会議数	委員に占める女性の割合（％）	女性委員がいない防災会議数 / 総防災会議数
北海道	6.2	7.6	3.1	106 / 173	3.8	102 / 168
青森県	18.2	20.5	4.7	19 / 38	3.6	21 / 35
岩手県	15.3	15.1	7.7	6 / 33	7.0	5 / 30
宮城県	16.4	9.4	5.8	10 / 29	6.7	9 / 32
秋田県	8.3	11.7	11.3	5 / 25	11.6	6 / 25
山形県	16.9	16.9	5.6	7 / 32	6.0	7 / 31
福島県	11.1	11.8	4.2	27 / 44	4.6	24 / 45
茨城県	11.5	11.8	7.3	6 / 41	5.9	9 / 41
栃木県	15.4	15.4	9.5	6 / 23	9.0	6 / 24
群馬県	8.5	10.6	6.9	4 / 29	7.2	5 / 26
埼玉県	8.8	10.1	9.5	4 / 62	9.9	5 / 62
千葉県	14.8	13.1	10.3	5 / 48	10.1	8 / 49
東京都	6.0	3.0	11.4	8 / 61	11.7	8 / 61
神奈川県	22.8	14.5	9.6	3 / 33	9.7	3 / 33
新潟県	27.8	25.0	5.9	12 / 29	6.0	10 / 29
富山県	13.8	13.8	4.8	3 / 15	4.6	3 / 15
石川県	10.0	10.0	5.9	6 / 18	5.9	6 / 18
福井県	3.6	3.6	9.4	1 / 17	8.4	2 / 16
山梨県	8.1	6.6	8.3	4 / 24	8.8	6 / 26
長野県	14.9	9.4	7.1	28 / 77	7.1	30 / 77
岐阜県	19.7	18.0	7.6	10 / 41	7.6	10 / 41
静岡県	7.3	7.3	8.6	5 / 35	7.9	4 / 35
愛知県	2.6	2.7	9.5	5 / 54	9.3	6 / 54
三重県	9.1	10.9	9.4	3 / 28	9.0	3 / 28
滋賀県	17.5	16.1	9.2	1 / 19	9.8	1 / 19
京都府	15.2	15.4	7.8	5 / 25	8.2	5 / 25
大阪府	10.3	10.2	10.8	4 / 42	11.0	3 / 42
兵庫県	10.9	10.9	9.9	4 / 40	9.3	5 / 41
奈良県	13.1	11.9	10.5	8 / 32	9.5	10 / 36
和歌山県	11.5	3.9	6.3	15 / 28	7.0	12 / 27
鳥取県	43.3	43.3	15.7	2 / 18	14.9	3 / 18
島根県	40.8	35.2	7.5	3 / 19	7.1	3 / 19
岡山県	14.3	12.5	16.3	5 / 23	15.2	6 / 23
広島県	3.4	3.4	7.2	4 / 23	7.4	5 / 23
山口県	10.2	12.5	9.9	3 / 19	10.8	4 / 19
徳島県	48.1	49.4	7.1	8 / 24	6.3	7 / 24
香川県	13.6	13.6	10.2	0 / 17	9.4	1 / 16
愛媛県	9.8	8.2	6.4	5 / 19	6.7	6 / 19
高知県	12.1	10.5	9.9	5 / 32	8.9	5 / 32
福岡県	6.9	5.2	13.6	12 / 56	14.3	12 / 54
佐賀県	29.4	32.4	9.6	4 / 20	10.0	7 / 20
長崎県	15.2	10.6	6.1	6 / 21	6.0	5 / 21
熊本県	10.7	10.7	6.7	4 / 45	6.6	3 / 45
大分県	9.6	10.0	8.4	1 / 18	7.2	1 / 18
宮崎県	11.3	7.5	6.3	7 / 24	5.5	9 / 25
鹿児島県	9.7	8.3	5.9	13 / 40	5.0	15 / 40
沖縄県	13.0	13.0	8.2	8 / 28	8.1	10 / 31
計	14.9	14.0	8.1	420 / 1,641	8.0	436 / 1,638

（備考） 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。
 2. 原則として4月1日現在。

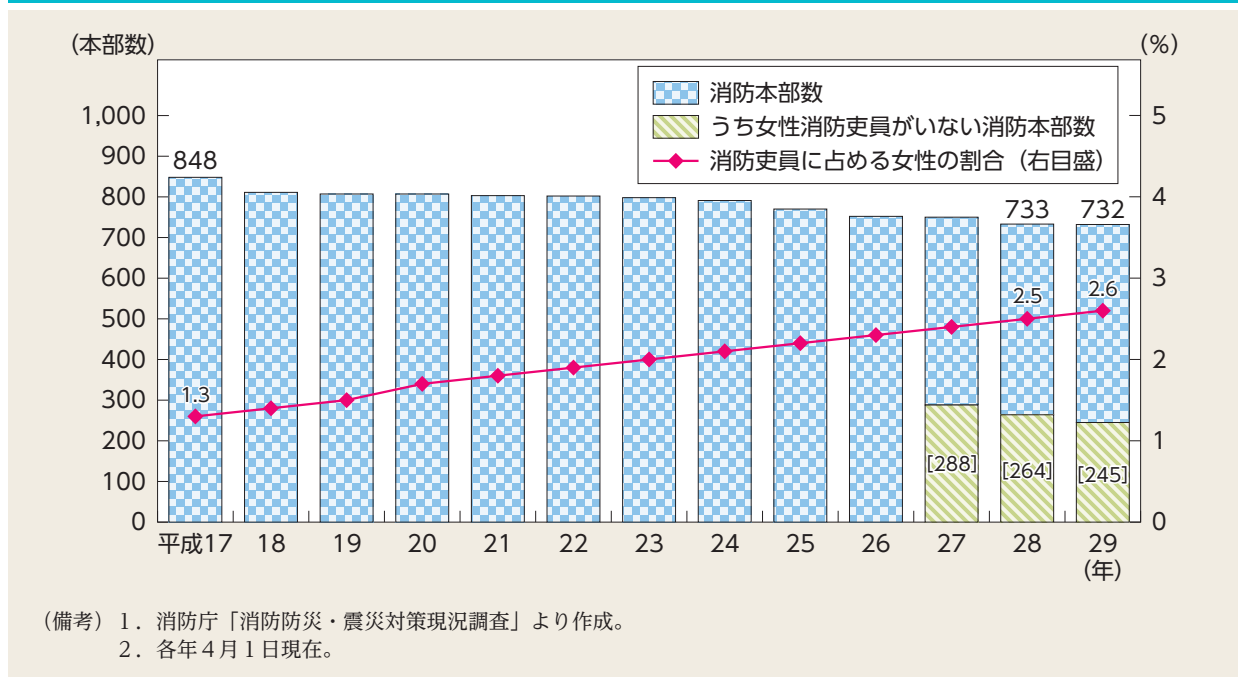
(防災の現場における男女共同参画)

消防吏員に占める女性の割合は、平成29年4月1日現在で2.6%であり、女性消防吏員がない消防本部数は、同日現在で245（消防本部数の33.5%）となっている（I-4-7図）。

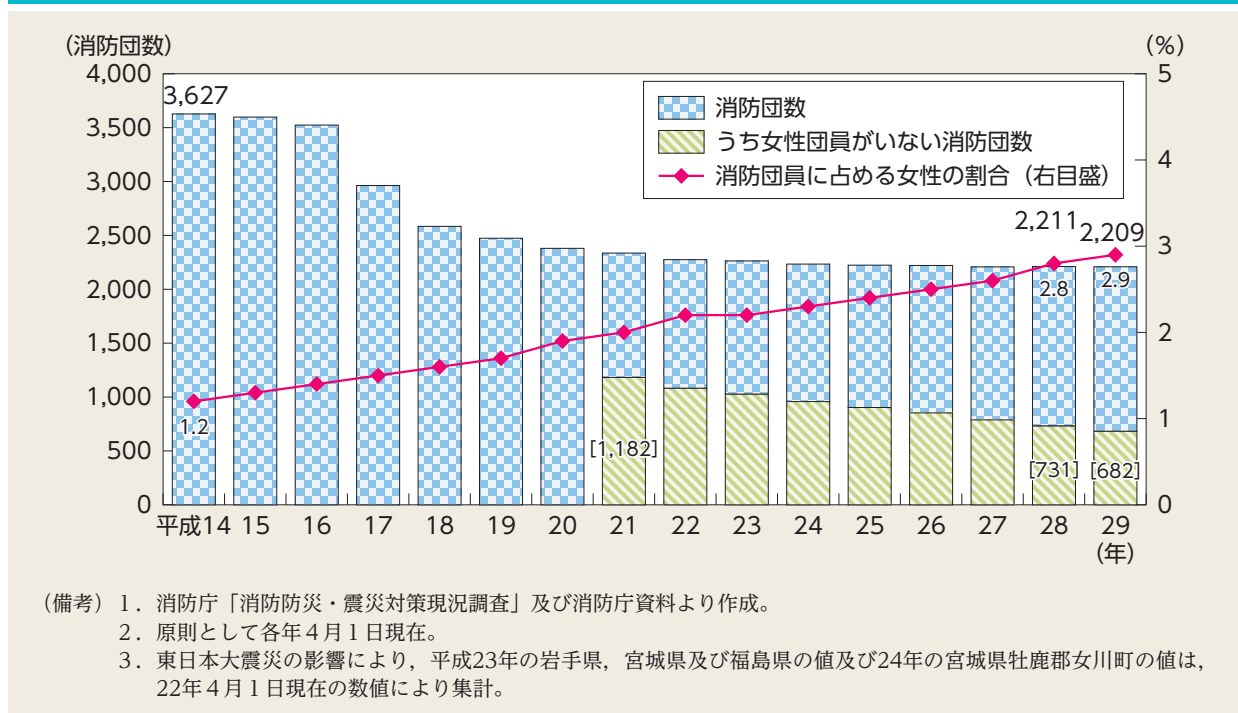
消防団員に占める女性の割合は、平成29

年4月1日現在で2.9%であり、消防団員総数が減少する中で、女性の割合は一貫して上昇傾向にある。また、女性消防団員がない消防団数は年々減少しており、同日現在、682（消防団数の30.9%）となっている（I-4-8図）。

I-4-7図 消防本部数及び消防吏員に占める女性の割合の推移



I-4-8図 消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移



本章のポイント

第1節 教育をめぐる状況

- 女子の大学（学部）への進学率は上昇傾向にあるが、男子より低い。
- 専門職学位課程への社会人入学者に占める女子学生の割合は、修士課程への社会人入学者に占める女子学生の割合に比べて低いが、3年連続で上昇した。
- 教員に占める女性の割合は、教育段階が上がるほど、また上位の職になるほど低い。

第2節 研究分野における男女共同参画

- 研究者に占める女性の割合は緩やかな上昇傾向にあるが、平成29年3月現在で15.7%と、諸外国と比べて低い。
- 研究者の所属機関や専門分野には、男女で偏りが見られる。

第1節 教育をめぐる状況

(女子の大学進学率は長期的に上昇傾向)

平成29年度の学校種類別の男女の進学率を見ると、高等学校等への進学率は、女子96.8%、男子96.1%と、女子の方が若干高くなっている。また、専修学校（専門課程）への進学率は、女子25.9%、男子19.1%と、女子の方が6.8%ポイント高い。大学（学部）への進学率は、女子49.1%、男子55.9%と男子の方が6.8%ポイント高いが、女子は全体の8.6%が短期大学（本科）へ進学しており、これを合わせると、女子の大学等進学率は57.7%となる。近年、大学（学部）への女子の進学率が上昇傾向にある一方で、短期大学への進学率は6年度の24.9%をピークに低下傾向にある。

大学（学部）卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、平成29年度では女子5.7%、男子14.9%となっている（I-5-1図）。

なお、文部科学省「学校基本調査」によると、平成29年度における高等教育段階の女

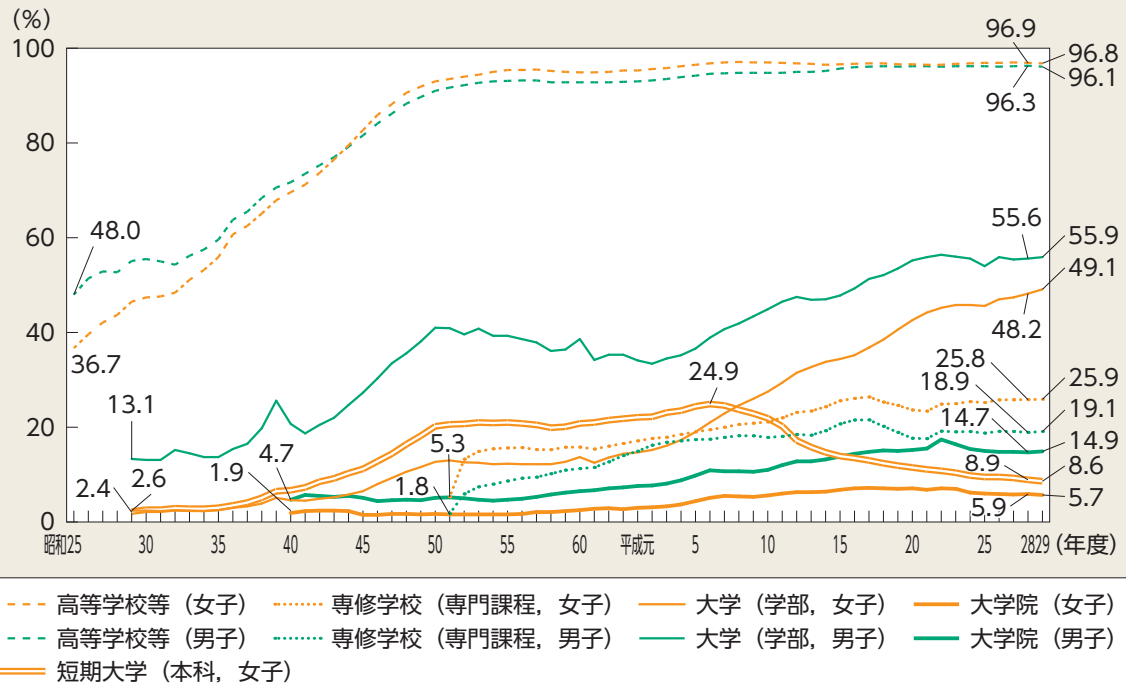
子学生の割合は、大学（学部）44.8%、大学院（修士課程）31.0%、大学院（博士課程）33.4%となっている。

(修士課程及び専門職学位課程における社会人の学び直しの状況)

修士課程の社会人入学者に占める女子学生の割合を見ると、平成29年度は12年度と比べて10%ポイント以上高く47.9%であるが、前年よりやや低下した。

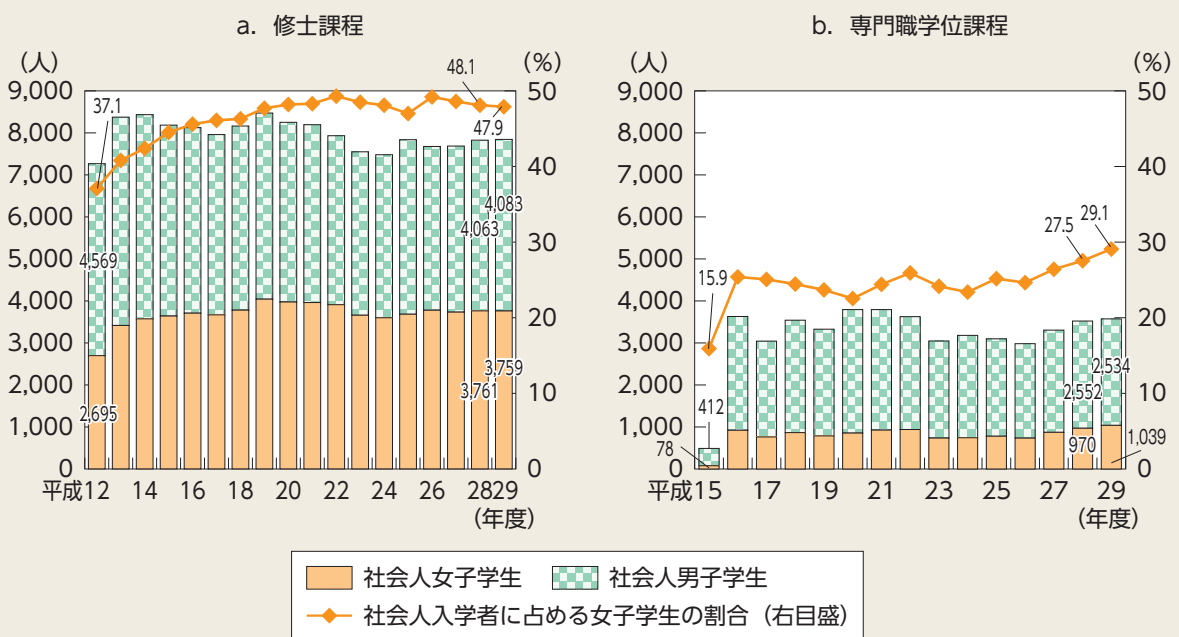
仕事により直結した学位と言える専門職学位課程への社会人入学者に占める女子学生の割合は、修士課程への社会人入学者に占める割合に比べて低く、平成29年度は29.1%であるが、3年連続で上昇している。（I-5-2図）。

I-5-1 図 学校種類別進学率の推移



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
 2. 高等学校等への進学率は、「高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、過年度中卒者等は含まない。）」／「中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
 3. 専修学校（専門課程）進学率は、「専修学校（専門課程）入学者数（過年度高卒者等を含む。）」／「3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。
 4. 大学（学部）及び短期大学（本科）進学率は、「大学学部（短期大学本科）入学者数（過年度高卒者等を含む。）」／「3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数」×100により算出。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
 5. 大学院進学率は、「大学学部卒業後直ちに大学院に進学した者の数」／「大学学部卒業後数」×100により算出（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

I-5-2 図 社会人大大学院入学者数（男女別）及び女子学生の割合の推移



(備考) 文部科学省「学校基本調査」より作成。

(高等教育在学率の国際比較)

我が国の女性の高等教育在学率は、他の先進国と比較して低い水準になっている。また、多くの国では、男性より女性の在学率が高くなっているが、我が国、韓国及びドイツでは男性より女性の在学率が低くなっている（I-5-3図）。

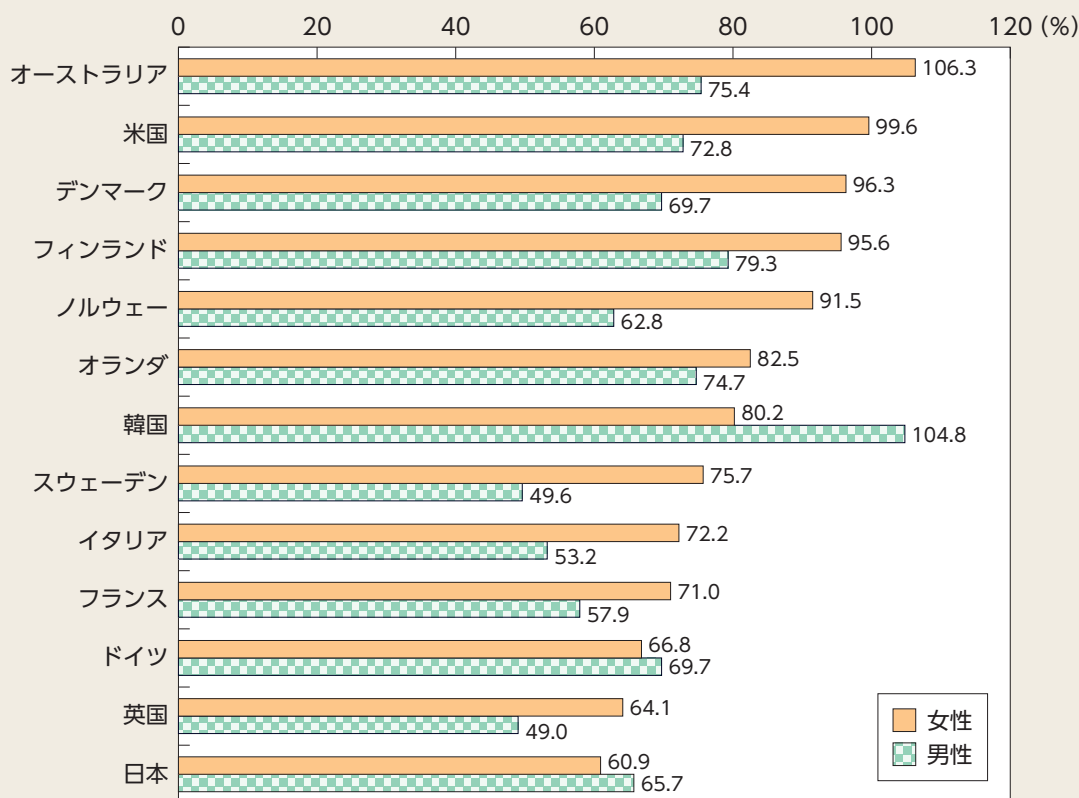
(専攻分野別に見た男女の偏り)

平成29年度における専攻分野計での大学（学部）及び大学院（修士課程）における女

子学生の割合は、それぞれ44.8%、31.0%となっている。専攻分野別に見ると、人文科学、薬学・看護学等及び教育等では女子学生の割合が高い一方、理学及び工学では女子学生の割合が低く、専攻分野によって男女の偏りが見られる（I-5-4図）。

なお、文部科学省「学校基本調査」（平成29年度）によると、博士課程では、人文科学や教育分野を専攻する学生に占める女子学生の割合が高い。また、法科大学院では30.9%が女子学生となっている。

I-5-3図 高等教育在学率の国際比較



- (備考) 1. UNESCO Institute for Statistics ウェブサイトより作成。
 2. 2015 (平成27) 年時点の値。ただし、オーストラリア、フランス、英国及び日本は2014 (平成26) 年、オランダは2012 (平成24) 年の値。
 3. 高等教育在学率 (Gross enrolment ratio, tertiary) は、「高等教育機関 (Tertiary Education, I S C E D 5 及び 6) の在学者数 (全年齢)」 / 「中等教育に続く 5 歳上までの人口」 × 100 で算出しているため、100% を超える場合がある。

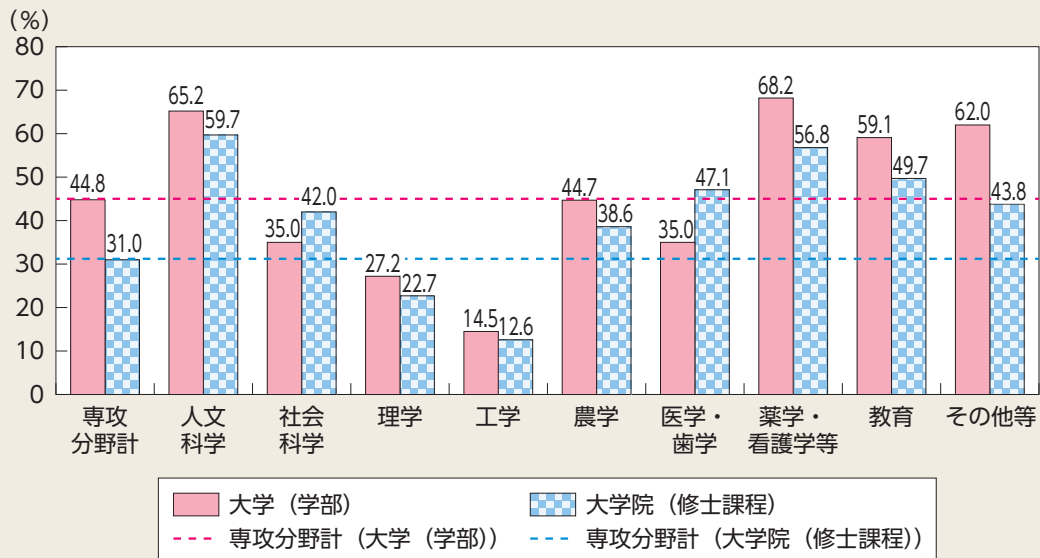
(教育機関における女性教員の割合)

初等中等教育について、平成29年度における女性教員の割合を見ると、小学校では全教員に占める女性の割合が6割以上となっているが、中学校，高等学校と教育段階が上がるにつれて、その割合は低くなっている。また，教頭以上に占める女性の割合は上昇傾向にあ

るものの，教諭に比べると依然として低い。

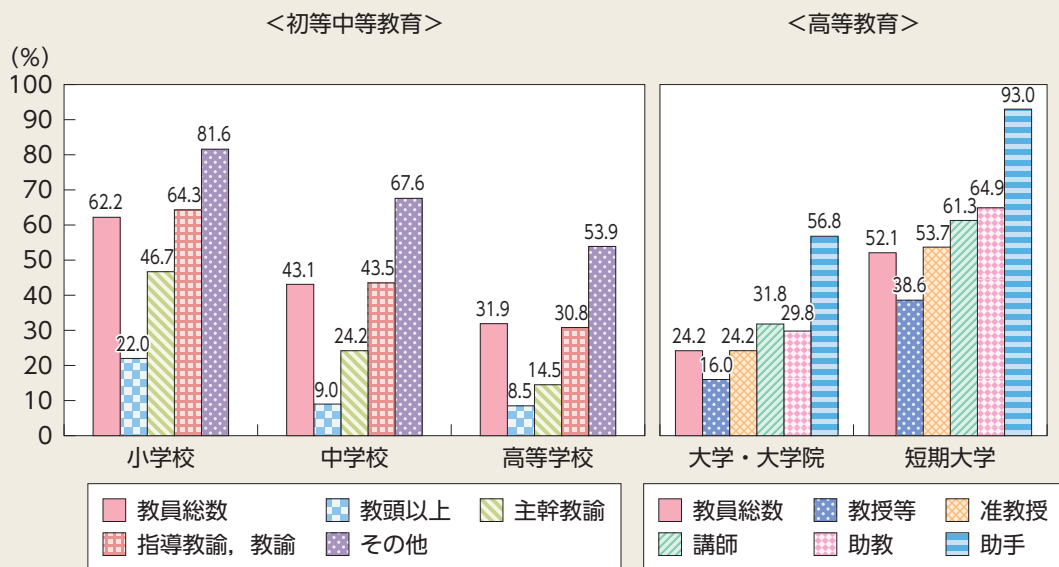
さらに，平成29年度における大学及び大学院，短期大学の全教員に占める女性の割合を見ると，短期大学では52.1%であるが，大学及び大学院では24.2%にとどまっております，特に教授等に占める女性の割合が低い（I-5-5図）。

I-5-4図 大学（学部）及び大学院（修士課程）学生に占める女子学生の割合（専攻分野別，平成29年度）



(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」(平成29年度)より作成。
2. その他等は「商船」,「家政」,「芸術」及び「その他」の合計。

I-5-5図 本務教員総数に占める女性の割合（教育段階別，平成29年度）



(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」(平成29年度)より作成。
2. 高等学校は，全日制及び定時制の値（通信制は除く）。
3. 初等中等教育の「教頭以上」は「校長」,「副校長」及び「教頭」の合計。「その他」は「助教諭」,「養護教諭」,「養護助教諭」,「栄養教諭」及び「講師」の合計。
4. 高等教育の「教授等」は「学長」,「副学長」及び「教授」の合計。

第2節

研究分野における 男女共同参画

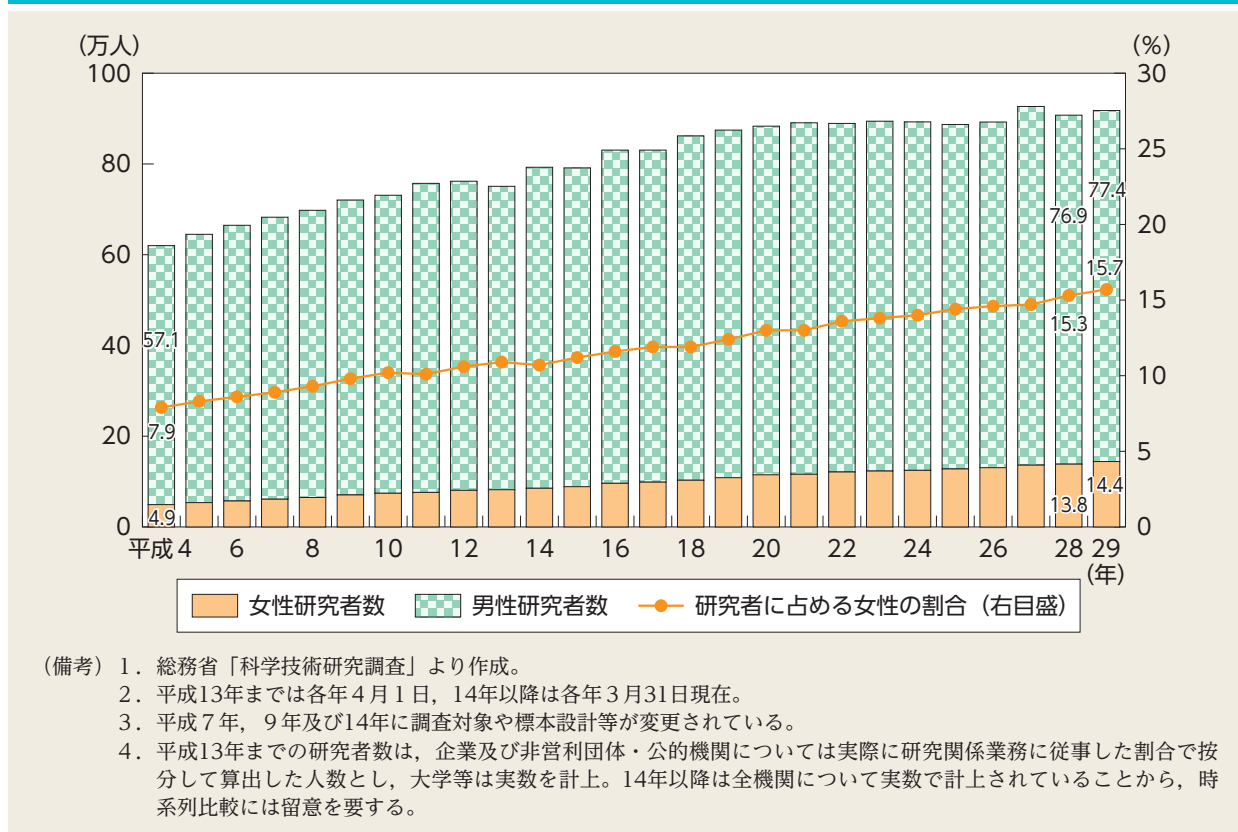
(女性研究者の割合)

我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな上昇傾向にあるが、平成29年3月31日現在で15.7%にとどまっており、諸外国と比べて低くなっている（I-5-

6, 7図）。

研究者に占める女性の割合を所属機関別に諸外国と比較すると、我が国は企業・非営利団体、公的機関及び大学等のいずれにおいても、女性の割合が低く、特に企業・非営利団体で低い（9.2%）ことが分かる（I-5-8図）。

I-5-6図 女性研究者数及び研究者に占める女性の割合の推移

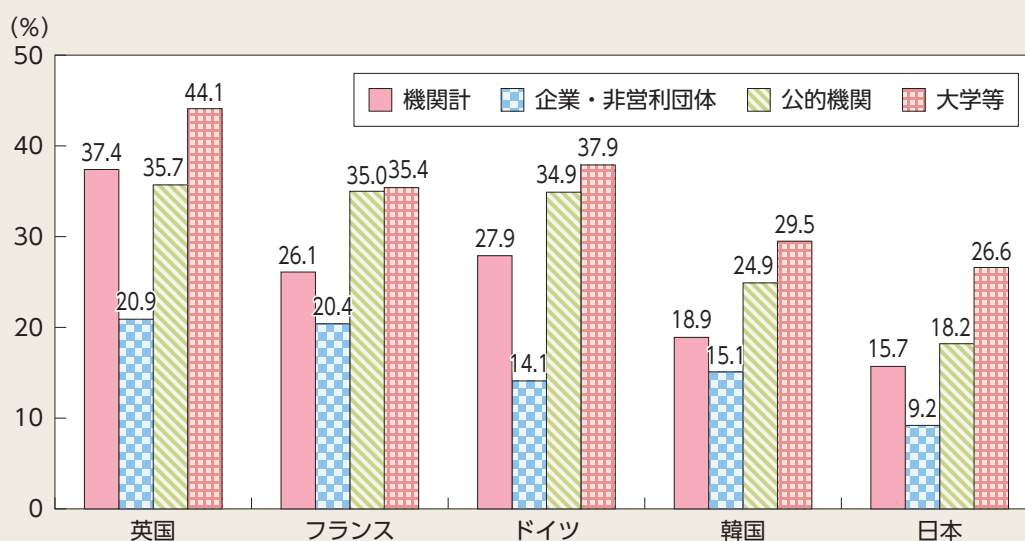


I-5-7図 研究者に占める女性の割合の国際比較



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(平成29年), OECD “Main Science and Technology Indicators”, 米国国立科学財団 (National Science Foundation: NSF) “Science and Engineering Indicators 2018” より作成。
 2. 日本の数値は, 2017 (平成29) 年3月31日現在の値。チリ, アイスランド, 韓国は2016 (平成28) 年値, その他の国は, 2015 (平成27) 年値。推定値及び暫定値を含む。
 3. 米国の数値は, 雇用されている科学者 (Scientists) における女性の割合 (人文科学の一部及び社会科学を含む)。技術者 (Engineers) を含んだ場合, 全体に占める女性科学者・技術者の割合は28.4%。

I-5-8図 所属機関別研究者に占める女性の割合 (国際比較)



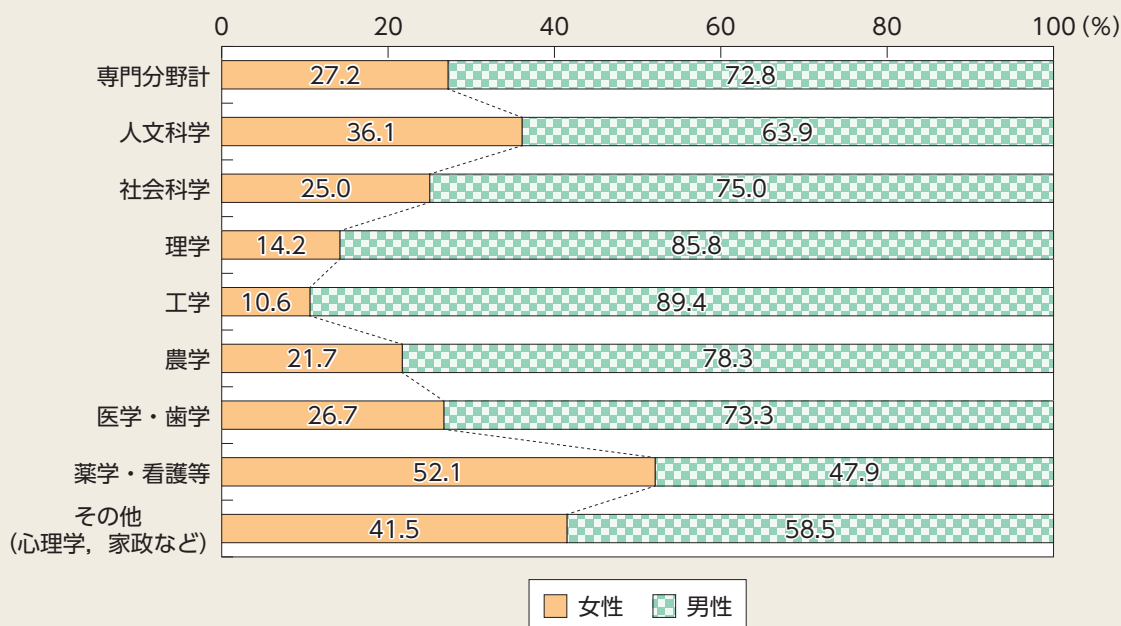
- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(平成29年), OECD “Research and Development Statistics” より作成。
 2. 日本の値は2017 (平成29) 年3月31日現在の値。韓国は2015 (平成27) 年の値, ドイツは2013 (平成25) 年の値, その他は2014 (平成26) 年の値。

(女性研究者の専門分野)

専門分野別に大学等の研究本務者に占める女性の割合を見ると、平成29年は、薬学・看護等では女性が半数以上を占める一方、工学は10.6%、理学は14.2%にとどまっている（I-5-9図）。

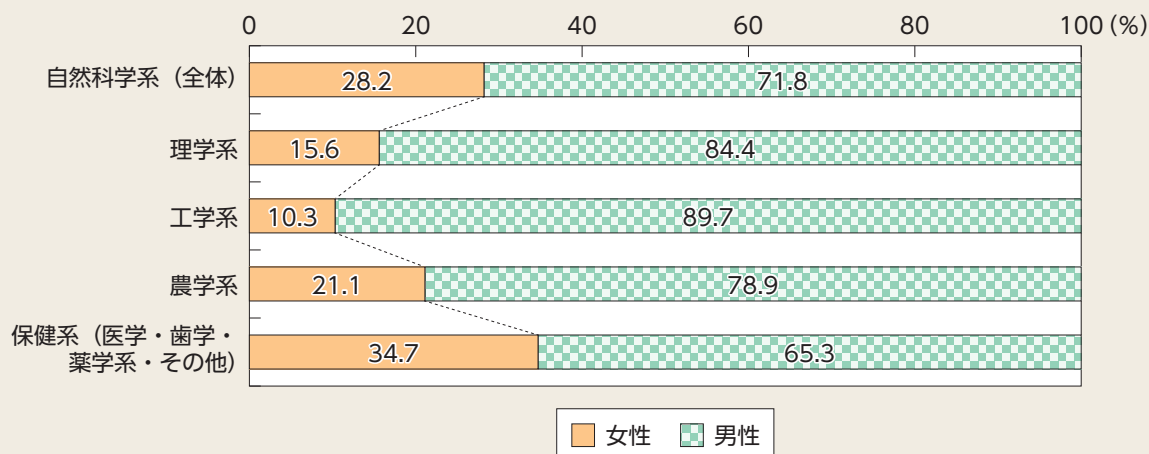
また、平成27年の研究者の採用に占める女性の割合を見ると、自然科学系全体で28.2%にとどまっている。専門分野別に見ると、保健系は34.7%と比較的高いが、理学及び工学系においては10%台となっている（I-5-10図）。

I-5-9図 専門分野別に見た大学等の研究本務者の男女別割合（平成29年）



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(平成29年)より作成。
 2. 「大学等」は、大学の学部(大学院の研究科を含む)、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所及び大学共同利用機関等。
 3. 平成29年3月31日現在。

I-5-10図 自然科学系研究者の採用における男女別割合（平成27年）



(備考) 文部科学省資料より作成。

本章のポイント

第1節 高齢者、ひとり親の状況

- 平成27年10月1日現在、男性では人口の2割以上、女性では3割近くが65歳以上の高齢者。
- ひとり親世帯はこの10年間同水準で推移しており、平成28年は、母子世帯数が123.2万世帯、父子世帯数が18.7万世帯。

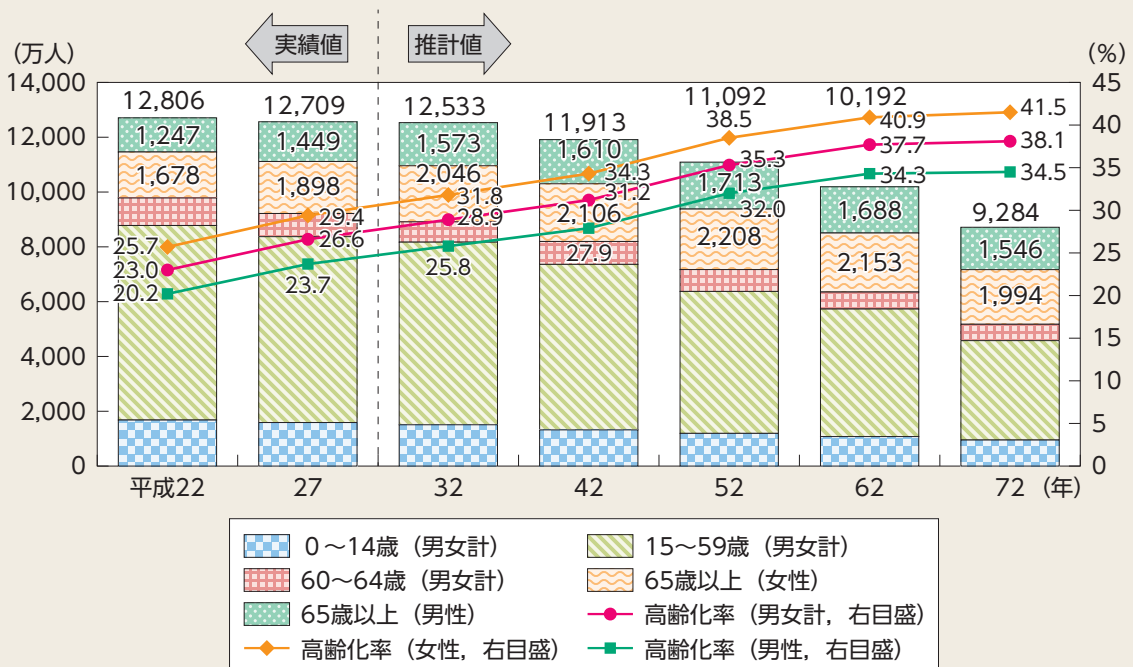
第1節 高齢者、ひとり親の状況

(高齢化の現状)

平成27年10月1日現在、日本の総人口に占める65歳以上人口割合（高齢化率）は

26.6%に達し、男性では人口の2割以上（23.7%）、女性では3割近く（29.4%）が65歳以上となっている。また、65歳以上人口の6割近く（56.7%）を女性が占めている（I-6-1図）。

I-6-1図 年齢階級別人口の変化と高齢化率の推移（男女別）



- (備考) 1. 平成22年及び27年は総務省「国勢調査」及び32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」より作成。
 2. 平成22年及び27年値は、各年10月1日現在。
 3. 平成22年及び27年の総人口は「年齢不詳」を含む。また、すべての年について、表章単位未満を四捨五入している。このため、総人口と各年齢階級別の人口の合計が一致しない場合がある。
 4. 高齢化率は、「65歳以上人口」/「総人口」×100。なお、平成22年及び27年値は、「総人口（「年齢不詳」を除く）」を分母としている。

(高齢男女の就業)

総務省「労働力調査（基本集計）」により、年齢5歳階級刻みで平成19年と29年の就業率を比べると、55歳から69歳までの高齢男女の就業率は、男女とも各年齢階級で上昇している。特に29年の60～64歳の就業率は、女性(53.6%)が19年から12.6%ポイント増、男性(79.1%)も同8.3%ポイント増と、15歳以上の各年齢階級の中で最も上昇幅が大きい。

また、65歳以上の雇用労働者については、平成29年には男女とも7割以上が非正規雇用であり、女性については55～64歳も67.6%が非正規雇用となっている（I-2-6図参照）。

(ひとり親世帯の状況)

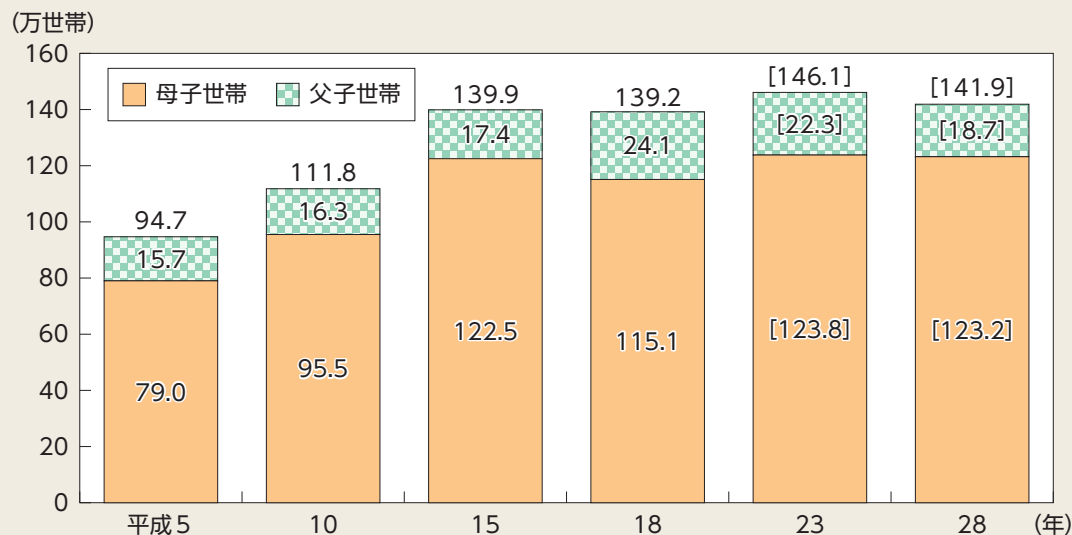
子どものいる世帯は徐々に減少している

が、ひとり親世帯はこの10年間同水準で推移しており、厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」によると、平成28年は、母子世帯数が123.2万世帯、父子世帯数が18.7万世帯である。また、ひとり親世帯の9割程度が母子世帯である（I-6-2図）。

一方で、厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成28年）によると、母子世帯のうち37.5%が年間所得額200万円未満であり、45.1%が生活を「大変苦しい」と感じているなど、日々の生活に苦しむひとり親世帯が多く見られる。

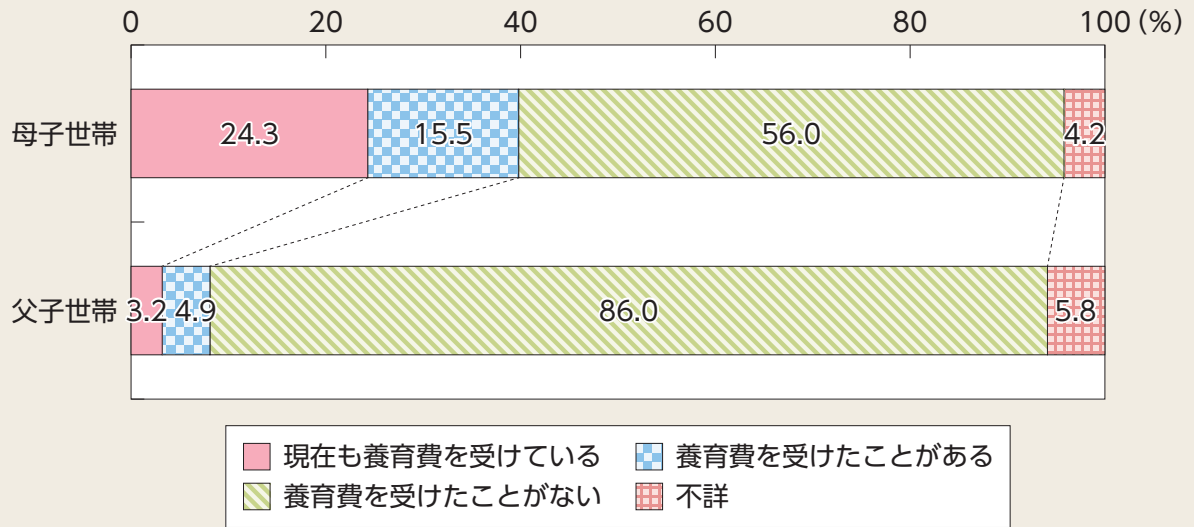
ひとり親世帯の生活の安定のためには、子供の養育費の確保が重要であるが、平成28年に離婚相手から実際に養育費を受け取っているのは、母子世帯で24.3%、父子世帯で3.2%にとどまっている（I-6-3図）。

I-6-2図 母子世帯数及び父子世帯数の推移



- (備考) 1. 平成23年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、28年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 各年11月1日現在。
 3. 母子(父子)世帯は、父(又は母)のいない児童(満20歳未満の子供であって、未婚のもの)がその母(又は父)によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
 4. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。28年値は、熊本県を除く。

I-6-3 図 母子世帯及び父子世帯における養育費の受給状況（平成28年）



(備考) 1. 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」(平成28年度)より作成。
 2. 平成28年11月1日現在。

本章のポイント

第1節 配偶者等からの暴力の実態

- これまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫又は性的強要のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」とする者の割合は、女性の13.8%、男性の4.8%（平成29年調査）。
- 配偶者暴力相談支援センターは、平成30年3月現在、全国278か所。配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は26年度以降10万件を超える高水準で推移し、28年度の相談件数は10万6,367件。
- 配偶者暴力防止法に基づき平成29年に発令された保護命令件数は、1,826件。

第2節 ストーカー行為、性犯罪、子供に対する性的暴力、売買春、人身取引の実態

- 平成29年のストーカー事案の相談等件数は2万3,079件。ストーカー規制法違反の検挙件数は926件であり法施行後最多。ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は1,699件であり昨年と比べて減少。
- これまでに特定の相手からの執拗なつきまとい等の経験のある女性は10.9%、男性は4.5%（平成29年調査）。
- 平成29年の強制性交等の認知件数は1,109件、強制わいせつの認知件数は5,809件。強制性交等は前年に比べて増加し、強制わいせつは前年に比べて減少した。
- これまでに無理やりに性交等された経験のある女性は7.8%、男性は1.5%（平成29年調査）。
- 平成29年の検挙件数は、児童買春事件956件、児童ポルノ事件2,413件。児童買春事件は26年以降、増加傾向にあり、児童ポルノ事件は過去10年間で最多を更新。また、児童虐待事件のうち性的虐待の検挙件数は169件。
- 平成29年の売春関係事犯検挙件数は624件、人身取引被害者総数は42人で、いずれも前年に比べて減少。

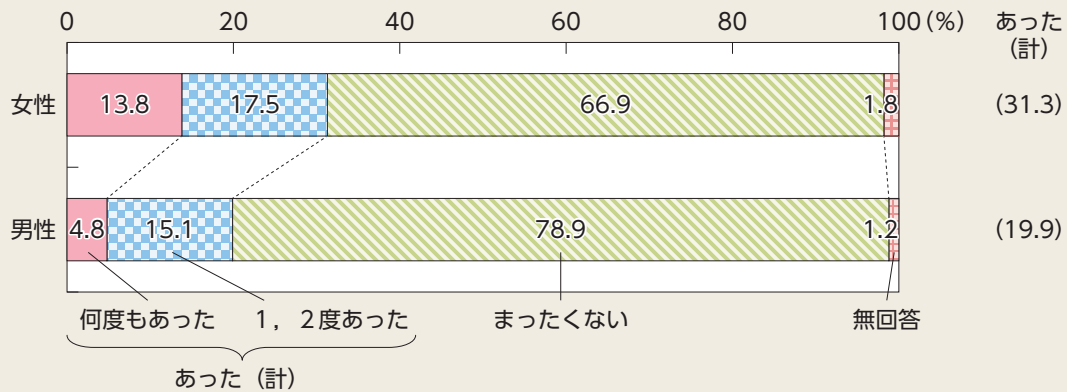
第1節 配偶者等からの暴力の実態

(配偶者からの暴力についての被害経験)

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)によると、これまでに結婚したことがある者のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかについて「何度もあっ

た」とする者の割合は女性13.8%、男性4.8%、「1,2度あった」とする者の割合は女性17.5%、男性15.1%となっており、1度でも受けたことがある者の割合は女性31.3%、男性19.9%となっている(1-7-1図)。

I-7-1 図 配偶者からの被害経験



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,807人、男性1,569人。
 3. 「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について調査。それぞれの用語の定義は以下の通り。
 「身体的暴行」：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行。
 「心理的攻撃」：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。
 「経済的圧迫」：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど。
 「性的強要」：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど。

(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)の施行(13年10月)後、警察が把握する配偶者からの暴力事案は増加を続けている。

配偶者間における暴力の被害者は、女性である場合が多く、平成29年に検挙した配偶者間(内縁を含む。)における殺人、傷害、暴行事件は7,064件であり、そのうち6,427件(91.0%)は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合を罪種別にみると、殺人は157件中87件(55.4%)と他の罪種に比べてやや低くなっているが、傷害は2,682件中2,482件(92.5%)、暴行は4,225件中3,858件(91.3%)と高い割合になっている(I-7-2図)。

警察庁「平成29年におけるストーカー事

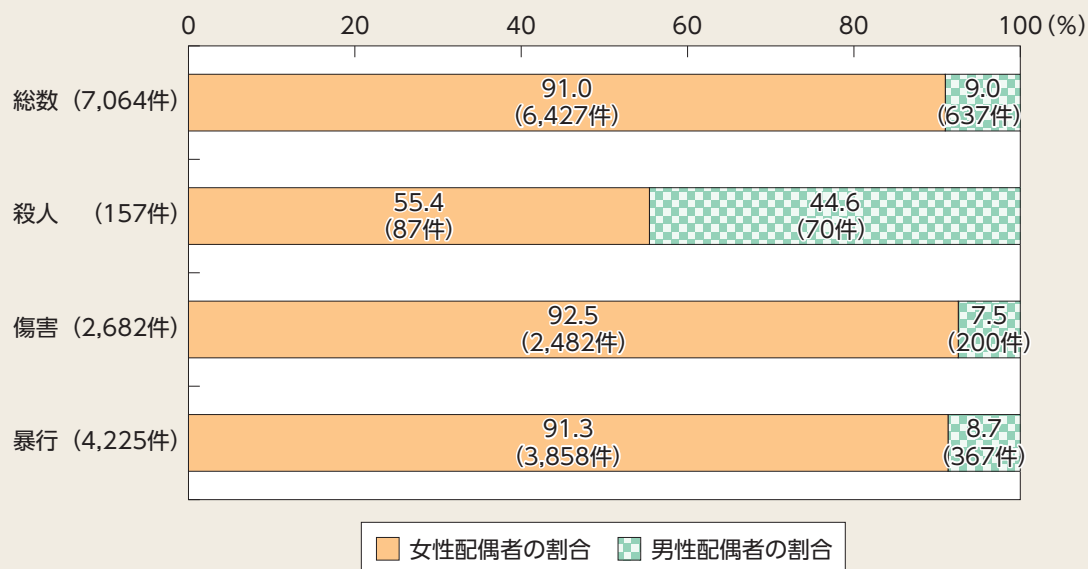
案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、継続して増加しており、29年は7万2,455件と配偶者暴力防止法施行後最多となっている。保護命令違反の検挙は80件と27年以降減少している一方、配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は8,342件であり、継続して増加している。

同資料によると、平成29年の配偶者からの暴力事案等の相談等件数の被害者のうち82.8%(6万15件)は女性であるが、男性の割合も増加傾向にある。

また、配偶者間における犯罪のうち、女性が被害者であるものの検挙件数の推移を罪種別に見ると、平成29年は、傷害は2,482件と前年に比べ減少したが、暴行は3,858件と前年と比較して増加した¹³²(I-7-3図)。

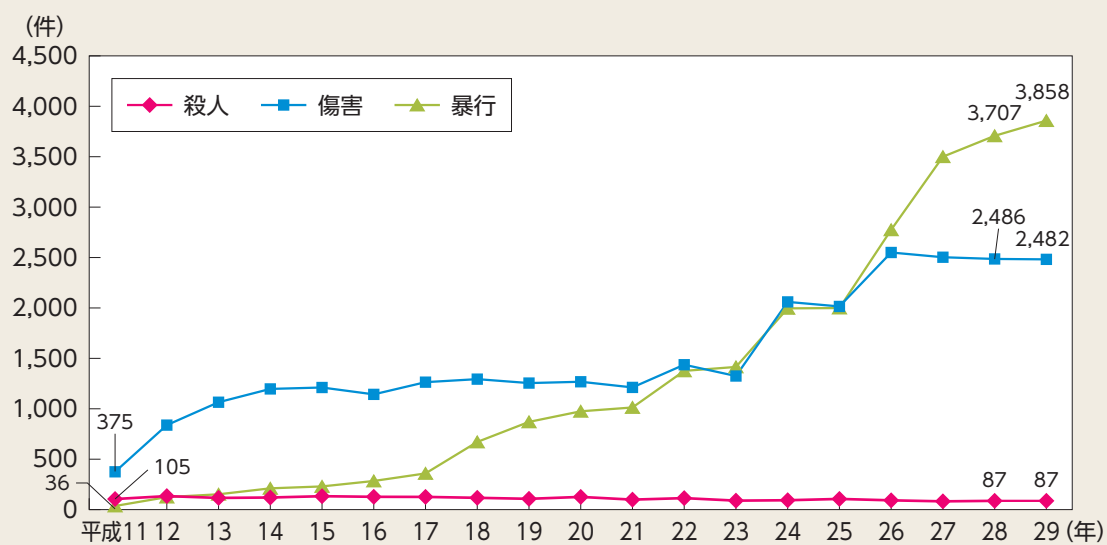
¹³² 数値については解決事件を除く。解決事件とは、刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

I-7-2 図 配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者の男女別割合（検挙件数，平成29年）



(備考) 警察庁資料より作成。

I-7-3 図 夫から妻への犯罪の検挙件数の推移



(備考) 警察庁資料より作成。

(配偶者からの被害経験の相談状況)

配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合について、平成17年以降の推移を見ると、26年までは女性は5割前後、男性は2割前後で推移していたが、29年は女性57.6%、男性26.9%となっている（I-7-4図）。

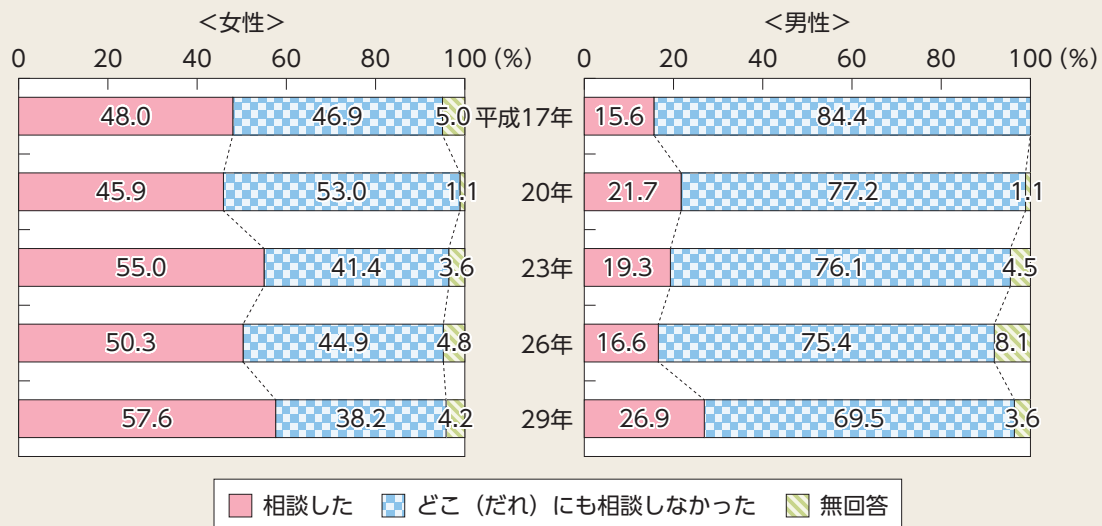
(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数等)

配偶者暴力防止法では、都道府県における

配偶者暴力相談支援センターの設置は義務（市町村は努力義務）であり、同センター数は年々増加している。平成30年3月現在、全国278か所（うち市町村が設置する施設は105か所）が同センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。

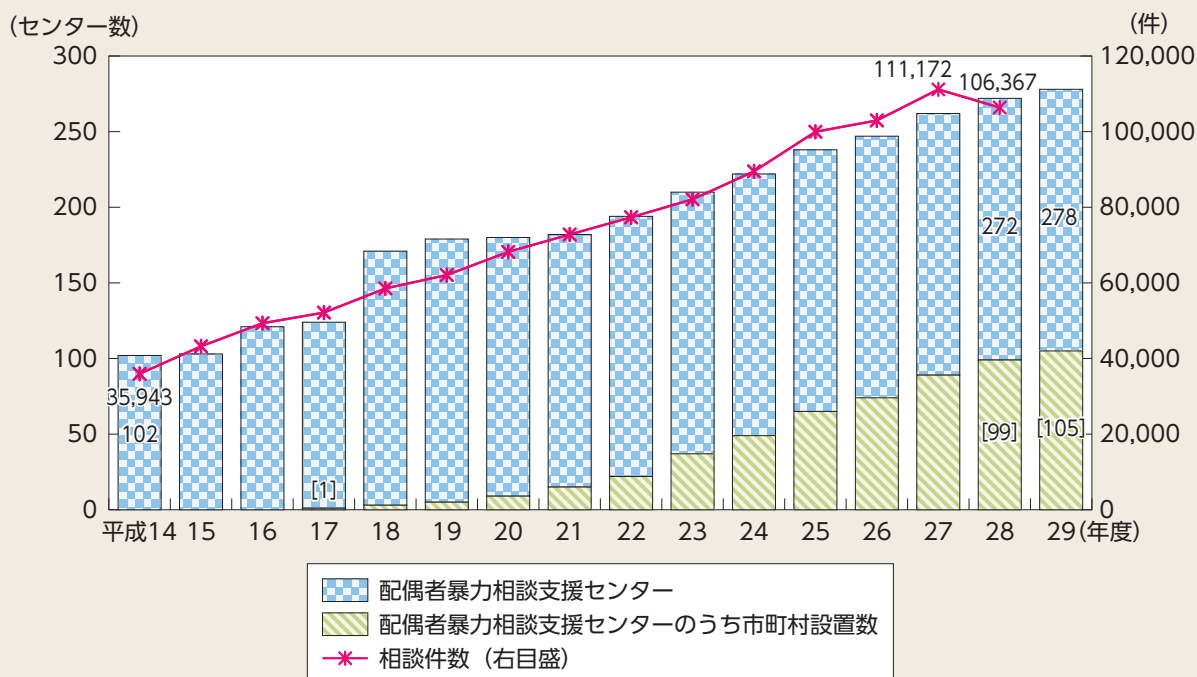
また、平成28年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は10万6,367件であり、3年連続で10万件を超える高水準で推移している（I-7-5図）。

I-7-4図 配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」より作成。
 2. 全国20歳以上の男女を対象（平成17年は4,500人、20年以降は5,000人）とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。
 3. 平成17年から23年は「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「性的強要」のいずれか、26年以降は「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について誰かに相談した経験を調査。
 4. 平成26年以降は、期間を区切らずに、配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。また、17年から23年は、過去5年以内に配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。集計対象者は、17年が女性179人、男性90人、20年が女性185人、男性92人、23年が女性169人、男性88人、26年が女性332人、男性211人、29年が女性427人、男性223人。前項「3」と合わせて、調査年により調査方法、設問内容等が異なることから、時系列比較には注意を要する。
 5. 四捨五入により100%とならない場合がある。

I-7-5 図 配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移



(備考) 1. 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成。
 2. 平成19年7月に、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)が改正され、20年1月から市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。
 3. 各年度末現在の値。

(保護命令の申立て及び発令状況)

配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令又は退去命令を発する保護命令の制度を創設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

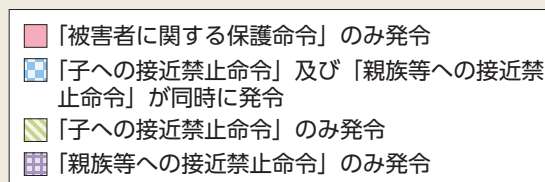
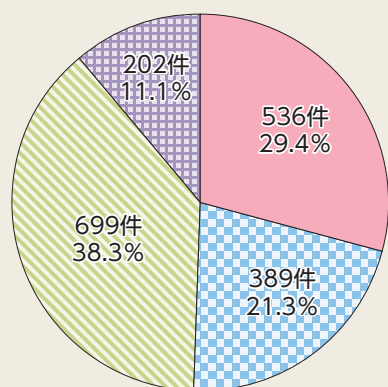
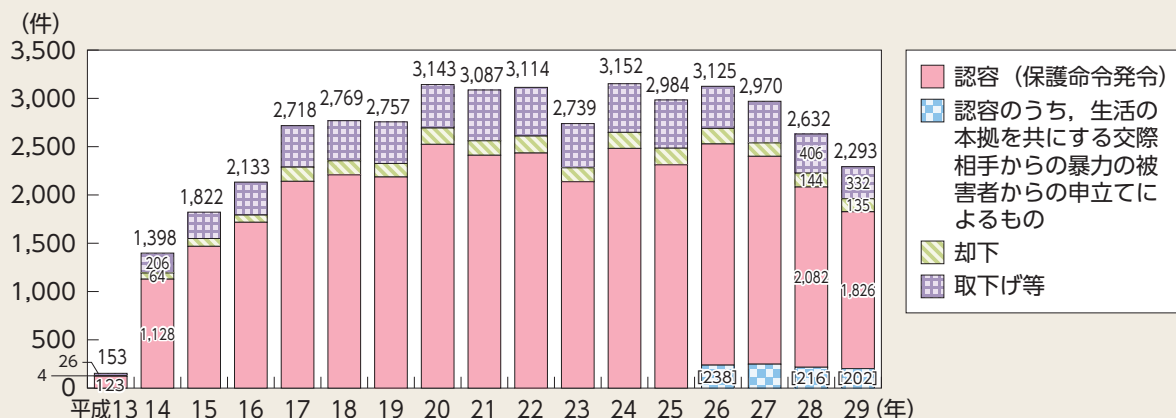
最高裁判所によると、法施行後から平成29年12月末までに終局した保護命令事件は4万2,989件である。

平成29年に終局した事件のうち、保護命

令が発令された件数は1,826件であった。そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたものは29.4%、「子」への接近禁止命令のみが発令されたものは38.3%、「子」と「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたものは21.3%となっている(I-7-6図)。

また、平成29年に終局した事件のうち、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力等に係る被害者からの申立てにより保護命令が発令された件数は、202件となっている。

I-7-6 図 配偶者暴力等に関する保護命令事件の処理状況等の推移



(上段：件数，下段：%)

- (備考) 1. 最高裁判所資料より作成。
 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
 3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される。さらに、26年1月より、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となった。
 4. 平成13年値は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数。
 5. 平成29年値は、速報値。

第2節

ストーカー行為, 性犯罪, 子供に対する性的暴力, 売買春, 人身取引の実態

(ストーカー事案の相談等の状況)

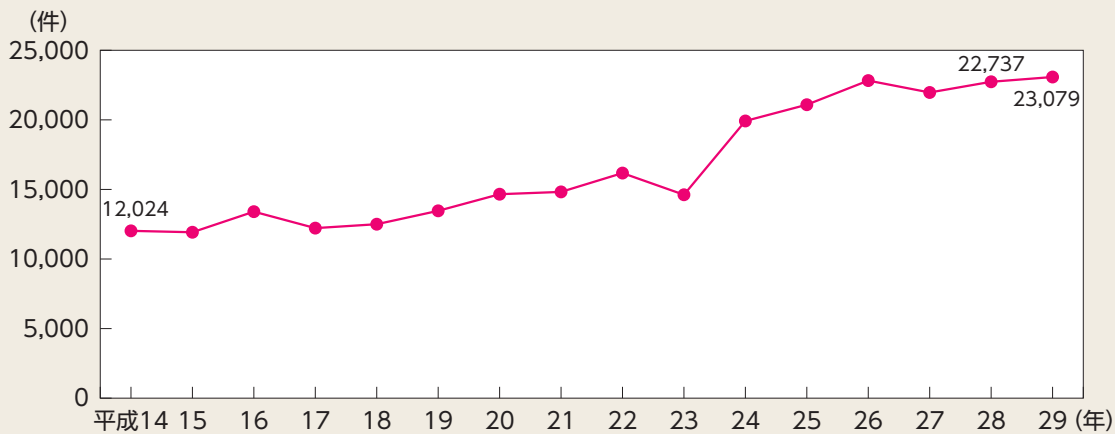
平成29年のストーカー事案の相談等件数は2万3,079件で、前年に比べ342件(1.5%)増加し、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)の施行後から23年までに比べ、24年以降は高水準で推移している(I-7-7図)。また、警察庁「平成29年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、被害者の88.3%が女性で、加害者の82.7%

が男性となっている。

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)において、これまでにある特定の相手から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メール等の被害経験を聞いたところ、1人以上の者から被害を受けたことがある者の割合が、女性10.9%、男性4.5%となっている(I-7-8図)。

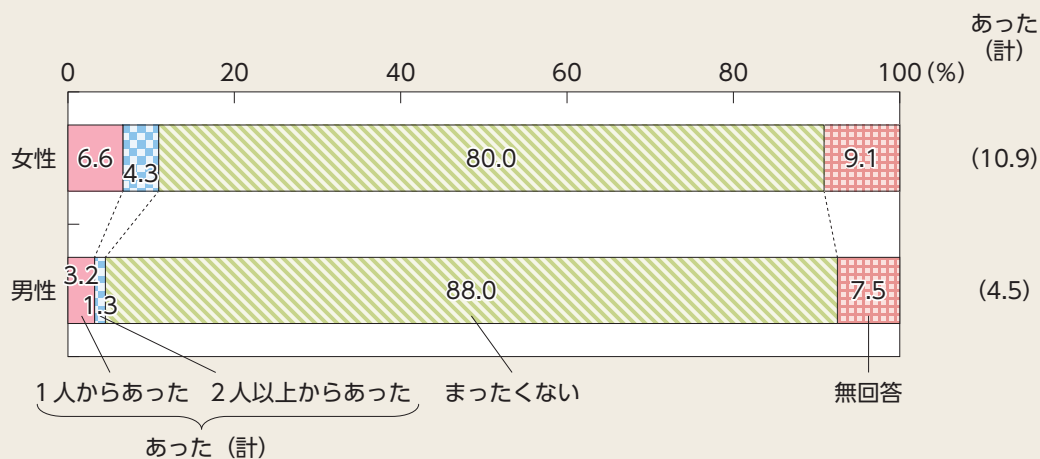
また、被害の相談先として、女性は「友人・知人に相談した」が56.3%で最も多いが、男性は「どこ(だれ)にも相談しなかった」が38.6%で最も多い(I-7-9図)。

I-7-7図 ストーカー事案の相談等件数の推移



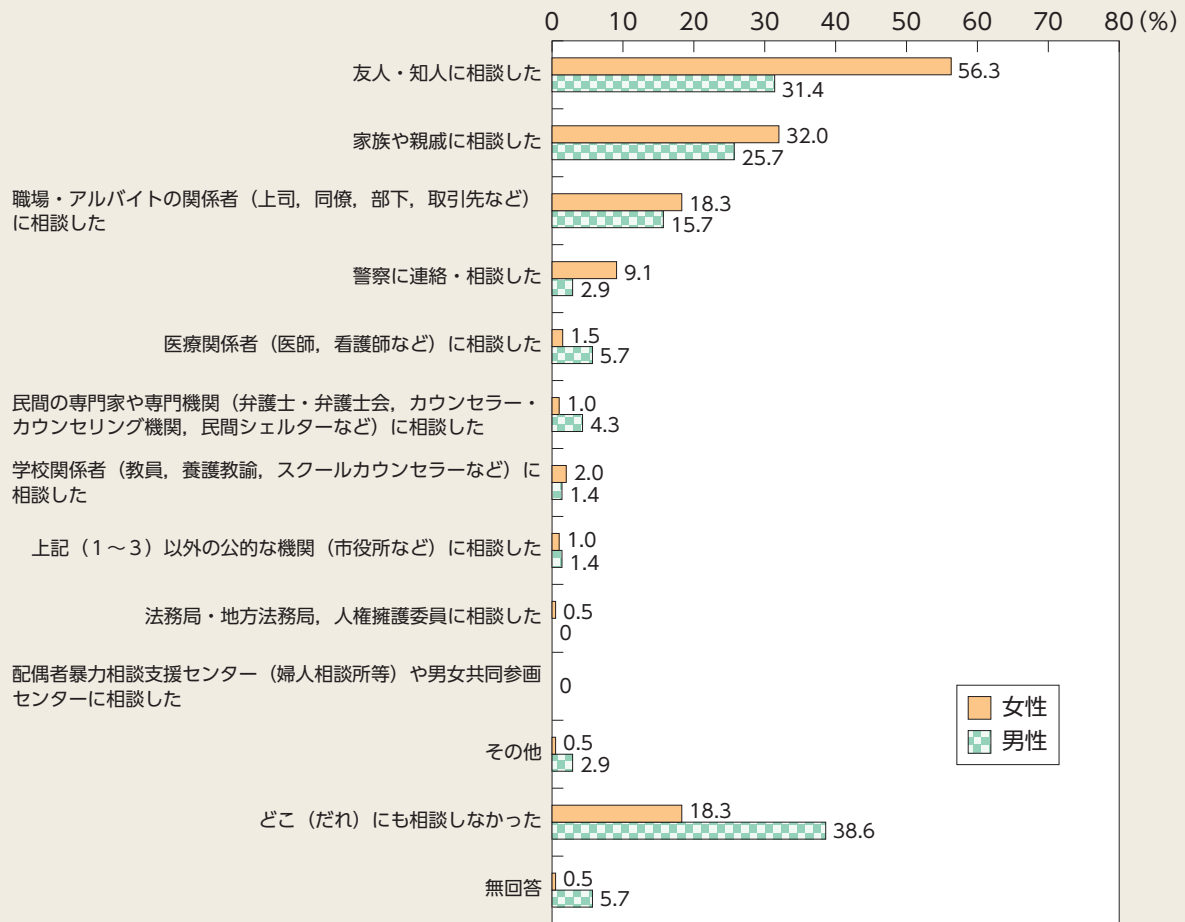
(備考) 警察庁「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」より作成。

I-7-8図 特定の相手からの執拗なつきまとい等の被害経験



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,807人、男性1,569人。
 3. 「特定の相手からの執拗なつきまとい等」は、ある特定の相手から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メールやSNS・ブログ等への書き込みなどの被害のいずれかとして聴取。

I-7-9 図 特定の相手からの執拗なつきまとい等の被害の相談先（複数回答）



（備考）1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成29年）より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。本設問は特定の相手から執拗なつきまとい等の被害にあった人が回答。集計対象者は女性197人、男性70人。
 3. 「上記（1～3）以外の公的な機関」とは、下記以外の公的な機関を指す。
 ・ 配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所等）や男女共同参画センター
 ・ 警察
 ・ 法務局・地方法務局、人権擁護委員

（ストーカー事案に対する対応状況）

警察庁「平成29年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、ストーカー規制法違反の検挙は、平成24年以降増加しており、29年は926件とストーカー規制法施行後最多となっている。一方、ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、24年以降高水準で推移していたところ、29年は1,699件と減少している。また、ストーカー規制法に基づく警告は24年以降増加していたところ、29年は3,265件と前年に比べ297

件（8.3%）減少している。禁止命令等は、緩やかな増加傾向にあったところ、29年は662件と急増し、ストーカー規制法施行後最多となっている。

ストーカー規制法に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は、平成24年以降増加しており、29年は9,007件とストーカー規制法施行後最多となっている。援助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が2,414件（前年比269件増加）、防犯ブザー等の被害防止品の教示又は貸出しが778件（同59件増加）となっている。

(強制性交等・強制わいせつの認知件数)

強制性交等及び強制わいせつの認知件数は、いずれも平成16年以降減少傾向にあり、29年は強制性交等1,109件（前年比120件増加）、強制わいせつ5,809件（同379件減少）となっている（I-7-10図）。

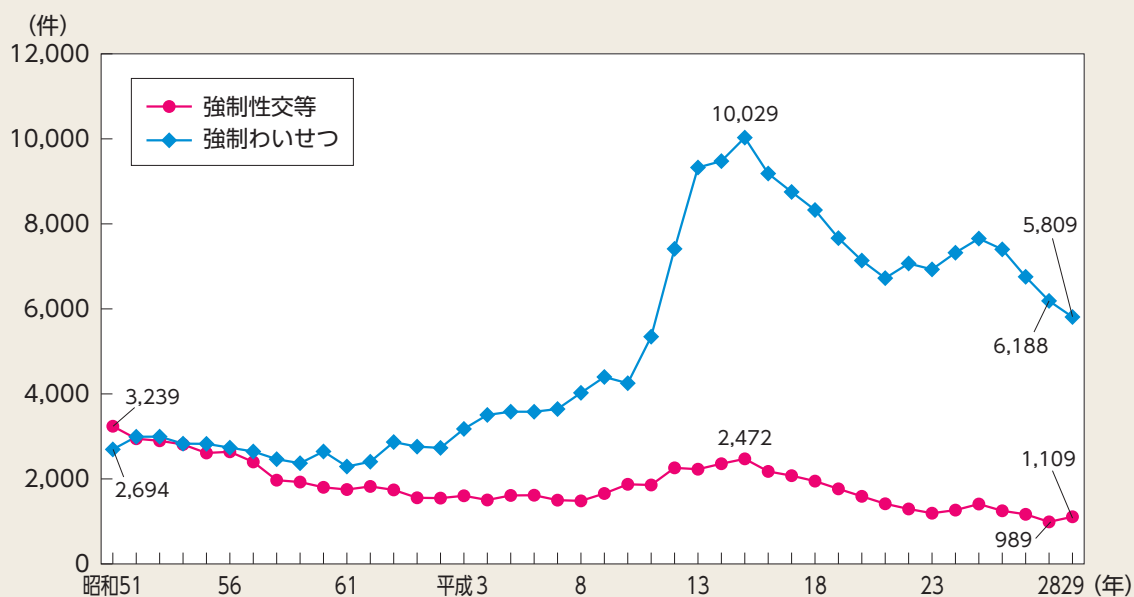
(無理やりに性交された経験)

内閣府「男女間における暴力に関する調査」

（平成29年）において、これまでに無理やりに性交等された経験を聞いたところ、1回以上の被害経験がある女性は7.8%、男性は1.5%となっている。

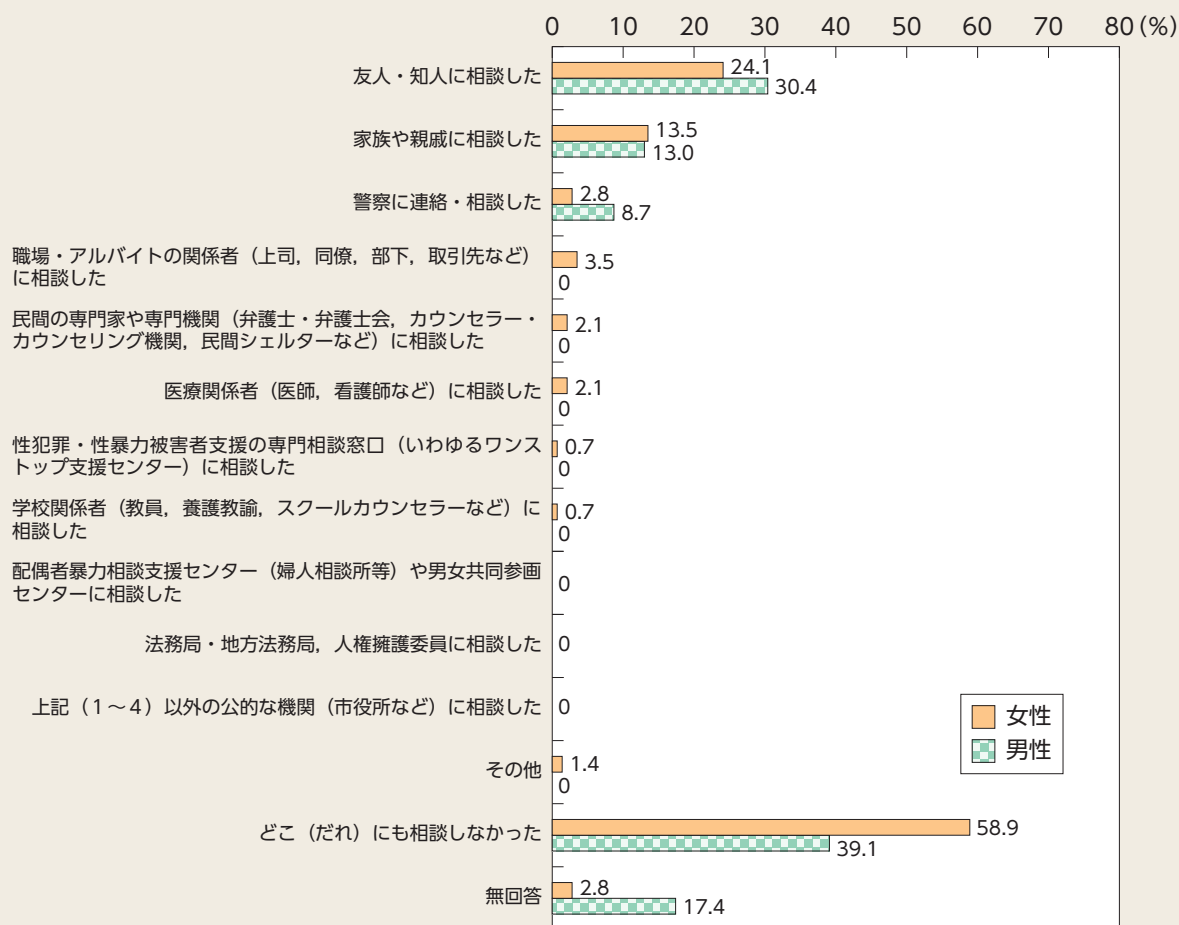
同調査によると、被害経験がある者のうち、被害について「どこ（だれ）にも相談しなかった」者は、女性は58.9%、男性は39.1%となっている（I-7-11図）。

I-7-10図 強制性交等・強制わいせつ認知件数の推移



（備考）警察庁「犯罪統計」より作成。

I-7-11図 無理やりに性交等された被害の相談先（複数回答）



（備考）1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成29年）より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査。
 本設問は、無理やりに性交されたことがある者が回答。集計対象者は女性141人、男性23人。
 3. 「上記（1～4）以外の公的な機関」とは、下記以外の公的な機関を指す。
 ・性犯罪・性暴力被害者支援の専門相談窓口（いわゆるワンストップ支援センター）
 ・配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所等）や男女共同参画センター
 ・警察
 ・法務局・地方法務局、人権擁護委員

（子供に対する性的暴力の検挙件数）

平成29年の児童買春事件の検挙件数は956件、児童ポルノ事件の検挙件数は2,413件であり、過去10年間の推移を見ると、児童買春事件は26年以降増加傾向にあり、児童ポルノ事件は過去最多を更新した（I-7-12図）。また、児童虐待のうち性的虐待の検挙件数は169件（前年比7件増加）となっている。

（売春関係事犯検挙件数）

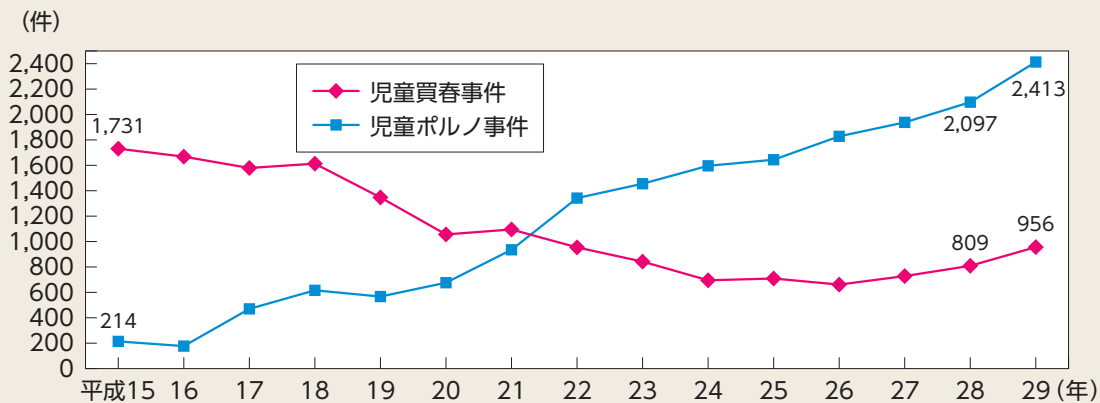
平成29年の売春関係事犯検挙件数は624件となり、前年と比べ減少した。また、要保

護女子総数は270人で前年に比べ減少したが、そのうち未成年者が占める割合は49.3%であり、前年に比べ15.7%ポイント増加している（I-7-13図）。

（人身取引事犯検挙件数等）

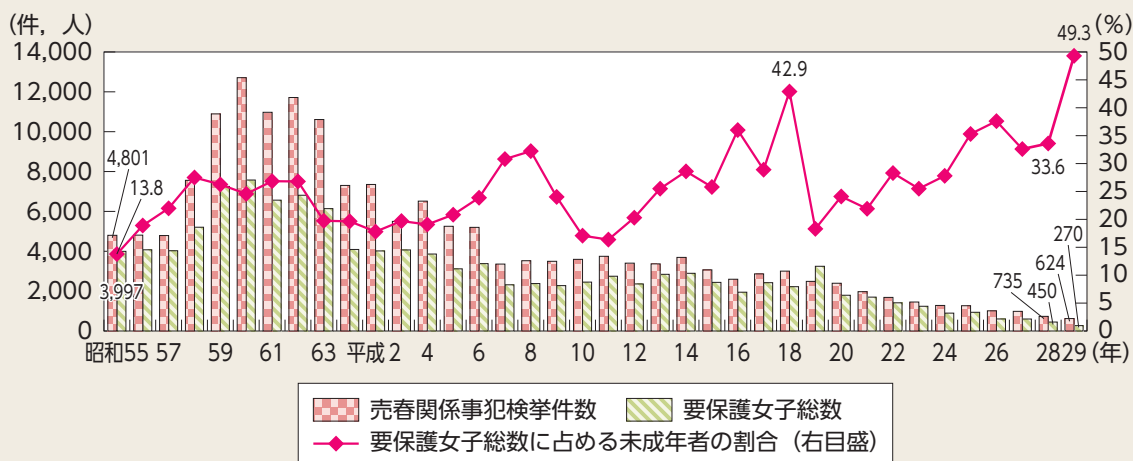
平成29年の警察における人身取引事犯の検挙件数は46件、検挙人員は30人（うち、ブローカーは3人）であり、被害者総数は、42人と2年連続で減少した（I-7-15図）。被害者の国籍は、日本が28人で最も多く、次いでタイが7人となっている。

I-7-12図 児童買春及び児童ポルノ事件の検挙件数の推移



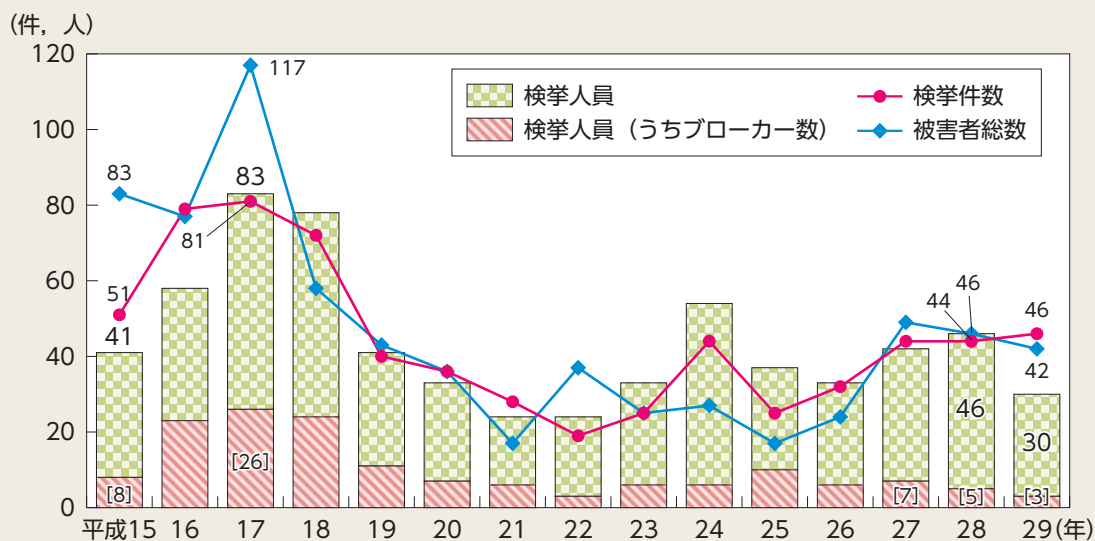
(備考) 警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より作成。

I-7-13図 売春関係事犯検挙件数、要保護女子総数及び未成年者の割合の推移



(備考) 警察庁資料より作成。

I-7-14図 人身取引事犯の検挙状況等の推移



(備考) 警察庁「平成29年中における人身取引事犯の検挙状況等について」より作成。